国際取引WG中間報告書II

サイバーモールに関するモデル契約の検討

目次

1序

2 検討の枠組

- 2.1 対象範囲の限定
- 2.2 契約の類型化

2.3 モデル契約全体の概要

- 2.3.1 契約当事者
- 2.3.2 消費者 モール運営者/利用規約
- 2.3.3 出店者 モール運営者/出店契約
- 2.3.4 モール運営者 モール運営者/クロスリンク契約

3消費者-モール運営者/利用規約

3.1 はじめに

- 3.1.1 利用規約試案作成の基本方針
- 3.1.2 入会手続・モールの利用
- 3.1.3 利用規約作成上の留意点

3.2 利用規約(試案)

- 3.2.1 条項目次
- 3.2.2 利用規約(試案)
- 3.2.3 利用規約(試案)逐条解説

4出店者-モール運営者/出店契約

4.1 はじめに

- 4.1.1 出店契約試案作成の基本方針
- 4.1.2 出店手続
- 4.1.3 出店契約作成上の留意点

4.2 出店契約(試案)

- 4.2.1 条項目次
- 4.2.2 出店契約 (試案)
- 4.2.3 出店契約(試案)逐条解説

5 モール運営者 – モール運営者/クロスリンク契約

5.1 はじめに

- 5.1.1 クロスリンク契約作成の基本方針
- 5.1.2 モールとモール間の提携の理論的な可能性
- 5.1.3 ハイパーリンク

5.2 クロスリンク契約(試案)

- 5.2.1 条項目次
- 5.2.2 クロスリンク契約 (試案)

6条項別サンプル集

- 6.1 条項別サンプル集使用にあたっての注意点
- 6.2 利用規約条項別サンプル
- 6.2.1 利用規約条項別サンプル
- 6.3 出店契約書条項別サンプル
- 6.3.1 出店契約書条項別サンプル

7巻末(名簿)

1序

近年の通信販売の成長、消費者の購買行動の国際化、及び家庭におけるインターネット並びにパソコンの急速な普及をうけ、今後消費者が参加する本格的な国際電子市場が形成されると予想される。この様な対消費者国際電子商取引の拡大のためには、消費者が安心して国際取引を行い、かつ事業者の円滑な参入を促進し得る国際電子商取引の仕組形成に向けた諸課題の検討が必要とされる。これに当っては取引の実態や技術の変化に弾力的に対応することが必要とされ、民間のボランティアな活動をベースとした取引の慣行的ルールの形成が期待されるところである。電子商取引実証推進協議会ではこうした観点で電子商取引に関連する標準約款或いはガイドライン等の整備を試みている。

この中で国際取引ワーキンググループ(モデル約款チーム)は、国際電子商取引におけるサ

イバーモール(以下単に「モール」という)に焦点をあて、平成8年度から9年度の期間を目処に関連するモデル契約の検討を行っており、本報告書は、実証実験プロジェクト関係者、その他国内及び海外関係者、及び読者各位のご意見・ご指摘を願うべく、平成8年度の検討状況を中心に中間的に報告するものである。

平成8年度から9年度初においては、モールに関連する契約関係について国内外の事例調査、その過程で収集した契約・約款等の分析に基づく典型的な取引形態すなわちビジネスモデルの検討、およびモデル契約試案の作成からなる作業を行っており、本報告書において、それらの結果を消費者-モール運営者/利用規約、出店者-モール運営者/出店契約、モール間クロスリンク契約の各試案、逐条解説、条項別サンプル集としてまとめた。なお中間報告に鑑み利用規約については国内取引を前提とし、国際取引としての必要条項は平成9年度の作業としている。

末筆ながら、本書作成までにご協力頂いた各位に対し、深く感謝の意を表する。特に外立法 律事務所弁護士間宮順氏には、本書作成に当って第三者的立場から貴重なご意見を頂い た。

本書が国際電子商取引の更なる発展に寄与すれば幸いである。

平成9年5月

2検討の枠組

2.1 対象範囲の限定

モールに焦点をあてた契約関係を分類するにあたっては、現実の取引関係にほぼ対応する バーチャルな世界での様々な取引関係が想定されることから、その範囲があまりに広くなり すぎ、限られた時間と紙数では論じきれない。そこで当WG(ワーキンググループ)では、 契約関係を網羅的に分類することよりも、インターネット上のモールを通して行われる取引 (契約)の典型的なパターンを抽出し類型化(下記2.2参照)してみることから作業を開始 した。

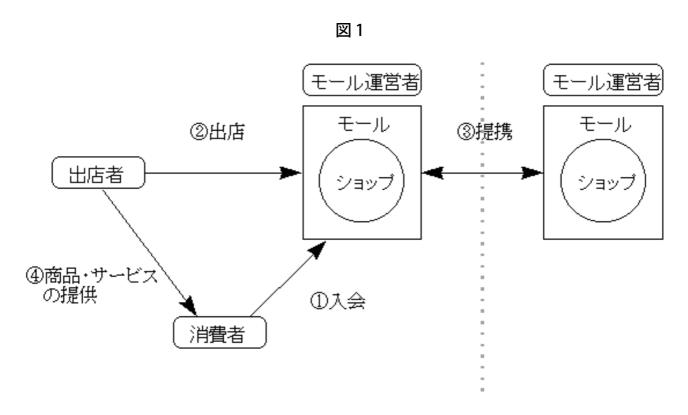
なお、消費者とモールへの出店者との間で行われる商品・サービスの提供に関する契約(下記2.2の図1の④参照)は、電子商取引実証推進協議会(以下ECOMという)内の他のワーキンググループである消費者取引検討WGが検討対象としているので、当WGの対象外とした。

2.2 契約の類型化

一般の消費者が家庭からパソコンを起動してインターネットにアクセスし、ネットサーフィンをしている姿をイメージしてほしい。まずお気に入りのホームページ(モール)に入り、ハ

イパーリンクをたどっているうちに商品・サービスを提供しているショップを見つけたとしよう。その商品・サービスは書籍等のいわゆる有形の物だったり無形の情報だったりするであろう。またそのショップは、地方の地酒を販売している個人商店が独自に店を開いている場合もあれば、百貨店のように大きなモールの中でテナントとして入居している店子だったりするであろう。

図 1は、これら一連の流れの概要を図示したものであり、当WGは、このうち①②③を対象とした。



- ①消費者-モール運営者/利用規約(本書第3項)
- ②モール運営者-出店者/出店契約(本書第4項)
- ③モール運営者-モール運営者/クロスリンク契約(本書第5項)
- ④消費者-出店者/商品・サービス提供契約(当WG対象外)

2.3 モデル契約全体の概要

2.3.1 契約当事者

契約の当事者は、「消費者」、「出店者」、「モール運営者」の三者とした。決済手段にクレジットカード等を使えばそれに応じて契約のパターンも増えてくるとともにクレジット会社や銀行が新たに契約当事者として登場してくるであろう。また、商品によっては納入のた

めに運送会社等を使う場合も考えられ、その場合は運送会社等もこの契約当事者に含めなければならないであろう。

ただし、本書においては、最も基本的な「消費者」・「出店者」・「モール運営者」の三者の関係に限定して検討してみた。

なお、「消費者」のうち、本書第3項の試案においては、実際に想定したモール上のショップで取引ができる者は、○○モールに入会を認められた者すなわち「会員」であり、契約当事者が誰かといわれると「会員」であるという方が法的には正確であろう。できるだけ用語を正確に使い分けしようと努力したが、時間の制約の中で不十分なところも多々あることを前もってお詫びしておきたい。この検討も次年度の課題である。

(1) モール

「モール」とは、本書においてはインターネットのWEBサイト上において商品またはサービスを提供するために必要な機能(オンラインによる受注、会員管理の機能等)を持ったシステム全体(ハードウェアおよびソフトウェアを含む)をいうものとし、モールのシステム全体を運営する主体(法人および個人の場合を含む)である「モール運営者」とは区別した。

ほとんどの場合、前後の文脈からいずれの意味か判断可能なので問題になることはあまりないと考えられるが、日常的に「モール運営者」を単に「モール」という用語に含めて(混同して)使っていることが往々にしてあるので、本書では厳密に区別することにした。

特に電子商取引の分野においては、一般の消費者にとって耳慣れない用語が多く、一部専門家の間でも必ずしも一義的に解釈されていないのが現状である。したがって、インターネットに関わる方は、お互いのコミュニケーションに齟齬を生じさせないためにも、用語の意味を厳密に考えて使っていく努力が必要であるとともに、難解な専門用語は、できるだけ回避すべきであろう。

(2) ショップ

「ショップ」とは、本書においては、出店者がインターネットのWEBサイト上でモールの 提供する機能を利用して、商品またはサービスを消費者(会員を含む)に提供するために構 築した仮想の店舗をいうものとし、ショップをモールに出店する主体(法人および個人を含む)である「出店者」とは区別した。

ここにおいても、上記(1)同様、ほとんどの場合、前後の文脈からいずれの意味か判断可能 なので問題になることはあまりないと考えられるが、日常的に「出店者」を単に「ショッ プ」という用語に含めて(混同して)使っていることが往々にしてあるので、本書では厳密 に区別することにした。

(3)「商品」、「サービス」

本書においては、インターネット上のモールに開設されたショップにおいて取引きされる

(提供される)対象を「商品」と「サービス」に分類した。

また、「商品」には、「物品」と「ソフトウェア」を含むものとした。「物品」の場合は、 衣料品や情報機器等の有形の「もの」の販売・購入を想定しており、「ソフトウェア」の場合は、いわゆる使用許諾ということになる。

ただし、CD-ROM等のパッケージソフトの場合は、実際のデリバリーの手段という観点からいうと通常の「物品」の販売・購入と同様なので、本書では前者の「商品」の販売・購入に含めることにした。したがって、後者の「ソフトウェア」という場合は、もっぱらオンライン・ダウンロード販売による使用許諾を指すこととなる。

「サービス」には、チケットの予約・発券、遠隔医療等の役務の提供が含まれよう。

2.3.2消費者 - モール運営者/利用規約

日本の大きなモールの中には会員制をとって運営しているところが散見されるものの、インターネットを利用した電子商取引を行っているモールの数からいうと少数派であろう。欧米でもモールが会員制をとることについて疑問を持つ方が多かった。これはできるだけ多くの消費者にアクセスしてもらいたいという単純な理由からであるが、会員制のメリット(入会時に登録された会員の属性情報を把握してマーケティングに利用できるとか固定ユーザー(リピーター)を見込める等)もある。また、平成8年度に収集した契約・約款等の多くは会員制を前提としたものが多かった。そこで、本書では、会員制を採用するモールを想定してモデル契約試案を作成したが、会員制にも様々なものがあり、その分類・整理を本来行うべきところ、時間の関係でできなかった。次年度においては、その分類・整理を行うとともに、分類・整理されたパターンに応じた数種類の利用規約をモデル試案として提供すること、および圧倒的多数の会員制をとらない利用規約のモデル試案を提供することも検討したい。

2.3.3 出店者 - モール運営者/出店契約

出店契約は、法人または個人が、モール運営者のモール上に自己の仮想店舗であるショップ を出店し、対価として出店料を支払う場合を想定した。

出店者がモールという百貨店にテナントとしてショップを出店する場合を想像してみてほしい。出店契約にどういう項目を入れないといけないかが多少イメージできよう。

本書においては、出店契約に盛り込むべき事項をできるだけ網羅的に指摘しつつ一般的な解説を付した。電子商取引に特有な論点についてもできるだけ触れようとしたが、紙数の関係で完全にフォローできなかったことを予めお断りしておくとともに、モデル契約に必要十分な条項の検討は、引き続き次年度の課題としたい。

2.3.4 モール運営者-モール運営者/クロスリンク契約

モール間の提携の一つとして、互いにリンクを張り合う関係を想定した。A国に開設された

WEBサーバー上に設けられたモールとB国に設置されたWEBサーバー上のモールがどのような提携関係を持つかについて、この1年間具体的な事例の調査も含めて当WG内で検討してきた。その結果、理論的には様々なパターンが可能性として浮かび上がってきたが、そのほとんどはネットワークを利用しない現実の提携関係と同様に考えれば足り、特に本書で採り上げる必要のないものであった。

したがって、本書でネットワークを利用した電子商取引の「モデル契約」とか「モデル約款」という形で提供することはふさわしくないだけでなく、読者に誤解を招きかねない。しかしながら、当初、当WGに与えられた主要なミッションが国際間電子商取引における「モール間のモデル約款」の検討・作成ということなので、本書においては、ネットワークを利用した電子商取引において最もポピュラーな形での提携パターンとして、単にリンクを相互に張り合う提携関係を紹介するに止めた。

3消費者-モール運営者/利用規約

3.1 はじめに

3.1.1 利用規約試案作成の基本方針

- 1. 消費者とモール運営者間の利用規約試案(3.2.2、以下「本利用規約試案」という)と その解説(3.2.3)を紹介する前に、基本的な枠組みとして入会手続からモールの利用 方法までの概要(3.1.2)を紹介し、次に利用規約作成上の基本的留意点(3.1.3)を 説明することとする。
- 2. これからモールを立ちあげることを決定した者(即ち、モール運営者)にとって、今後、モールを円滑に運営し、モール運営者、消費者(会員)及び出店者との間の法的関係並びに責任関係を明確にするために、最低限モール上に掲載する利用規約には何を定めておかなければならないかが容易にわかるようにした。
- 3. 上記2.3.2の概要でも説明したとおり、本書3.2.2で紹介する利用規約試案は、会員制を前提とした。モールビジネスがまだ成熟していない中で、モールの運営を行うにあたって、出店者が安心してこのビジネスに参加することができる体制にすることが重要である。その観点からは、上記2.3.2で記載した以外にも会員制の採用は、モールの運営者にとって審査、入会拒否等を行うことによって、不適切な消費者を排除できる可能性があること、かつ、会員の購買情報等の分析検討から消費者の動向や嗜好を把握することが可能となること、といった利点もあげられよう。しかし、できるだけ多くの消費者にモールを訪問(アクセス)してもらうという意味では、閉鎖的な会員制は必ずしも適切でないであろう。そこで、以下には、会員制をとらない場合に修正すべき条項のうち重要な点について、言及することとした。
- 4. 本利用規約試案では、モール運営者がモール上で提供するサービスは、①モールにおいて出店者が提供する商品またはサービスに関する情報の提供、及び②会員から出店者に対する商品またはサービスの提供の申込情報の転送であることを前提とした。しかし、モール運営者の中には、これらのサービスと併せて、電子会議室の利用を認める等の追加的なサービスを提供するものもある。この場合、利用規約において、消

費者がこれらの追加的なサービスを利用する際に遵守すべき義務(例えば、公序良俗に反する表現や選挙運動に関する表現を行ってはならない等)を定める必要がある。

- 5. 本利用規約試案では、基本的な取引の枠組みとして、モール運営者は、本人として、 あるいは出店者の代理店として、直接、商品またはサービスを消費者に提供するもの でなく、あくまで、対消費者の関係では出店者が商品またはサービスを提供すること を前提とした。すなわち、商品またはサービスの提供に係る契約は、あくまで出店者 と消費者との間で成立し、モール運営者は、当該契約の当事者とはならない。
- 6. 本利用規約試案では、モール運営者、消費者及び出店者がすべて日本国内に居住することを前提とした。消費者または出店者が日本国外に居住する場合、モール運営者または出店者と消費者との間の取引はクロスボーダーの取引となり、様々な法的問題や税務上の問題が生ずる。例えば、消費者が国外に居住する者の場合、それらの者が居住する国の法律によって、出店者による商品またはサービスの提供が禁止あるいは制限されることがある。また、当該法律によって、出店者による商品またはサービスの提供(広告を含む)について、モール運営者が製造物責任等何らかの法的責任を負担する可能性がある。そこで、モール運営者が、日本国外に居住する消費者が出店者から商品またはサービスの提供を受けることを認めるためには、それらの法律を十分に検討したうえ、モール運営者が被る可能性のあるリスクを把握し、そのリスクを回避するための方法を検討する必要がある。これらを踏まえたうえで適切な利用規約及び出店契約を作成しなければならない。この点は、次年度の課題である。

3.1.2 入会手続・モールの利用

以下の手順で入会手続とモールの利用が進められることを想定した。

- 1. 消費者は、ショップの商品またはサービスの提供を受けることを希望する場合、インターネットでモールのホームページにアクセスして、ホームページ上に掲載された入会申込書のフォーマットに必要事項を記入(入力)し、利用規約の内容を確認した上で、「送信」ボタンをクリックすることによって入会申込を行う。
- 2. 「送信」ボタンをクリックしたことにより、消費者は、利用規約の内容を承認したものとみなされることとする。モール運営者は、入会申込を行った消費者が会員として欠格事由を有しないか否かを審査することになるが、申込画面上では、受け付けた旨の表示をするに止められる。モール運営者は、消費者の入会を可とする場合、当該消費者の登録された会員としてのID及びパスワードを当該消費者宛送付する。
- 3. 入会を認められた消費者は、モールの「会員」としてモールの有する機能を利用し、 出店者の開設したショップにおいて商品またはサービスの提供を受ける(購入する) ことができることになる。なお、一般の消費者のうち、入会を認められた者を、以下 本書において「会員」ということにする。

3.1.3 利用規約作成上の留意点

利用規約は、モール運営者がモールを開設し、消費者にモールの利用を認めるにあたって、 当該消費者が従う条件を主として定めるものであり、モールの円滑な運営を行うための基礎 となる契約である。そこで、以下には、モールを運営しようとする者が利用規約を作成する 場合に留意すべき点について整理した。ただし、本書は論点を網羅的に指摘することを目的 とするものでなく、基本的に問題と思われる事項を整理したにすぎないことを予めお断りしておきたい。

(1) 定義(第1条)

利用規約は対消費者の契約であるため、利用規約で使用されている用語が一般消費者にとって十分理解されるものでなければならない。

(2) 規約の範囲及び変更(第2条)

会員(利用者)によるモールの利用一切に利用規約が適用されることを明確にしておくことは必要不可欠である。また、モールの提供するサービスの変更等の理由によっては、利用規約を変更せざるを得なくなるため、利用規約は変更され得る旨明確にしておく必要がある。

(3) 入会手続及び会員資格(第3条ないし第5条)

会員制をとる場合、どのような手続を経て、どのような条件の下で会員資格を取得できるか利用規約で規定しておく必要がある。なお、会員制をとらない場合は、入会手続に係る規定は不要であるが、モールを利用するため最低限度の資格を規定することが考えられる。

(4) 会員情報の取扱 (第6条)

モールの適切且つ効果的な運営のためには、会員(利用者)に係る情報を整理、分析し、出店者等に提供することが必要であるが、プライバシーの問題があるので、第三者への開示の認められることを明確にしておく必要がある。

(5) 会員設備等の設置及び維持 (第7条)

会員制を採用し、モール運営者が利用料金を徴収する場合、会員が当然にモールのサービスを受けられると誤解される余地がある。モールを利用するために必要な設備は会員自らの費用と責任で設置、維持することを明確化する必要がある。

(6) モール運営者から会員への通知方法 (第8条)

会員が多数に亘ることを考慮し、モール運営者として最も効率的な通知方法をとることができるようにしておくべきである。

(7) I D及びパスワードの管理(第9条)

モール運営者としては、ID及びパスワードの有する同一性の確認機能を確保するためには、会員にこれらの管理責任を課すことが必要不可欠である。

(8) サービスの利用料金 (第10条)

会員制を採用し、利用料金を徴収する場合、どの期間についていくらの利用料金を徴収し、 どのような方法によって支払わなければならないか明確に規定しておく必要がある。

(9) 会員の責任 (第11条)

モールの円滑な運営を確保するために、会員(利用者)に遵守させるべき作為、不作為の義務について定める必要がある。

(10) 退会及び会員資格の抹消等(第12条及び第13条)

会員制を採用する場合、入会申込に対応する退会申込の手続、及び会員資格承認に対応する 会員資格の抹消(強制退会)の手続を規定することが必要である。

(11) サービスの内容、変更およびサービスの中断、停止(第14条ないし第16条)

モールがどのようなサービスを提供するのか、サービスの内容は変更できるか、サービスの中断、停止はどのような場合に行うことができるか、それぞれについて明確に規定しておく必要がある。

(12) 出店者との取引(第17条)

会員がモールを通じて出店者から商品またはサービスの提供を受けた場合、モール運営者、 出店者及び会員との間の法的関係はどうなるか明確に規定しておくべきである。会員は、 モール運営者に対し、商品またはサービス提供の申込を送付し、モール運営者は当該申込を 出店者に転送するという機能を有するが法的にはどのような意味か。当該提供の契約はいつ 成立するか。

(13) 責任及び損害賠償(第18条及び第19条)

モール運営者が負担する責任の限度を明確にすることが必要である。

(14) 合意管轄(第20条)

会員は様々な場所に居住するので、合意による裁判管轄を定めておくべきである。

3.2 利用規約(試案)

3.2.1 条項目次

第1条(定義)

第2条 (規約の範囲及び変更)

WG11 report-2

第3条(入会申込)

第4条(会員資格)

第5条 (届出事項の変更等)

第6条(会員情報の取扱)

第7条 (会員設備等の設置及び維持)

第8条(当社から会員への通知方法)

第9条(ID及びパスワードの管理)

第10条(サービスの利用料金)

第11条(会員の責任)

第12条(退会)

第13条(会員資格の停止・抹消)

第14条(モールにより提供する本サービス)

第15条(本サービスの変更)

第16条(本サービスの中断、停止)

第17条(出店者との取引)

第18条 (責任の範囲)

第19条(損害賠償)

第20条(合意管轄)

3.2.2 利用規約 (試案)

○○モール利用規約

○○株式会社(以下「当社」という)は、当社が運営する「○○モール」の利用について、以下のとおり本規約を定めます。

第1条(定義)

本規約においては、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「モール」とは、商品またはサービスの提供に係る情報の掲載、オンラインによる商品またはサービス提供の申込の転送等のサービスを提供する機能を持ったシステムで、当社が本規約に基づいてインターネット上で運営する「○○モール」をいう。
- (2) 「会員」とは、本規約に基づき、モールにアクセスし、モールの提供するサービスを受けることのできる者として、当社が会員登録を認めた者をいう。
 - (3) 「本サービス」とは、当社が本規約に基づき会員に対し提供するサービスをいう。
- (4) 「出店者」とは、モール上で商品またはサービスを会員に提供する目的で、モールの WEBサーバー上に仮想店舗を出店している者をいう。
- (5)「ショップ」とは、出店者がモールのWEBサーバー上で運営する仮想店舗をいう。

第2条(規約の範囲及び変更)

- 1. 本規約は、本サービスの利用に関し、当社及びに会員に適用するものとし、会員は本モールを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 2. 当社が別途本モール上における掲示またはその他の方法により規定する個別規定及び当社が随時会員に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとします。
- 3. 当社は、会員の承諾なく、本規約を変更できるものとし、当該変更は、本規約で別途定める場合を除き、当社から会員へ通知した時に有効となるものとします。

第3条(入会申込)

- 1. 入会を希望する者(以下「入会希望者」という)は、以下に定める手続その他当社が定める手続に従って、入会を申し込みます。ただし、入会希望者が20歳未満の場合、入会希望者は、当社が別途指定する入会申込書を用い、親権者等法定代理人の同意を得ることが必要です。
- (1) 本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾したうえで、 当社が別途指定するオンラインサインアップの方法により、入会の申込を行うこと。
 - (2) 当社が定める決済方法により利用料金を支払うための約定を行うこと。

- (3)氏名、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス等その他会員登録のために必要なものとして入会登録画面において当社が定める必要事項をすべて当社に届出ること。
- 2. 会員登録手続は、前項の申込に対する当社の承諾をもって完了するものとします。ただし、当社は、入会希望者が以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合、入会希望者の入会を認めないことがあります。
 - (1) 入会希望者が実在しないこと。
 - (2) 入会希望者が○○歳未満の場合。
 - (3) 入会希望者が日本国外に居住する場合。
 - (4) 入会希望者がすでに会員になっている場合。
- (5) 入会希望者が過去に本規約違反等により、会員資格の停止処分中であり、または、過去に本規約違反等で会員資格の抹消が行われている場合。
 - (6) 申込の際に当社に届け出た事項に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
- (7) 入会希望者の指定したクレジットカードまたは支払口座につき、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
- (8) 入会希望者が再入会の場合、モールの利用料金の支払を過去に怠ったことがある場合。
- (9)入会希望者が未成年者、準禁治産者、禁治産者の何れかであり、入会申込の際に法定 代理人または補佐人の同意等を得ていない場合。
- (10) その他、入会希望者が第13条に定める会員資格の停止、抹消の事由の何れかに該当する場合。
 - (11) その他、入会希望者を会員とすることを不適切と当社が判断した場合。

第4条(会員資格)

- 1. 本サービスは、会員のみが利用することができるものとします。入会希望者が第3条に従って、入会の申込をし、会員として登録された時点をもって会員資格を取得します。ただし、20歳未満の会員については、本サービスの一部の利用が制限されることがあります。
- 2. 前項にもかかわらず、当社が申込の承諾をした会員が前条第2項に定める何れかの事由 に該当することが判明した場合、当該承諾を取り消すことがあります。

第5条(届出事項の変更等)

- 1. 会員は、入会申込の際に当社に届出た事項に変更のあった場合は、当社あてに遅滞なく 所定の様式により届出るものとします。なお、婚姻による姓の変更など、当社が承認した場 合を除き、登録された氏名の変更を行うことはできません。
- 2. 会員は、前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

第6条(会員情報の取扱)

- 1. 会員が入会申込の際に当社に届出た事項およびモール上での会員に対し提供するサービスに関する事項は、当社のデータベースに登録されます。当該登録情報は当社の所有するものとします。
- 2. 当社は、登録された情報について、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号記載の場合、出店者に対しては、会員情報として、住所、氏名、自宅および勤務先の電話番号を開示することができます。
- (1) 会員の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示が求められた場合
- (3) 出店者に対して申込の確認等のために提供する場合

第7条 (会員設備等の設置及び維持)

- 1. 会員は、自らの費用で、モールのサービスを受けるために必要となる通信機器(電話利用契約を含む)、コンピュータその他の機器、ソフトウェア等(以下「会員設備等」という)を設置するものとします。
- 2. 会員は、モールのサービスを受けるにあたって支障をきたさないよう、自らの費用と責任をもって、会員設備等を正常に稼動させるように維持し、その選択したプロバイダーを経由してモールにアクセスするものとします。

第8条(当社から会員への通知方法)

- 1. 当社から会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、会員が第3条に基づき予め当社に通知したアドレス宛の電子メール、モール上の一般掲示またはその他当社が適当と認めるその他の方法により送付されるものとします。
- 2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、当社は、会員の加盟するサーバー宛に電子メールを発信し、当該サーバーに到着したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。会員は、当社の発信するモールの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧する義務

を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、会員がその加盟するサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して、確認することをいいます。

3. 第1項の通知がモール上の掲示により行われる場合、当該通知がモール上に掲示され、 会員がモールにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員へ の通知が完了したものとみなします。

第9条(ID及びパスワードの管理)

- 1. 会員は、モール上のサービスの提供を受けるためには、入会申込時に当社からお知らせする I D と会員が設定するパスワードを使用するものとします。会員は、パスワードのついてのみ、会員情報の変更手続によって変更することができます。
- 2. 会員は、入会申込後、当社が会員に付与する I D 及び会員が設定するパスワードの管理 責任を負うものとします。
- 3. 会員は、ID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、 質入等いかなる処分をしてはならないものとします。
- 4. ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
- 5. 会員は、ID及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により、連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第10条(サービスの利用料金)

- 1. サービスの利用料金、算定方法およびその支払方法などは別途定める内容に従うものとします。なお、個別に支払い方法が規定されている場合には、その条件に従うものとします。
- 2. 会員は利用料金に係わる消費税およびその他賦課される税を負担するものとします。
- 3. サービスの利用料金の支払いに関しては、下記の外、各会員ごとに当社が承認した一つによるものとします。また、利用料金の支払いは、毎月行うものとしますが、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などで別途利用条件、支払い条件、利用限度額の設定などの規定がある場合には、それらに従うものとします。会員と当該クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などの間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし当社には一切責任がないものとします。
 - (1) モールの指定する金融機関の口座に振り込む方法
- (2) 当社が承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジッ

トカード会社の規約にもとづき支払う方法

- (3) 会員が、当社が別途定める「預金口座振込による会員登録申込書」を当社宛届出たうえで、当該申込書に記載されたところに従って行われる口座振替による方法。
- 4. 利用料金の支払いは、毎月行うものとし、支払い期日を過ぎても支払いが行われない場合は、会員は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年○○%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金と一括して、当社が指定した日までに支払うものとします。
- 5. 当社は、会員に対する○○日前の通知によって、利用料金の改定を行うことができます。
- 6. 会員が当社に対し支払った利用料金は、理由の如何を問わず返還されないものとします。

第11条(会員の責任)

会員は、本規約に定める事項を遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 会員は、当社がモール上提供するサービスを不正の目的をもって利用しないものとします。
- (2)会員は、当社がモール上提供するサービスに含まれる情報に関する、当社、出店者または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為を 行わないものとします。
- (3)会員は、出店者に対する商品またはサービスの提供の申込情報(以下「申込情報」といいます)を当社に伝送するにあたって、当社の定める手順・セキュリティ手段を遵守するものとします。この遵守を怠った場合、当社はその結果について一切の責任を負担しません。
- (4) 会員は、モールの会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供するなどの処分を行わってはならないものとします。

第12条(退会)

- 1. 会員が退会を希望する場合には、月末をもって退会するものとし、退会希望月の〇〇日前までに当社所定の書式にて当社に届け出るものとし、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。
- 2. 会員が退会する場合、当社は、既に会員から支払われた料金等の払戻義務を一切負担しません。また、会員は、退会したときは、モールの利用に関する一切の権利、特典を失うも

のとし、また、退会に伴って、当社に対して、何らの請求権を取得するものではありません。

3. 会員が死亡または解散した場合、その時点で退会したものとみなします。

第13条(会員資格の停止・抹消)

- 1. 会員が以下の事由の何れかに該当する場合、当社は、会員に何ら事前の通知または催告をすることなく、会員資格を一時停止し、または抹消することができます。
 - (1) 第3条第2項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合。
 - (2) IDまたはパスワードを不正に使用しまたは使用させた場合。
 - (3) 当社がモール上で提供する情報を当社の承諾を得ることなく改変した場合。
 - (4) 不正の目的をもって当社のモールにより提供するサービスを利用した場合。
 - (5) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
 - (6) その他、本規約のいずれかの条項に違反した場合。
- (7) 会員について、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、特別清算、会社更正の申し立てがなされた場合。
 - (8) その他、会員として不適格と当社が判断した場合。
- 2. 会員資格を抹消された場合、当該会員は、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。
- 第14条(モールにより提供する本サービス)
- 1. 当社がモールにより提供する本サービスは次のとおりです。
- (1) モールにおいて出店者が提供する商品またはサービスについてのオンライン電子カタログによる情報の提供
 - (2) 会員から出店者に対する商品またはサービスに関する申込情報の転送
 - (3) 以上のほか、当社が定めるサービス
- 2. 会員は、本サービスを私的にのみ利用するものとし、本サービスを用いて営業を行わないものとします。

第15条(本サービスの変更)

- 1. 当社は、会員に事前に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。
- 2. このような事態に伴い、会員に不利益、損害が発生した場合、当社はその責任を負わないものとします。

第16条(本サービスの中断、停止)

- 1. 当社は、以下の何れかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく本サービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止することがあります。
- (1) 本サービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を定期的にまたは緊急に 行う場合。
 - (2)火災、停電、天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
 - (3) 第一種電気通信事業者の役務が提供されない場合。
- (4) その他、運用上あるいは技術上当社が本サービスの一時中断、もしくは停止が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。
- 2. 当社は、本サービスの提供の一時中断、停止等の発生により、会員または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第17条(出店者との取引)

- 1. ショップは、それぞれ運営する出店者が自己の責任において運営しており、特に明示している場合を除いて、当社およびその関連会社が管理または運営しているものではありません。会員がモール内のショップで出店者において商品またはサービスの提供の取引等を行うものとし、当該商品に関する質問、クレーム等は会員が各ショップに対して直接行うものとします。
- 2. 会員がショップを利用される場合には、ショップにおいて提示される条件等十分に確認のうえ利用するものとします。
- 3. 当社は、ショップの提供する商品またはサービスについて保証いたしません。また、当社は、当該商品またはサービスに関する情報の正確性、完全性、目的適合性、有用性などについても一切保証もいたしません。
- 4. 出店者に対する商品またはサービスの申込は、注文画面の記載事項のすべてを当社のコンピュータシステムが受領することにより行うものとします。当社は、受領した注文を出店

者と当社が定める方法により出店者に転送します。

第18条 (責任の範囲)

- 1. 当社は、会員から受領した申込情報を出店者と定める方法により出店者に転送することを除き、提供される商品またはサービスに係る情報内容、これに関する取引契約の成否およびその履行については一切の責任を負担しません。
- 2. 当社は、会員が送信した申込情報が当社のコンピュータシステムに到着するかどうか、および当社のコンピュータシステムに到着した申込情報が会員の送信した申込情報と同一内容であるかについては、一切の責任を負担しません。
- 3. 当社の責に帰すべき事由により会員から当社のコンピュータシステムに到着した申込情報を出店者に転送できない場合は、当社に故意または重大な過失がある場合に限り、申込情報を伝達できないことにより会員に発生した現在かつ直接の通常損害に限り、年額利用料金の範囲内においてのみ、損害を賠償するものとします。

第19条(損害賠償)

- 1. 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した会員又は第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2. 会員が本サービス利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えることのないものとします。会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該会員に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

第20条(合意管轄)

本規約に関して紛争が生じた場合、当社本店所在地を管轄する〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3.2.3 利用規約 (試案) 逐条解説

3.2.3.1 定義

第1条(定義)

本規約においては、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「モール」とは、商品またはサービスの提供に係る情報の掲載、オンラインによる商品またはサービス提供の申込の転送等のサービスを提供する機能

を持ったシステムで、当社が本規約に基づいてインターネット上で運営する 「○○モール」をいう。

- (2) 「会員」とは、本規約に基づき、モールにアクセスし、モールの提供するサービスを受けることのできる者として、当社が会員登録を認めた者をいう。
- (3) 「本サービス」とは、当社が本規約に基づき会員に対し提供するサービスをいう。
- (4) 「出店者」とは、モール上で商品またはサービスを会員に提供する目的で、モールのWEBサーバー上に仮想店舗を出店している者をいう。
- (5) 「ショップ」とは、出店者がモールのWEBサーバー上で運営する仮想店舗をいう。

【解説】

利用規約は多数の一般消費者を対象とする契約であり、必ずしもパソコンの知識等に詳しくない人の参加が今後とも予測されるので、利用規約で使用される用語は一般消費者にとって十分理解されるものでなければならない。従って、多少とも疑義、誤解を生じるおそれのある用語については定義しておくことが妥当である。例えば、「モール」はモール運営者である「当社」と明確に区別し、また、「ショップ」はそこで商品またはサービスを提供する当事者である「出店者」と明確に区別しておくべきであろう。また、本利用規約は、会員制をとっているので、本利用規約試案では、「会員」と入会を希望する者との区別を明確にすべきであろう。さらに、提供される「商品」や「サービス」、「電子掲示板」等についても定義が必要かもしれない。

定義条項を設けるべきかどうかについて当WGの中でも議論があったが、現時点で可能な限りでの定義を試みたのが本条項である。

3.2.3.2 規約の範囲及び変更

第2条(規約の範囲及び変更)

- 1. 本規約は、本サービスの利用に関し、当社及びに会員に適用するものとし、会員は本モールを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 2. 当社が別途本モール上における掲示またはその他の方法により規定する個別規定及び当社が随時会員に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとします。
- 3. 当社は、会員の承諾なく、本規約を変更できるものとし、当該変更は、本

規約で別途定める場合を除き、当社から会員へ通知した時に有効となるものと します。

【解説】

第1項は、本サービスは本規約に基づいて提供されることを定めるものである。なお、会員制を採用しない場合、本サービスを利用する「お客様」「利用者」に適用がある旨規定することとなる。

第2項では、本規約において本サービスの利用に係るすべての事項について網羅的に定める ことはできないため、その詳細については個別規定または追加規定を定めることとしたもの である。

通知の方法としては、電子メールの同報通信による場合や、電子掲示板を設けてそこに掲載する方法、その他従来の郵送によるといった方法が考えられる。これらの方法を適宜組み合わせて運用しているというのが現状であろう。今後の技術の進歩により安全確実かつ迅速な通知方法が確立されることを期待したい。

第3項では、本規約の変更の手続を規定した。モールビジネスは現在、発展途上にあり、 モール運営者としては利用規約の変更の余地を認めておく必要があり、且つ、今後、電子認 証制度の採用等法的整備が行われることも考えられ、利用規約の変更が必要となると思われ る。そこで、本規約は多数の会員との間の法的関係を規定するものであるため、会員から同 意を要することなく、モール運営者から会員への一方的な通知によって本規約を変更できる 旨定めた。なお、会則のような団体の定める規定では、会員の多数決による改正が主な方法 である。しかし、モールの利用に係る利用規約は、会則のように団体における各構成員間の 権利関係を定めるものではなく、モール運営者と各会員間の権利関係を定める契約という性 質を有するものであるので、モールの運営者が本規約を変更する一方的な権利を有すること を当該利用規約中で予め約することも可能であると考えられる。また、このような利用規約 の一方的な変更権の有効性について、判例は、附合契約の一種である生命保険約款の一方的 変更について否定的な立場を取っている。しかし、モールの会員規約の場合、会員側にはい つでも退会する権利があり、長期間に亘る生命保険契約の場合とは同一に論じることができ ないと思われる。但し、利用料金を徴収する場合、サービスと利用料金は対価関係にあるの で、利用料金の改定や基本的なサービス内容の変更については、相当な予告期間(例えば、 1週間とか1ヶ月)を置いて変更の効力が発生するようにするのが妥当と思われる。

3.2.3.3 入会申込

第3条(入会申込)

- 1. 入会を希望する者(以下「入会希望者」という)は、以下に定める手続その他当社が定める手続に従って、入会を申し込みます。ただし、入会希望者が20歳未満の場合、入会希望者は、当社が別途指定する入会申込書を用い、親権者等法定代理人の同意を得ることが必要です。
- (1) 本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾 したうえで、当社が別途指定するオンラインサインアップの方法により、入会

の申込を行うこと。

- (2) 当社が定める決済方法により利用料金を支払うための約定を行うこと。
- (3)氏名、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス等その他会員登録のために必要なものとして入会登録画面において当社が定める必要事項をすべて当社に届出ること。
- 2. 会員登録手続は、前項の申込に対する当社の承諾をもって完了するものとします。ただし、当社は、入会希望者が以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合、入会希望者の入会を認めないことがあります。
 - (1) 入会希望者が実在しないこと。
 - (2) 入会希望者が○○歳未満の場合。
 - (3) 入会希望者が日本国外に居住する場合。
 - (4) 入会希望者がすでに会員になっている場合。
- (5) 入会希望者が過去に本規約違反等により、会員資格の停止処分中であり、または、過去に本規約違反等で会員資格の抹消が行われている場合。
 - (6) 申込の際に当社に届け出た事項に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合
- (7)入会希望者の指定したクレジットカードまたは支払口座につき、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
- (8) 入会希望者が再入会の場合、モールの利用料金の支払を過去に怠ったことがある場合。
- (9)入会希望者が未成年者、準禁治産者、禁治産者の何れかであり、入会申込の際に法定代理人または補佐人の同意等を得ていない場合。
- (10) その他、入会希望者が第13条に定める会員資格の停止、抹消の事由の何れかに該当する場合。
- (11) その他、入会希望者を会員とすることを不適切と当社が判断した場合。

【解説】

第1項は、入会申込の手続を定める。利用規約は端末画面上に表示され、それに対し、入会希望者が「accept」のボタンをクリックすること等により、利用規約を承諾したものとみなされる。本項で規定する手続では、入会希望者本人の同一性を確認する手段は導入されていない。将来、電子認証制度等電子ネットワーク上での本人確認手段が整備されれば、それによることとなる。また、入会希望者が未成年者の場合、親権者等法定代理人の同意を明確にするために、同意の存在を文書化しておく必要があると考えられ、別途モール運営者が指定する申込書によることとした。

「本利用規約を熟読し」と書いたのは、多少注意的な意味である。自由心証主義をとる日本の法体系のもとではどのような形であれ、契約当事者の意思が確認されればよいのであって、法理論的に問題はない。

第2項では、モール運営者による入会承認の手続について規定する。会員制を採用する理由の一つは、モール運営者が入会希望者の情報を得て、会員として不適格である者を排除することができる余地を残すことによって、多数の出店者が安心してモールに参加することができるようにすることであると考えられる。

なお、会員制をとらない場合には入会申込の手続は不要である。しかし、その場合でも、「お客様」「利用者」がモールを利用する場合、端末画面上に表示された利用規約を承諾したとみなされる旨利用規約中で明確にしておく必要がある。また、モールを利用することを希望する「お客様」「利用者」が本条第2項及び第13条に規定される事由と類似の事由に該当する場合、モール運営者がサービスの提供を拒否することがある旨利用規約中に定めることも考えられる。

申込に対する当社の承諾の方法については、上記3.2.3.2の第2項の解説をご参照下さい。

3.2.3.4 会員資格

第4条(会員資格)

- 1. 本サービスは、会員のみが利用することができるものとします。入会希望者が第3条に従って、入会の申込をし、会員として登録された時点をもって会員資格を取得します。ただし、20歳未満の会員については、本サービスの一部の利用が制限されることがあります。
- 2. 前項にもかかわらず、当社が申込の承諾をした会員が前条第2項に定める何れかの事由に該当することが判明した場合、当該承諾を取り消すことがあります。

【解説】

第1項では、会員制を採用することを明確にしたものである。なお、会員と同居する家族がモールのサービスを容易に利用することができるようにするために、「家族会員」という制度を設けることも考えられる。家族会員の制度は、未だ一般的ではないため、利用料金や本人との差別化等は、個々のモールで更に検討の余地があろう。家族会員登録を認める場合、会員の家族がモールを利用することができる一方で、家族会員の利用及び行為については、会員が連帯してその責任を負担する旨定めることが必要である。

また、本サービスの内容如何によっては、法令等で20歳未満の者に提供できないものがあることを明記した

第2項では、会員として一旦登録した場合にも、会員資格が取り消されることがあり得ることを定めたものである。

なお、会員制を採用しない場合、サービスを利用できる適格事由を定めることとなる。例えば、「日本国内に居住する者に限る」、「○○歳以上の者に限る」等が考えられる。

3.2.3.5 届出事項の変更等

第5条(届出事項の変更等)

WG11 report-2

- 1. 会員は、入会申込の際に当社に届出た事項に変更のあった場合は、当社あてに遅滞なく所定の様式により届出るものとします。なお、婚姻による姓の変更など、当社が承認した場合を除き、登録された氏名の変更を行うことはできません。
- 2. 会員は、前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

【解説】

モール運営者は、本規約を変更する等の場合、会員に対し通知しなければならないことがあり、会員の所在等につき常に正確な情報を得ておく必要がある。

3.2.3.6 会員情報の取扱

第6条(会員情報の取扱)

- 1. 会員が入会申込の際に当社に届出た事項およびモール上での会員に対し提供するサービスに関する事項は、当社のデータベースに登録されます。当該登録情報は当社の所有するものとします。
- 2. 当社は、登録された情報について、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号記載の場合、出店者に対しては、会員情報として、住所、氏名、自宅および勤務先の電話番号を開示することができます。
 - (1) 会員の同意が得られた場合
 - (2) 法令により開示が求められた場合
 - (3) 出店者に対して申込の確認等のために提供する場合

【解説】

モールビジネスにおいて、その運営過程において蓄積される情報は、モールにとって有益な無形財産である。モール運営者は、会員がアクセスするショップの種類等を分析、整理することによって、消費動向を把握し、マーケティング・コンサルティングを行うことができる。このような情報は当然、価値のあるものとしてビジネスの対象となると考えられる。第1項はそのために情報がモール運営者の所有するところとなることに会員が同意する旨の規定である。

第2項は、プライバシーに配慮する規定である。

なお、会員制を採用しない場合にも、モール運営者が受ける顧客情報について、同様の取扱 規定を設けるべきである。

3.2.3.7 会員設備等の設置及び維持

第7条 (会員設備等の設置及び維持)

- 1. 会員は、自らの費用で、モールのサービスを受けるために必要となる通信機器(電話利用契約を含む)、コンピュータその他の機器、ソフトウェア等(以下「会員設備等」という)を設置するものとします。
- 2. 会員は、モールのサービスを受けるにあたって支障をきたさないよう、自らの費用と責任をもって、会員設備等を正常に稼動させるように維持し、その選択したプロバイダーを経由してモールにアクセスするものとします。

【解説】

モールは電子ネットワークを介したシステムとして構成されるので、その要素である端末等通信機器を設置する他モールの利用に際して必要となる環境を会員自身が整備することを明確にしたものである。また、自明のことであるが、会員に利用料金の支払が課されている場合にも、接続料金等の会員設備等の費用は会員の負担とすることを明確にした。

なお、モール運営者が会員に対してアクセス用のソフトウェアを提供する場合も考えられる。その場合、本条中に、モール運営者が会員に対しアクセス用ソフトウェアの使用を許諾する旨のライセンス条項を追加することが必要である。

3.2.3.8 当社から会員への通知方法

第8条(当社から会員への通知方法)

- 1. 当社から会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、会員が第3条に基づき予め当社に通知したアドレス宛の電子メール、モール上の一般掲示またはその他当社が適当と認めるその他の方法により送付されるものとします。
- 2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、当社は、会員の加盟するサーバー宛に電子メールを発信し、当該サーバーに到着したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。会員は、当社の発信するモールの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、会員がその加盟するサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して、確認することをいいます。
- 3. 第1項の通知がモール上の掲示により行われる場合、当該通知がモール上に掲示され、会員がモールにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員への通知が完了したものとみなします。

【解説】

会員は多数に亘るため、電子メールまたはモール上の一般掲示の方法によることが便宜である。しかし、電子メールによる通知方法及びモール上の掲示による場合、何時の時点で通知が到達したとみなすかを明確にしておく必要がある。なお、モール上の掲示による場合、会

員においてモールにアクセスしなければその通知内容を知ることができない。その意味では、電子メールによる通知が民法で定める意思表示の到達主義の原則に従っているということができる。そこで、モール上に掲示する方法による場合、通知の効力の発生を初めて掲示してから相当期間(例えば、1週間とか1ヶ月間)経過後とすることも考えられる。

3.2.3.9 | D及びパスワードの管理

第9条(ID及びパスワードの管理)

- 1. 会員は、モール上のサービスの提供を受けるためには、入会申込時に当社からお知らせする I Dと会員が設定するパスワードを使用するものとします。 会員は、パスワードのついてのみ、会員情報の変更手続によって変更することができます。
- 2. 会員は、入会申込後、当社が会員に付与する I D 及び会員が設定するパスワードの管理責任を負うものとします。
- 3. 会員は、ID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等いかなる処分をしてはならないものとします。
- 4. I D及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による 損害の責任は、会員が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
- 5. 会員は、ID及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により、連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

【解説】

IDおよびパスワードは、会員であるか否か確認するための重要な手段である。モール運営者としては、たとえ、第三者が会員のIDおよびパスワードを使ってモールにアクセスしたとしても、その結果について、当該会員に責任を問うことができるようにしておかなければならない。そのため、IDおよびパスワードの管理責任を会員に課すことが必要不可欠である。

3.2.3.10 サービスの利用料金

第10条(サービスの利用料金)

- 1. サービスの利用料金、算定方法およびその支払方法などは別途定める内容に従うものとします。なお、個別に支払い方法が規定されている場合には、その条件に従うものとします。
- 2. 会員は利用料金に係わる消費税およびその他賦課される税を負担するものとします。
- 3. サービスの利用料金の支払いに関しては、下記の外、各会員ごとに当社が

承認した一つによるものとします。また、利用料金の支払いは、毎月行うものとしますが、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などで別途利用条件、支払い条件、利用限度額の設定などの規定がある場合には、それらに従うものとします。会員と当該クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などの間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし当社には一切責任がないものとします。

- (1) モールの指定する金融機関の口座に振り込む方法
- (2) 当社が承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約にもとづき支払う方法
- (3)会員が、当社が別途定める「預金口座振込による会員登録申込書」を当 社宛届出たうえで、当該申込書に記載されたところに従って行われる口座振替 による方法。
- 4. 利用料金の支払いは、毎月行うものとし、支払い期日を過ぎても支払いが行われない場合は、会員は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年〇〇%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金と一括して、当社が指定した日までに支払うものとします。
- 5. 当社は、会員に対する○○日前の通知によって、利用料金の改定を行うことができます。
- 6. 会員が当社に対し支払った利用料金は理由の如何を問わず、返還されないものとします。

【解説】

モール運営者にとって、その収入源は出店者よりの出店料およびモールにアクセスする会員よりの利用料金である。現在のところ、インターネットを利用するモールビジネスは完全に定着したものとはいえないからであろうか、一般的に、モールにおいて提供されるサービスがショップで提供される商品またはサービスの情報の提供および会員からの商品またはサービス提供の申込に係る情報の出店者への転送に限る場合、会員から手数料を徴収していないようである。

利用料金の算定については、年払もしくは月払による定額利用料、または、アクセス回数、利用時間、提供される商品またはサービスの購入価格等を考慮した変額利用料が考えられる。しかし、多数の会員を募るためにも、高額の利用料金を徴収することは期待できないことから、定額利用料によることが現実的であると考える。また、定額利用料を徴収した場合には、中途解約(退会)による一部利用料払戻を認めることも考えられるが、その利用料が少額であることから、払戻は認めないこととした。

3.2.3.11 会員の責任

第11条(会員の責任)

会員は、本規約に定める事項を遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 会員は、当社がモール上提供するサービスを不正の目的をもって利用しないものとします。
- (2) 会員は、当社がモール上提供するサービスに含まれる情報に関する、当社、出店者または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為を行わないものとします。
- (3)会員は、出店者に対する商品またはサービスの提供の申込情報(以下「申込情報」といいます)を当社に伝送するにあたって、当社の定める手順・セキュリティ手段を遵守するものとします。この遵守を怠った場合、当社はその結果について一切の責任を負担しません。
- (4) 会員は、モールの会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供するなどの処分を行わってはならないものとします。

【解説】

本条では、本規約のその他の条項で規定される義務以外に、会員に遵守させるべき義務を規定した。本規約では、モール運営者が提供するサービスがショップで提供される商品またはサービスに関する情報の提供および会員からの商品またはサービス提供の申込に係る情報の出店者への転送に限ることを前提としているが、これらに加えて、電子会議室の利用を認めるとすれば、会員に対し以下にあげる行為を制限する必要がある。また、その場合、モール運営者は、不適切と思われる掲示内容の削除を行う権利を確保しておくべきである。

- (1) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為もしくはそのおそれのある行為
- (3)他の会員または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (4)他の会員または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (5) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
 - (6) 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (7)選挙の事前運動、選挙運動もしくはこれらに類似する行為または公職選挙法に抵触す る行為
 - (8) モールの運営を妨げ、あるいは当社の信頼を毀損するような行為

3.2.3.12 退会

第12条(退会)

- 1. 会員が退会を希望する場合には、月末をもって退会するものとし、退会希望月の○○日前までに当社所定の書式にて当社に届け出るものとし、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。
- 2. 会員が退会する場合、当社は、既に会員から支払われた料金等の払戻義務を一切負担しません。また、会員は、退会したときは、モールの利用に関する一切の権利、特典を失うものとし、また、退会に伴って、当社に対して、何らの請求権を取得するものではありません。
- 3. 会員が死亡または解散した場合、その時点で退会したものとみなします。

【解説】

会員がいつでも退会できることとしたのは、モール運営者がいつでも利用規約を変更できることとしたこととしたこととパラレルの関係にある。つまり、モール運営者が行う利用規約の変更に不満な会員は退会という対抗手段をとることにより、バランスが取れると考えられる。なお、利用料金が年払いの場合には、一部払戻ということも考えられるが、利用料金が低額であることが一般的であると考えられるので、払戻不可とした。

3.2.3.13 会員資格の停止・抹消

第13条 (会員資格の停止・抹消)

- 1. 会員が以下の事由の何れかに該当する場合、当社は、会員に何ら事前の通知または催告をすることなく、会員資格を一時停止し、または抹消することができます。
 - (1) 第3条第2項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合。
 - (2) I Dまたはパスワードを不正に使用しまたは使用させた場合。
- (3) 当社がモール上で提供する情報を当社の承諾を得ることなく改変した場合。
- (4) 不正の目的をもって当社のモールにより提供するサービスを利用した場合。
- (5) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- (6) その他、本規約のいずれかの条項に違反した場合。
- (7) 会員について、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、特別清算、会社更正の申し立てがなされた場合。
 - (8) その他、会員として不適格と当社が判断した場合。
- 2. 会員資格を抹消された場合、当該会員は、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。

【解説】

本条は、会員において、「会員」として不適格と判断される事態が発生したときに、当該会員との関係で利用規約を解約する規定である。民法上、契約を解除する場合、契約違反につ

き催告を要する旨定められているが、本条では、当該催告を要することなく解除することができる旨定めた。モール運営者は、会員資格抹消を決定した場合、その事実(即ち、解除の通知)を電子メール等で会員に通知することが必要である。

なお、会員制を採用しない場合にも、モール運営者としては、モールの利用を希望する者に 一定の事由が存在する場合、モールの利用を拒むことができる旨利用規約中に明確にしてお くのが妥当である。

3.2.3.14 モールにより提供する本サービス

第14条(モールにより提供する本サービス)

- 1. 当社がモールにより提供する本サービスは次のとおりです。
- (1) モールにおいて出店者が提供する商品またはサービスについてのオンライン電子カタログによる情報の提供
 - (2) 会員から出店者に対する商品またはサービスに関する申込情報の転送
- (3)以上のほか、当社が定めるサービス2.会員は、本サービスを私的にのみ利用するものとし、本サービスを用いて営業を行わないものとします。
- 2. 会員は、本サービスを私的にのみ利用するものとし、本サービスを用いて 営業を行わないものとします。

【解説】

本条では、本モールが提供するサービスとして、一般的にサイバーモールが消費者(会員) に対し提供するサービスをあげた。

(1) 商品情報の提供

会員の利便性を高めるため、モール内の複数のショップや商品を一覧にして検索できるサービスの提供である。このシステムにより会員は容易に提供を受けることを希望する商品またはサービス、および興味のあるショップを見つけ出すことができ、ワンストップショッピングを実現することができるようになる。

(2) 申込情報の転送

上記(1)のシステムを利用し、容易に提供を受けたい商品またはサービスを見つけ出すことができても、個々の商品またはサービスの提供の注文を行う場合、その都度各出店者に対して申込を行わなければならないのであれば、会員にとっての利便性も不充分である。

そこで、会員から各出店者への申込情報は全て、一旦モール運営者宛に集められ、モール運営者が各出店者に対して申込情報を転送するサービスを提供することにした。このように異なるショップでの買物であっても、一度に纏めて注文ができる、ショッピングバスケット形式を採用しているモールは現在でも主流である。なお、本モールでは、消費者が入会時に会員情報を登録するので、各ショップで個別に買物をする際にその都度詳細な個人情報を入力

する手間も省けることとなる。

(3) その他

その他のサービスとして、電子掲示板、電子会議室の利用を認めることが考えられる。モールが消費者に提供するサービスが、単なる出店者との間の売買等をサポートするのみでは消費者にとって充分魅力のあるものといえるか疑問であろう。そこで、会員に商品またはサービスの提供を受ける意思がなくても、モールに積極的にアクセスしてくるようにするために、追加的なサービスとして、電子掲示板、電子会議室の利用を認めるのも一案であろうと思う。

この場合には次のような条項を追加するのが適当であろう。オプションとして参考までにここに掲載する。

第○○条(電子会議室の利用)

- 1. 会員はモールの利用に際して、もしくはモールの電子会議室を利用し、つぎの行為を行なってはならないものとします。
 - (1) 他人を誹謗中傷する発言
 - (2) 法規範にふれる発言
 - (3) 第三者の著作権その他の権利を侵害する発言
 - (4) 公序良俗に反する発言
 - (5) 第三者の財産、プライバシーを侵害する発言
 - (6) 選挙運動に関する発言
 - (7) 当社が不適切と認める発言
- 2. 当社は電子会議室に掲示された情報が前項各号の何れかに該当する場合、 その情報を削除することができるものとします。
- 3. 会員は電子会議室に掲示された情報を、その提供者の事前の了解なく複製、改ざん、第三者への配布、商業的利用を行ってはならないものとします。
- 4. 電子会議室に情報を掲示した会員は、その情報を他の会員が商業目的以外に利用することを承諾するものとします。
- 5. 当社は電子会議室の利用による会員相互間の関係・会員の損害等について、一切責任を負わないものとします。

モールがサービスの一環として電子会議室を提供するときの規定である。この 場合、著作権に関しては会員相互間でその侵害が発生しないような注意が必要 である。

3.2.3.15 本サービスの変更

第15条(本サービスの変更)

- 1. 当社は、会員に事前に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。
- 2. このような事態に伴い、会員に不利益、損害が発生した場合、当社はその責任を負わないものとします。

【解説】

モール運営者は出店者との間の契約を修正し、解約し、新規に締結したりしており、提供するサービスは常に変更しているということができる。例えば、専門性のあるモールがデパート的なモールになったり、デパート的なモールが専門店街的なモールになったりすると、その提供するサービスの内容に変更が生ずることとなる。これらの変更が容易に行うことができるように、会員の事前の通知を要することなく変更を行えるようにした。但し、本サービスの基本的な内容に変更がある(例えば、申込情報の転送を行わないこととする等)場合、相当な期間を置いて当該変更を行うのが妥当と考えられる。

3.2.3.16 本サービスの中断、停止

第16条(本サービスの中断、停止)

- 1. 当社は、以下の何れかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく本サービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止することがあります
- (1) 本サービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を定期的に または緊急に行う場合。
- (2)火災、停電、天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
 - (3) 第一種電気通信事業者の役務が提供されない場合。
- (4) その他、運用上あるいは技術上当社が本サービスの一時中断、もしくは 停止が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難 と判断した場合。
- 2. 当社は、本サービスの提供の一時中断、停止等の発生により、会員または 第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず一切の責任を負 わないものとします。

【解説】

システムの保守点検等はモールを運営するために必要不可欠なものであるため、それに伴って発生する本サービスの提供を一時中断、停止することができる旨規定した。このことによって、会員は利用料金を払っていても、一年間(365日)のサービスを受けることはできない。しかし、会員としては、これらの必要な一時中断、停止があることを前提として、その中断、停止日を除いた実質的なサービス期間に対する利用料金を支払っていると考えるのが合理的である。但し、モール運営者としては、会員からのクレームを回避するためにも、予定される保守点検等に伴うサービスの中断停止については、予め会員に対し相当期間を置いて通知するのが妥当であろう。

3.2.3.17 出店者との取引

第17条(出店者との取引)

- 1. ショップは、それぞれ運営する出店者が自己の責任において運営しており、特に明示している場合を除いて、当社およびその関連会社が管理または運営しているものではありません。会員がモール内のショップで出店者において商品またはサービスの提供の取引等を行うものとし、当該商品に関する質問、クレーム等は会員が各ショップに対して直接行うものとします。
- 2. 会員がショップを利用される場合には、ショップにおいて提示される条件 等十分に確認のうえ利用するものとします。
- 3. 当社は、ショップの提供する商品またはサービスについて保証いたしません。また、当社は、当該商品またはサービスに関する情報の正確性、完全性、目的適合性、有用性などについても一切保証もいたしません。
- 4. 出店者に対する商品またはサービスの申込は、注文画面の記載事項のすべてを当社のコンピュータシステムが受領することにより行うものとします。当社は、受領した注文を出店者と当社が定める方法により出店者に転送します。

【解説】

本条第1項ないし第3項では、モールを通じて会員が出店者から商品またはサービスの提供を受ける場合に、どのような法的関係となるかを明確に規定したものである。即ち、モール内での商取引の当事者は、会員と出店者であり、モール運営者は、瑕疵担保責任、保証等一切の責任を負担しないこととしている。

本条第4項では、モール運営者が申込情報を転送する機能を果たすことの意味を明確にした。なお、会員と出店者との契約がいつ成立するかについては、会員に誤解を生じさせるおそれもあるので、出店者が、会員に対して、モール上の注文画面に表示することが重要である。

3.2.3.18 責任の範囲

第18条 (責任の範囲)

- 1. 当社は、会員から受領した申込情報を出店者と定める方法により出店者に 転送することを除き、提供される商品またはサービスに係る情報内容、これに 関する取引契約の成否およびその履行については一切の責任を負担しません。
- 2. 当社は、会員が送信した申込情報が当社のコンピュータシステムに到着するかどうか、および当社のコンピュータシステムに到着した申込情報が会員の送信した申込情報と同一内容であるかについては、一切の責任を負担しません。

3. 当社の責に帰すべき事由により会員から当社のコンピュータシステムに到着した申込情報を出店者に転送できない場合は、当社に故意または重大な過失がある場合に限り、申込情報を伝達できないことにより会員に発生した現在かつ直接の通常損害に限り、年額利用料金の範囲内においてのみ、損害を賠償するものとします。

【解説】

モールの形態として、会員に対し一定範囲の責任を負うモールと、全く情報提供に徹しその 内容あるいはその結果の取引について責任を負わないモールの形態がある。モールが、いわ ば店舗に対する貸しビル業になるか、デパートになるかの選択である。本利用規約試案で は、いわば貸しビル業型のモールを想定した。但し、申込情報の転送を行うという限度にお いて、モール運営者が責任を負担することとした。もし、デパート型のモールを運営する場 合には、そこに出店するショップとの責任分担について相当詳細な取引めが必要である。

申込情報の転送に係る責任については、モール運営者に重大な過失があることを条件とし、かつ、損害賠償の範囲について、特別損害または間接損害を除外し、損害賠償限度額を明確 に規定することとした。

3.2.3.19 損害賠償

第19条(損害賠償)

- 1. 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した会員又は第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2. 会員が本サービス利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えることのないものとします。会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該会員に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

【解説】

本条は、モール運営者および会員それぞれの相手方が被った損害に対する賠償責任についての一般的規定である。

3.2.3.20 合意管轄

第20条(合意管轄)

本規約に関して紛争が生じた場合、当社本店所在地を管轄する〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【解説】

モール運営者の便宜のための規定である。しかし、会員は全国に散らばっており、モール運営者から会員に対する訴訟をモールの所在地で提起する場合、会員は著しい不利益を被ることとなる。このような規定の有効性については疑問視する見解も多い。

4出店者ーモール運営者/出店契約

4.1 はじめに

4.1.1 出店契約試案作成の基本方針

- 1. 出店者とモール運営者間の出店契約試案(4.2.2.、以下「本出店契約試案」という)とその解説(4.2.3)を紹介する前に、まず基本的な枠組みとして出店手続きの概要(4.1.2)を紹介し、次に出店契約作成上の基本的留意点(4.1.3)を説明することとする。
- 2. モール運営者が、そのモール上にショップを構築して出店者を募る場合に、モールを 円滑に運営するとともに、出店者がショップをモール上に構築し、消費者に対して商 品・サービスを提供していくことに関する法的関係及び責任関係を明確にするために 最低限出店契約には何を定めないといけないかが容易にわかるようにした。
- 3. 具体的な契約書の調査収集に際しては、利用規約の場合、モール上に公開されているのが一般的で収集および引用の承諾を得るのが比較的容易であったのに対して、出店契約の場合はどうしても個々の出店者との交渉で出店契約の条項が変わり得るという特殊性もあってか、収集自体も困難であった。そのことは逆に本書の存在価値を高めることにもなるので、できるだけ丁寧に論点を整理したつもりである。もちろん時間的な制約の中で整理したものであるから、この機会に読者の皆さんの意見を伺い、改訂を加えて、次年度においてはさらにいいものを提供出来るようにしたい。
- 4. モール上へショップを出店する形態は、現在発展途上にあり、今後も実証実験が繰り返されていくであろう。したがって、現時点では、既存の出店契約のフォーマットをベースに、できるだけ契約当事者や契約に規定されるべき権利・義務の基礎となる事実関係や法律関係を明確に浮かび上がらせるべく努力した。

4.1.2 出店手続

以下の手順で出店の手続きが進められることを想定した

(1) モール運営者は、まず自己のモールのホームページ上に出店者募集要領を掲載

募集要項の参考例

- a) インターネット上で商品またはサービスを提供したいと思っている者
- b) モール運営者と出店契約を締結する者
- c) インターネット上でデータの受け渡しができる環境を有している者
- d) 消費者に対する商品またはサービスの提供に対し、アフターサービスの体制が整っている者
- e) 法人名または個人名での銀行口座を有している者
- f)現実の取引でクレジットカードの加盟店になっている者

(2) 申込み

出店しようと思う者は、モール上に掲載されている出店者募集要項を見て、モール運営者にコンタクトをとり、出店契約書を郵送等で取り寄せ、その内容に同意すれば、モール運営者に対して出店の申し込みをオフラインで行うことになる。実際、この過程をオンラインで行っている例はなかった。

(3) モール運営者による審査

商品またはサービスが、モール運営者の想定しているモールにふさわしくないものであった場合等、モール運営者が「不適当である」と判断した場合は、出店契約の締結に至らないことがある。

(4) 契約締結

この過程もオフラインでの契約締結となる。

(5) 必要なソフトウェアのインストール

モールの有する決済手段等を利用する場合、モール運営者の提供するソフトウェアを自己の パソコン等にインストールすることになる。

4.1.3 出店契約作成上の留意点

出店契約は、モール運営者が開設したモール上に出店者がショップを構築するにあたっての 諸条件を定めるものであり、通常モール運営者の側で事前に準備されることが多いであろ う。そこで、以下には、モール運営者が出店契約を作成する場合に留意すべき点について整 理した。ただし、本書は、論点を網羅的に指摘することを目的とするものでなく、基本的に 問題と思われる事項を整理したにすぎないことを予めお断りしておきたい。

なお、「出店契約書(試案)」の条文だけではこの試案の使用者に作成意図が正しく伝わり

にくい点があることは否めないので一般的な解説(4.2.3)を付したので参考にしてほしい。また、本出店契約試案は各種モールに共通して必要な事項を最低限備えるよう作成したが、実際に使用する際には、それぞれのモールの運用形態に合った内容に修正する必要があることは当然である。電子商取引がどこまで進んでもやはり実際のビジネススキームをまず十分に検討することが「基本」であり、試案だけで完結すると安易に誤解しないように注意願いたい。

(1) 定義(第1条)

定義しておかないと当事者間で誤解のおそれのある用語はないか。「モール」「ショップ」 「会員」「商品またはサービス」等の意義は一義的に明確になっているか。

(2) 契約の目的(第2条)

契約の目的は明確か。

(3) 契約の対象 (第3条)

契約の対象は何か。モール運営者が提供する(できる)ものと提供しない(できない)ものが明確に区別されているか。

(4) 提供する商品またはサービス (第4条)

出店者が提供する商品またはサービスは、どういう条件をクリアしないといけないか。

(5) モールの使用(第5条)

出店者がモールを使用できる範囲は明確になっているか。また、モールをめぐる権利関係は 明確になっているか。

(6) 出店者の義務(第6条)

出店者が遵守しなければならない事項は何か。特に出店者が会員と直接コンタクトする際に 留意しないといけない事項は何か。

(7) 資料提供等(第7条)

モール運営者は、モールを円滑に運営するために出店者に対して何を要求できるか。

(8) 禁止事項(第8条)

出店者がモールを使用する際に行ってはならない事項は何か。それに違反した場合に対処することのできる方法は明確か。

(9) モール運営者の義務 (第9条)

モール運営者はモールをどこまで管理しなければならないか。モールの管理にあたって費用 が発生する場合、誰がどこまで負担するか明確になっているか。

(10) コンテンツの管理(第10条)

ショップを構成するコンテンツの管理は、誰がどこまでやるか。

(11) 責任・保証(第11条)

ショップで提供される商品・サービスに対する保証・責任は、誰がどこまで負うか。

(12) 出店者と会員との関係 (第12条)

会員情報は誰が管理し、誰がどこまで利用することができるか。出店者と会員との間のトラブルは、誰が責任をもって対応するか。

(13) 広告・宣伝 (第13条)

広告・宣伝は、誰の責任で行うか。広告・宣伝の対価はどうするか。

(14) 出店料 (第14条)

モール運営者は、料金をどういう名目で受領するか。

(15) 支払方法(第15条)

出店料の支払い方法はどうするか。

(16) 権利の帰属 (第16条)

出店者の権利は、どこまで及ぶか。モール運営者の権利はどこまで及ぶか。

(17) 通知(第17条)

通知の方法はどうするか。電子メールでいいか。到達しなかった場合どうなるか。

(18) 権利譲渡禁止(第18条)

第三者が契約関係に入ってくることを制限する必要はないか。

(19) 機密保持 (第19条)

本契約に基づき知りえた機密情報の機密保持義務の範囲はどこまでか。いつまで保持しなければならないか。

(20) 契約の効力 (第20条)

本契約によって出店者がモール運営者から与えられた権限の範囲はどこまでか。

(21) 契約の変更 (第21条)

環境の変化等で契約内容を変更しなければならなくなったときどうするか。

(22) 有効期間 (第22条)

契約期間はいつからいつまでか。契約更新する場合の条件は、どうするか。

(23) 賠償責任 (第23条)

モール運営者は、出店者に対して、どういう場合に、どこまで損害賠償請求ができるか。

(24) 中途解約 (第24条)

モール運営者は、営業不振等様々な原因でモールを閉鎖したいと考えたとき、いつでも閉鎖できるか。

(25) 解除 (第25条)

一方的に本契約を解除することができる場合の条件は何か。

(26) 契約終了時の措置(第26条)

契約が終了したときにどういう措置をしなければならないか。

(27) 準拠法 (第27条)

紛争が生じた場合、どこの国の法律が適用されるべきか。

(28) 合意管轄 (第28条)

紛争が生じた場合、どこの裁判所に訴えたらよいか。

(29)協議(第29条)

契約書で定めた以外の対応をどうするか。その他、重要な事項は抜けていないか。

4.2 出店契約(試案)

4.2.1 条項目次

第一章 総則

第1条(定義)

第二章 目的

第2条 (契約の目的)

第3条 (契約の対象)

第三章 出店

第4条(提供する商品またはサービス)

第5条(モールの使用)

第四章 出店者の義務

第6条 (出店者の義務)

第7条(資料提供等)

第8条(禁止事項)

第五章 モール運営者の義務

第9条(モール運営者の義務)

第六章 コンテンツの管理

第10条(コンテンツの管理)

第七章 責任・保証

第11条(責任・保証)

第八章 会員

第12条(出店者と会員との関係)

第九章 広告•宣伝

第13条(広告・宣伝)

第十章 出店料

第14条(出店料)

第15条(支払方法)

第十一章 権利の帰属

第16条(権利の帰属)

第十二章一般条項

第17条(通知)

第18条(権利譲渡禁止)

第19条 (機密保持)

第20条 (契約の効力)

第21条(契約の変更)

第22条(有効期間)

第23条 (賠償責任)

第24条(中途解約)

第25条(解除)

第26条 (契約終了時の措置)

第27条(準拠法)

第28条(合意管轄)

第29条(協議)

4.2.2 出店契約 (試案)

○○モール出店契約書

_____(以下「甲」という)と_____(以下「乙」という)とは、乙の運営する○○モール(以下「モール」という)内において、商品またはサービスを会員に提供するため、モール上にショップを出店することについて、次の通り○○モール出店契約(以下「本契約」という)を締結する。

第一章 総則

第1条(定義)

本契約において、次の各号記載の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとする。

- 1. 「モール」とは、乙がインターネットのWEBサイト上において商品またはサービスを提供するために必要な機能(オンラインにより受注し、会員管理を行う機能等)を持ったシステム全体(ハードウェアおよびソフトウェアを含む)をいう。
- 2. 「ショップ」とは、乙のモール上で甲が商品またはサービスを会員に対して提供することを目的として作成された仮想の店舗をいう。
- 3. 「会員」とは、モールにアクセスし、ショップで商品またはサービスの提供を受けることをこより承認された、個人または法人をいう。
- 4. 「商品またはサービス」とは、甲がショップで会員に提供する「物品」、「ソフトウェア」および「役務」で、第4条1項に規定の出店申込書に記載されたものをいう。

第二章 目的

第2条(契約の目的)

本契約は、甲が乙の運営するモールにショップを出店し、乙の会員に対して商品またはサービスを提供する場合の甲と乙との間の契約関係につき定めるものとする。

第3条(契約の対象)

乙が甲に提供するモールの機能は、次の通りとする。

(1) 商品検索

会員が容易に希望商品を見つけることができる商品検索機能を提供する。

(2) オンラインによる受注

会員からの甲に対する商品またはサービスの提供の申込情報の転送を行う。

(3) 会員管理

モール内で商品を提供した会員をデータベースで管理を行う。

(4)情報提供

ショップへのアクセス数、ショップにおける売上データ等の情報を提供する。

第三章 出店

第4条(提供する商品またはサービス)

- 1. 甲が乙のモールにショップを出店するにあたって、甲は、各号記載の事項を保証し、契約するものとする。
- (1) 甲がショップで提供し、または提供する予定の商品またはサービスは、別途甲が乙の 提供した出店申込書、または今後甲が乙に提供し、乙が承認した修正申込書に記載したもの に限ること。
- (2) インターネット上で乙との間で本契約の遂行に必要な諸データの受け渡しができるシステム環境を有しており、同体制を維持すること。
- (3) インターネット上で提供した商品もしくはサービスに関する配送およびアフターサービスの体制が整っており、同体制を維持すること。
- (4) 商品またはサービスの提供の対象である会員につき日本国内に居住する者に限る等の限定が必要である場合、その旨予め乙に通知すること。
- 2. 甲は、本契約に従って、商品またはサービスを会員に提供することができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。
- (1) 違法であるもの
- (2) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
- (3) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの

WG11 report-2

- (4) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
- (5) 通常人の射幸心をあおるもの
- (6) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
- (7)他のショップ、会員その他第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産 権を侵害するもの
 - (8) 他のショップ、会員その他第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
- (9) その他公序良俗に反するものまたは会員に提供する商品またはサービスとして不適当であると乙が判断するもの

第5条(モールの使用)

- 1. 甲は、モールを本契約の目的の範囲内でかつ本契約に違反しない範囲で使用することができるものとする。
- 2. 甲は、別途乙から使用を許諾されたプログラム、ソフトウェア等の利用もしくは使用を 乙の事前の書面による承諾なく第三者に許諾してはならず、それらの権利を第三者に譲渡 し、担保に供し、またはどの他処分してはならないものとする。
- 3. 本契約は、本条第1項の場合を除き、乙が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権およびその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、甲に許諾するものではない。

第四章 出店者の義務

第6条(出店者の義務)

- 1. 甲は、本契約を理解しこれらを遵守し、会員を欺いてこれら会員の利益を害することがあってはならないものとする。
- 2. 甲は本契約に基づく取引によって知ることのできた会員に関する情報を、会員への商品もしくはサービスの提供以外の目的のために利用してはならないものとする。
- 3. 甲は、会員から商品もしくはサービスの提供申し込みを受け付けるにあたっては、提供する商品もしくはサービスの内容、提供価格、支払条件、商品引渡期日、サービス提供期日、その他の提供条件を明確に会員に示すものとし、会員に錯誤を生じさせてはならないものとする。
- 4. 甲は、モール内において事業活動を行うにあたり、乙の指示に従いショップの主体が甲である旨をショップ内に明記するものとし、本ショップ内に乙の名称を表示するなど当該事

業に乙が関わっていると第三者が誤解するおそれのある表示を一切行ってはならないものとする。

5. 甲が商品またはサービスの提供をしうる対象とする会員につき、法律上またはその他合理的な理由により、日本国内に居住する者に限る等の制限を加える場合、ショップ内にその旨明記するものとする。

第7条(資料提供等)

- 1. 甲は、乙からモールまたはショップの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
- 2. 乙は、必要に応じて甲の事業所内に立ち入り、甲の本規約の遵守状況を確認することができるものとする。

第8条(禁止事項)

- 1. 甲は、モールを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
- (1) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (2) 有害なコンピュータプログラムなどを送信または書き込む行為
- (3) 乙または第三者(会員を含む。以下同じ)の著作権等知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
 - (4) 乙または第三者を誹謗し、中傷しまたは名誉を傷つけるような行為
 - (5) 乙または第三者の財産、プライバシーを侵害しまたは侵害するおそれのある行為
 - (6) 本契約の他の規定に反する行為
 - (7) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為
- 2. 乙は、甲が前項各号に該当する行為を行っているか、または当該行為を行うおそれがあると判断した場合、甲に事前の通知をすることなく、モール内に掲載されているショップのコンテンツの全部もしくは一部を削除し、または商品またはサービスの全部もしくは一部の提供を停止させることができるものとする。

第五章 モールの義務

第9条(モール運営者の義務)

- 1. 乙は、モールを本契約の各条項の定めに従い、甲の使用に供するものとする。ただし、 乙は、甲に対して、モールを使用するために必要なコンピュータ、通信機器その他の機器を 提供するものではない。
- 2. 甲がモールを利用してコンテンツの登録・更新・削除を行う場合に要する通信費等の費用は、すべて甲の負担とし、乙は一切を負担するものではない。
- 3. 乙は、次の各号の何れかに該当する場合には、甲に事前に通知することなく、一時的に モールの使用の一部又は全部を中断・変更することができるものとする。
 - (1) モールの保守点検を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電などによりモールの運営ができなくなった場合
 - (3) 天災地変などによりモールの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、乙が一時的な中断を必要と判断した場合

第六章 コンテンツの管理

第10条(コンテンツの管理)

甲は、モール上の自己のショップを構成するコンテンツの管理について、責任をもって行うものとする。

第七章 責任・保証

第11条(責任・保証)

- 1. 甲は、モールにおいて商品またはサービスを会員に対して提供(配送を含む)した場合、甲の責任において商品またはサービスを提供し、料金を回収するとともに、コンテンツの内容全体について責任を負うものとする。
- 2. 甲が会員に提供する商品またはサービスの品質については、すべて甲が責任を負担するものとする。
- 3. 甲は、会員に提供した商品またはサービスの保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等に関して、乙にいかなる損失、費用、その他の負担も負わせてはならないものとする。
- 4. 甲は商品またはサービスの提供に関し、会員から甲または乙にクレームがあった場合、 もしくは甲と会員との間で紛争が発生した場合は、全て自己の責任により誠実に、かつ遅滞 なく解決を図り、乙には一切の負担、迷惑をかけてはならないものとし、乙が損害を被った

場合、乙を補償するものとする。

5. 乙は、回線または甲の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等モールの運営障害について責を負わないものとする。

第八章 出店者と会員との関係

第12条(出店者と会員との関係)

- 1. 甲は、商品またはサービスの提供に関して知り得た会員の氏名、住所等の情報あるいは会員の購入した商品等の情報について、乙が自らこれを利用することを認めるものとする。
- 2. 甲は、会員に対して提供した商品またはサービスの品質不良、暇疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他販売した商品またはサービスに関し、会員からクレームを受け、または会員との紛争が生じた場合、直ちに乙に対し、その旨通知し、当該クレームについては、遅滞なくこれを解決し、その解決につき報告するものとする。そのクレーム、紛争の内容により、乙から商品またはサービスの変更、販売方法、運送方法等について改善の申し入れを受けたときは、甲はこれによる改善を行うものとする。
- 3. 甲は、前項のクレーム、紛争に際して会員から商品またはサービスの返品の申し出があった場合には、速やかにこれに応じて適切な処置をとるものとする。

第九章 広告・宣伝

第13条 (広告・宣伝)

- 1. 甲と乙とは、互いに協力してモールおよびショップに関する広告・宣伝を行うものとする。
- 2. 甲および乙は、広告・宣伝をするにあたっては、適用される法令に違反しないように最善の注意をするものとする。ただし、ショップのコンテンツについては、専ら甲が責任を負うものとする。
- 3. 甲がショップ内において第三者の広告を掲載する場合は、広告掲載料を乙に支払うものとする。

第十章 出店料

第14条(出店料)

甲は、ショップを乙のモールに出店するにあたり、その対価として下記の費用を乙に支払う ものとする。 初期費用: 円

管理料: 円/月

広告掲載料: 円/月

第15条(支払方法)

- 1. 甲は、前条における初期費用を、出店時に消費税相当額とともに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により、乙に対し支払うものとする。
- 2. 乙は、前条における管理料および広告掲載料について、毎月〇〇日までに前月に係わる金額を書面により甲に対し請求するものとする。これに対し、甲は、乙からの請求書受領月の翌月未日までに当該請求書に係わる月額管理料および広告掲載料、並びにそれらに係わる消費税相当額を、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 3. 甲が本契約に従い乙に支払うべき金額につき、乙に消費税以外の課税または費用負担が生じた場合、甲は当該課税または費用につき乙を補償するものとする。

第十一章 権利の帰属

第16条(権利の帰属)

- 1. 商品およびサービスに関する著作権その他一切の権利は、甲に帰属するものとし、乙は、モールにおいてショップの主体が甲である旨を表示する。
- 2. 甲は、商品およびサービスに第三者の著作権その他の権利が合まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを甲が行なった上で、商品およびサービスの提供を遂行するものとする。
- 3. 第1項の場合を除き、モールに関する一切の権利は、乙に帰属するものとする。

第十二章 一般条項

第17条(通知)

- 1. 乙から甲に対する通知は、本契約に別段の定めのある場合を除き、甲が予め乙に通知したアドレス宛の電子メールにより行うものとする。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとする。
- 2. 乙から甲への電子メールは、甲のサーバーへの到着をもって甲に通知されたものとする。但し、本契約中に別段の定めがある場合、および前項但書の場合を除くものとする。

- 3. 甲は、乙からの通知の有無およびその内容を確認するため甲宛ての電子メールを毎営業日1回は閲覧するものとする。
- 4. 甲は、本契約に基づき乙へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、支払先預金口座、もしくはその他の重要な事項を変更する場合は、事前に乙に対して乙所定の様式をもって通知するものとする。
- 5. 甲は、モール上にショップを出店する場所、コンテンツ、またはメールアドレスを変更する場合、事前に乙に通知し、その承諾を得なければならないものとする。これらの通知および承諾は、電子メールもしくは書面によるものとする。
- 6. 甲が第4項の通知もしくは第5項の承諾取得を怠ったことにより生じた甲の損失その他の負担について、乙はその責めを負わない。

第18条(権利譲渡禁止)

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約に関する契約上の地位または乙に対する個々の債権の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

第19条(機密保持)

- 1. 甲および乙は、本契約に関連して相手方から開示を受けた相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
- (1) 開示のときに、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
- (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 裁判所からの命令またはこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示 を要求される情報
- 3. 本条の効力は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第20条(契約の効力)

本契約は、乙を代理する権限を甲に付与するものではないとともに、乙の商号・モールの名称等を使用して営業をなすことを甲に許諾するものではない。

第21条(契約の変更)

本契約に定める事項を変更する場合は、甲乙両者が誠意をもって協議し書面にて定めるものとする。

第22条(有効期間)

本契約の有効期間は、199 年 月 日より 年間とし、期間満了の1カ月前までに 甲・乙いずれかが書面による更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一条件にてさら に1年間を延長するものとし、以後も同様とする。

第23条 (賠償責任)

- 1. 甲は、本契約に違反することにより、また、コンテンツをモールに登録、更新、削除等を行うことに関して乙に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。
- 2. 甲は、本契約に違反することにより、または、コンテンツをモールに登録、更新、削除等を行うことに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、甲の責任で解決するものとし、乙に損害を与えないものとする。
- 3. 乙は、モールの変更、中止、中断及びモールにコンテンツをモールに登録、更新、削除等を行うことに関して、甲が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとする。

第24条(中途解約)

乙は、本契約期間中といえどもモールの運営を継続することが困難とする事情が生じたと判断した場合、3カ月以上の予告期間を設けて、本契約を解約することができるものとする。

第25条(解除)

- 1. 甲および乙は、相手方が本契約の条項の一に違反し、書面により30日以上の期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、ただちに本契約を解除できるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、会社整理開始、会社更正手続きの開始、破産もしくは競売の申し立てを受け、または自ら整埋、和議、会社更正手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
- (2) 自ら振り出しまたは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等、支払い停止状態に至ったとき

- (3)前2号のほか、その財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたとき
 - (4) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (5) その他ショップとして不適当と乙が判断したとき

第26条(契約終了時の措置)

甲は、本契約終了時において、本契約に基づき乙から引き渡されたもの(複製を含む)すべてを返還ないし廃棄するものとする。

第27条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとする。

第28条(合意管轄)

本契約に関連して生じた甲乙間の紛争については、日本国の〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第29条(協議)

本契約に定めのない事項および本契約の各条項について疑義が生じた場合、甲乙両者が誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、本契約締結の証として本証書 2 通を作成し、甲・乙それぞれが各1通を保管するものとする。

199 年 月 日

甲:

乙:

4.2.3 出店契約 (試案) 逐条解説

4.2.3.1 契約書の表題

○○モール出店契約書

【解説】

(1) 表題の性格

契約書の表題(タイトル)は、一応の契約の目的を示す効果があるが、契約の実際の内容や効果は契約全体から判断すべきである。従って、契約書の表題が即契約当事者間の法律関係を規定するということはなく、具体的な権利義務の関係は契約書本文の各条項において規定されることになる。

ただし、契約書の表題としては、その契約の基本的性格が何かすぐわかるものを採用した方が、理解しやすいし、整理分類上からも適当である。

本書では、出店者がモール上でショップを開設して商品またはサービスを、消費者(会員)に対して提供するための契約なので、「○○モール出店契約書」とした。「○○」部分には、モール固有の名称が付けられることが多いであろう。

4.2.3.2 前文

______(以下「甲」という)と_____(以下「乙」という)とは、乙の運営する○○モール(以下「モール」という)内において、商品またはサービスを会員に提供するため、モール上にショップを出店することについて、次の通り○○モール出店契約(以下「本契約」という)を締結する。

【解説】

(1) 前文の効力

前文も表題と同じく、それが即契約当事者間に法的な効力を及ぼすことはないが、通常前文には次のような意義があるといわれている。

①契約当事者

A.契約当事者の確定

前文においては、本契約の当事者が誰であるかを明確にする。本試案では、甲:出店者、 乙:モール運営者とした。

なお、甲、乙、丙、丁という略符号を前文で定めるのは、双方の名称が契約書本文に何度も 出てくる手間を省くためである。

B.契約当事者の確認

当事者の名称、住所、契約締結権限(資格)は、個人の場合、IDカード等の身分証明、法人の場合は資格証明書等の文書で確認される。日本では法人の資格証明書等で契約締結権限を確認するのは容易だが、外国の当事者の権限については、当該国際契約が代表権者でない者により締結される場合にはその者に対する委任権限を明らかにした取締役会または株主総会の議事録を交付させるのが望ましい。公証人により個人もしくは法人の身分、正式名称、登録住所、法人国籍、署名者の権限を認証させるのも、当事者確認の一方法である。

②契約の種類・法的性格の明確化

前文においては、契約がいかなる種類のものか大枠を明確にすればよい。この契約で定めようとしている具体的な取引の内容は契約書上できるだけ具体的に詳しく特定させる必要があるが、それは通常契約書本文の各条項等で行うこととして、前文では簡単にこの契約の法的な種類・法的性格を明らかにすれば足りるであろう。

(2) 英文契約書

英文契約書の場合は、一般に表題、頭書、前文、本文、末尾文言により構成される。表題に 続く頭書は前文の一部とされることもあるが、契約の締結年月日、当事者の名称、登録上の 住所、設立準拠法等が記載される。

Whereasで始まる説明条項が設けられるのが一般だが、これを含めて前文という場合もあり、契約条項本文の導入部といえる。

4.2.2.3 定義

第1条(定義)

本契約において、次の各号記載の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとする。

- 1. 「モール」とは、乙がインターネットのWEBサイト上において商品またはサービスを提供するために必要な機能(オンラインにより受注し、会員管理を行う機能等)を持ったシステム全体(ハードウェアおよびソフトウェアを含む)をいう。
- 2. 「ショップ」とは、乙のモール上で甲が商品またはサービスを会員に対して提供することを目的として作成された仮想の店舗をいう。
- 3. 「会員」とは、モールにアクセスし、ショップで商品またはサービスの提供を受けることを乙より承認された、個人または法人をいう。
- 4. 「商品またはサービス」とは、甲がショップで会員に提供する「物品」、「ソフトウェア」および「役務」で、第4条1項に規定の出店申込書に記載されたものをいう。

【解説】

(1) 定義規定の機能

定義規定は以下の機能を持っている。

- ①契約書内で使用される用語の意義を明確にし、用語の解釈を巡る紛争を未然に防止する。
- ②契約本文中で使用頻度の多い用語、名称、商品等の長い用語や複雑な概念を簡単な言葉・短い略称に置き換えて、それを本文で使用することにより、契約書を簡潔にする。
- ③同一の用語の使用により、契約書全体に首尾一貫性を与える。

出店契約書で使用されている用語は、事柄の性質上、技術的な要素が強いものが多くなると考えられるので、使用されている主要な用語の意味を明確にし、解釈上、疑義が生じないようにするため、「定義規定」を設けるべきである。

特に「モール」の定義は、各人イメージするものが異なっていることが多く、議論が噛み合わないことも予想されるので、明確に規定する必要がある。

(2) 英文契約書

英文の契約書においても、通常、それぞれの契約で使用されている主要な用語や、その契約書で一般の用法とは多少違った意味で用いられている用語の定義を定めた「定義規定」 (Definitions)が置かれてる。

(3) 定義の効力

本文中の重要事項で詳細な説明を要する場合に、便宜上本文の最初の部分でまとめて定義しておくことも一般に行われるが、定義条項も本文の一部であるから見落としのないよう慎重にチェックすることが必要である。

(4) 定義の対象

定義の対象は、契約上で重要な用語、誤解を生じやすい用語、頻繁に使用する用語を中心に 必要最小限の用語にとどめた。

(5)「モール」の定義の参考例

モールとは、①商用サーバーに関するデータベースを構築し、事業としてユーザーに対し利便性を提供し、②販売業者の提供する商品情報を流布、伝達を行う媒体であり、③さらにその商品を発注する手段に関する情報を伝達し、場合によっては発注書式を提示して契約締結プロセスを媒介することを目的として、④オンライン上のあたかも現実のモールや商店街の

ような商業集積地の形成を事業としているものをいう。

4.2.3.4 契約の目的

第2条 (契約の目的)

本契約は、甲が乙の運営するモールにショップを出店し、乙の会員に対して商品またはサービスを提供する場合の甲と乙との間の契約関係につき定めるものとする。

【解説】

(1) 基本的合意

本条は、契約当事者間の基本的な合意の枠組を示している。

(2) 甲乙間の関係

本契約を締結することで、①モール運営者は、出店者にモール上にショップを出店することを許諾し、出店者は、モールの機能を利用することができるという関係と、②出店者が、ショップ出店の対価としてモール運営者に出店料をに支払うという関係が発生することになる。

(3) 出店契約の法的性格

モールへの出店契約の法的性格は、システムの利用(使用許諾)という問題だけでなく、出店者が作成したホームページをモール上に掲載することの委託・引受という側面があれば、 委任契約とも考えられる。

また、ホームページの作成・取次をモール運営者が引受ける場合は、請負契約の性格が強く なる。

4.2.3.5 契約の対象

第3条 (契約の対象)

乙が甲に提供するモールの機能は、次の通りとする。

(1) 商品検索

会員が容易に希望商品を見つけることができる商品検索機能を提供する。

(2) オンラインによる受注

会員からの甲に対する商品またはサービスの提供の申込情報の転送を行う。

(3) 会員管理

モール内で商品を提供した会員をデータベースで管理を行う。

(4)情報提供

ショップへのアクセス数、ショップにおける売上データ等の情報を提供する。

【解説】

(1) 趣旨

オンラインでの受注機能を持ったモールを一つのモデルととらえて、通常どのような機能を 備えているかという観点から機能(サービス)を整理し列挙したものである。

4.2.3.6 提供する商品またはサービス

第4条(提供する商品またはサービス)

- 1. 甲が乙のモールにショップを出店するにあたって、甲は、各号記載の事項を保証し、契約するものとする。
- (1) 甲がショップで提供し、または提供する予定の商品またはサービスは、 別途甲が乙に提供した出店申込書、または今後甲が乙に提供し、乙が承認した 修正申込書に記載したものに限ること。
- (2) インターネット上で乙との間で本契約の遂行に必要な諸データの受け渡 しができるシステム環境を有しており、同体制を維持すること。
- (3) インターネット上で提供した商品もしくはサービスに関する配送および アフターサービスの体制が整っており、同体制を維持すること。
- (4) 商品またはサービスの提供の対象である会員につき日本国内に居住する者に限る等の限定が必要である場合、その旨予め乙に通知すること。
- 2. 甲は、本契約に従って、商品またはサービスを会員に提供することができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。
 - (1) 違法であるもの
 - (2) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (3) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
 - (4) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (5) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (6) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
- (7)他のショップ、会員その他第三者の著作権、商標権、意匠権および特許 権等知的財産権を侵害するもの
- (8) 他のショップ、会員その他第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
- (9) その他公序良俗に反するものまたは会員に提供する商品またはサービス として不適当であると乙が判断するもの

【解説】

(1) 趣旨

健全なショップを維持するために、出店者が提供する商品またはサービスについて定めた規 定である。

①出店希望者の多様性

ネットワークを利用してモールにショップの出店申込みをする場合、海外からの申込も予想される。また、電子商取引は比較的出店コストがかからないとされていることから、個人事業主からの申込みも予想される。さらに、通信販売ではクレジット会社は物品販売以外を認めていないが、情報やソフトウェアの取扱業者からの申込みも考えられる。

以上のようなこれまでクレジットの加盟店契約の対象となっていなかったような業者からの 出店申込みをどのように扱い、対応して行くかが今後実務的には重要な課題になってくるで あろう。

②アフターサービス体制の充実

電子商取引により、国際的な非対面取引が増加することが予想されることから、これらの取引に対応した問合わせ相談体制(相談窓口の設置等)の充実が望まれる。これらは、時間とコストがかかり人員体制が整っていないとかけ声倒れになるのが通常であり、従って、出店の際の重要なファクターといえる。

(2) 第2項

出店者がショップをモールに出店し、そのショップで商品やサービスを消費者に提供して行く際、複数のショップの集合体であるモール上でどんな商品・サービスでも提供できるという訳ではない。第2項では、消費者に提供することを禁止される商品・サービスを列挙している。

4.2.3.7 モールの使用

第5条(モールの使用)

- 1. 甲は、モールを本契約の目的の範囲内でかつ本契約に違反しない範囲で使用することができるものとする。
- 2. 甲は、別途乙から使用を許諾されたプログラム、ソフトウェア等の利用もしくは使用を乙の事前の書面による承諾なく第三者に許諾してはならず、それらの権利を第三者に譲渡し、担保に供し、またはその他処分してはならないものとする。
- 3. 本契約は、本条第1項の場合を除き、乙が権利を有する著作権、商標権、 意匠権、特許権およびその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利 を、甲に許諾するものではない。

【解説】

(1) 趣旨

甲が乙のモールをどこまで、どのように使用することができるかを定めたものである。

(2) サブライセンス

甲が使用許諾されたソフトウェアやプログラム等を乙の承諾なく第三者に再使用許諾(サブライセンス)等その他処分してはならない。これは、甲が乙から第1項に基づき許諾された権利は、甲自らが乙のモール上で甲のショップを運営する目的のみに関して与えられたものであり、第三者に又貸し(転貸)することまで認められたものではないからである。

(3) 権利の帰属

第1項で甲に許諾された権利の範囲を明確にするため、権利の帰属関係を明記することにより後日の紛争の種となることを排除したものである。

4.2.3.8 出店者の義務

第6条(出店者の義務)

- 1. 甲は、本契約を理解しこれらを遵守し、会員を欺いてこれら会員の利益を害することがあってはならないものとする。
- 2. 甲は本契約に基づく取引によって知ることのできた会員に関する情報を、 会員への商品もしくはサービスの提供以外の目的のために利用してはならない ものとする。
- 3. 甲は、会員から商品もしくはサービスの提供申し込みを受け付けるにあたっては、提供する商品もしくはサービスの内容、提供価格、支払条件、商品引渡期日、サービス提供期日、その他の提供条件を明確に会員に示すものとし、会員に錯誤を生じさせてはならないものとする。
- 4. 甲は、モール内において事業活動を行うにあたり、乙の指示に従いショップの主体が甲である旨をショップ内に明記するものとし、本ショップ内に乙の名称を表示するなど当該事業に乙が関わっていると第三者が誤解するおそれのある表示を一切行ってはならないものとする。
- 5. 甲が商品またはサービスの提供しうる対象とする会員につき、法律上またはその他合理的な理由により、日本国内に居住する者に限る等の制限を加える場合、ショップ内にその旨明記するものとする。

【解説】

(1) 趣旨

第5章で定めるモール運営者の義務に対応した出店者の義務をここで定める。出店者である 甲は、このモールを独占的に占有するのではなく、他のショップとの調和のために遵守しな ければならない事項を定めたものである。

特に、サイバースペース上における取引が健全に機能するためには、そのサイバースペース 上の情報に対する消費者の信頼が必要である。そこで、本項において、ショップの顧客であ る会員の利益を侵害してはいけないことを明記した(第1項)。

(2) 会員情報

会員が乙のモール上で会員登録をする際に登録される情報は、まず乙の管理下に入るが、会員が個々のショップで商品やサービスを購入する際には当然個々のショップ(出店者)にも会員に関する個人情報が伝えられることとなる。それら会員情報を甲が乙との契約で定めた販売目的以外での利用を禁じた(第2項)。

(3) 情報開示

会員の保護、ひいては消費者一般の保護のために、甲に対して、会員に対する一定の情報公 開義務を負わせる必要がある。

これは、訪問販売法第3条にも同様の趣旨の規定があるが、訪問販売法は売り手側からの執拗なセールス活動から消費者を保護する目的で規定されたものであり、本契約でカバーする範囲とは異なっていると解せられるが、例えば、ホームページ上に表示されている商品の仕様も現在では各種様々で、消費者が誤解しかねないものである。

後日消費者のクレームが原因で紛争が生じることのないよう、これらの項目を会員に対して明確に表示するよう明記した(第3項)。

また、会員の対象を日本国内に居住する者に限る等の制限を加える場合(第 5 項)は、ショップ内にその旨明記するものとしたが、英語表記を義務づけることも検討に値しよう。

(4) 情報の主体

会員から見た場合、誰が契約の相手方であるかを明確にした(第4項)。

ホームページを利用したショッピングを行う場合、消費者は実際に商品やサービスを誰が提供しているのか、相手方を判断することが困難な(誤解する)ことがある。現実の対面販売の場合でも、看板や店構えの表示方法によってはトラブルが生じることが多々ある。特にサイバーモールを利用した商取引では信用力の足りない中小の出店者がモールの知名度を利用してあたかもモールが自社の商品を提供しているかのように装うことが容易であり、それが原因で消費者やモール運営者が被ると予想されるリスクを避けることが重要である。

4.2.3.9 資料提供等

第7条(資料提供等)

- 1. 甲は、乙からモールまたはショップの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
- 2. 乙は、必要に応じて甲の事業所内に立ち入り、甲の本規約の遵守状況を確認することができるものとする。

【解説】

(1) 趣旨

前条同様乙がモールを円滑に運用して行くに当たっては、出店者が持っている情報や資料が必要となってくる場合が多いであろうし、場合によっては甲の事業所に立ち入って調査をしないと確認できないものもあるであろう。そのため、甲は、乙から要請があった場合、これらの要請に速やかに従わなければならない旨を明記した。

4.2.3.10 禁止事項

第8条 (禁止事項)

- 1. 甲は、モールを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
- (1) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (2) 有害なコンピュータプログラムなどを送信または書き込む行為
- (3) 乙または第三者(会員を含む。以下同じ)の著作権等知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
 - (4) 乙または第三者を誹謗し、中傷しまたは名誉を傷つけるような行為
- (5) 乙または第三者の財産、プライバシーを侵害しまたは侵害するおそれの ある行為
 - (6) 本契約の他の規定に反する行為
 - (7) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為
- 2. 乙は、甲が前項各号に該当する行為を行っているか、または当該行為を行うおそれがあると判断した場合、甲に事前の通知をすることなく、モール内に掲載されているショップのコンテンツの全部もしくは一部を削除し、または商品またはサービスの全部もしくは一部の提供を停止させることができるものとする。

【解説】

(1) 趣旨

出店者による消費者やモールの運営に障害を及ぼしかねない行為のうち、特に不法性・不当性が強い行為を禁止した条項である。

本条では、通常の通信販売等でも禁止されていると思われる商品やサービスの販売に関して 禁止する旨を記載したが、本条項で禁止されている項目は、電子商取引という新しい分野で の通信販売に関して、特に出店者が行う恐れのある不法性・不当性が強いと思われる行為で ある。

(2) コンテンツの削除等

出店者が1項に定めた禁止事項を行った場合、または引き続き行うことが予想される場合、 そのような出店者を放置しておくことは、モールにとっても消費者にとっても大きな被害の 拡大を招くこととなる。そのため、本条項によってコンテンツの削除、商品・サービスの提 供を停止する権利をモール運営者に持たせることとした。

4.2.3.11 モール運営者の義務

第9条(モール運営者の義務)

- 1. 乙は、モールを本契約の各条項の定めに従い、甲の使用に供するものとす
- る。ただし、乙は、甲に対して、モールを使用するために必要なコンピュー
- タ、通信機器その他の機器を提供するものではない。
- 2. 甲がモールを利用してコンテンツの登録・更新・削除を行う場合に要する通信費等の費用は、すべて甲の負担とし、乙は、一切負担するものではない。
- 3. 乙は、次の各号の何れかに該当する場合には、甲に事前に通知することなく、一時的にモールの使用の一部又は全部を中断・変更することができるものとする。
 - (1) モールの保守点検を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電などによりモールの運営ができなくなった場合
 - (3) 天災地変などによりモールの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、乙が一時的な中断を必要と判断した場合

【解説】

(1) 趣旨

本条は、前章に対応してモールが出店者に対して負う義務及びその範囲につき定めたものである。

乙は、甲に対して、本契約で使用を許諾した範囲内で、甲にモールを利用させる義務を持つという基本的な事項を定める(第1項)とともに、ショップのコンテンツの登録・更新・削除に要する費用は、出店者自身が負担するという原則を定めた(第2項)。なお、申込情報の転送義務について特に明記しなかったが、どういう情報をいつまでに、どういう方法で送るかについては、十分な検討が必要である。

(2) モールの使用中断等

モール運営者は、出店者がモールを使用してショップでビジネスを行うために、モールのシステムを日々管理・運営していく義務があるが、モールのシステムに異常事態が発生した場合には、速やかに対応策を取らなければならない。その際、モールの運営を一時的に中止・中断せざるを得ない場合もあろう。この場合、モール運営の中止・中断に係る責任は、モール側には発生しない旨を定めた。

4.2.3.12 コンテンツの管理

第10条 (コンテンツの管理)

甲は、モール上の自己のショップを構成するコンテンツの管理について、責任 をもって行うものとする。

【解説】

(1) 趣旨

本契約で想定したモールは、出店者自身が自己のショップを構成するコンテンツを作成する 形態のモールである。従って、出店者に自己のショップのコンテンツをいつでも変更・削除 する権利を明記した。

(注)前項の定めに拘わらず、実際にはショップのコンテンツが違法であった場合に、そのショップのコンテンツを掲載していたモール側の法的責任を問われる可能性がない訳ではない。又、厳格な意味での法的責任を問われることがなくても、消費者に害を与えるようなコンテンツをモール上に掲載したということで、モール運営者の道義的責任が問われることも十分あり得よう。

4.2.3.13 責任・保証

第11条(責任・保証)

- 1. 甲は、モールにおいて商品またはサービスを会員に対して提供(配送を含む)した場合、甲の責任において商品またはサービスを提供し、料金を回収するとともに、コンテンツの内容全体について責任を負うものとする。
- 2. 甲が会員に提供する商品またはサービスの品質については、すべて甲が責任を負担するものとする。
- 3. 甲は、会員に提供した商品またはサービスの保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等に関して、乙にいかなる損失、費用、その他の負担も負わせてはならないものとする。
- 4. 甲は商品またはサービスの提供に関し、会員から甲または乙にクレームがあった場合、もしくは甲と会員との間で紛争が発生した場合は、全て自己の責

任により誠実に、かつ遅滞なく解決を図り、乙には一切の負担、迷惑をかけてはならないものとし、乙が損害を被った場合、乙を補償するものとする。

5. 乙は、回線または甲の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等モールの 運営障害について責を負わないものとする。

【解説】

(1) 趣旨

本契約に基づいた業務の実施に伴い、何等かのトラブルが発生し、被害が生じたときの両当事者間の責任の分担(誰が、どこまで負うか)を定めたものである。

(2) 甲の責任

本モールでは、商品・サービスの提供およびショップのコンテンツの作成・管理に関して、 出店者が自己の責任で実施することとなっているので、商品・サービス自体の品質・欠陥及 び商品・サービスの会員への提供に関して発生した損害に関する責任・保証、並びにショッ プのコンテンツに関して発生した損害に関しての責任・保証は全て出店者が負わなければな らない。

(3) 乙の責任

上記(2)に対して、乙が責任をもって運営しなければならないものはモールのシステムである。しかし、モールのシステムの停止・中断といった運営障害は、モール運営者の責によらず、不測の事態によって発生することもある。そのような場合にまでモール運営者に責任を問うことは適当ではない。ここではそのような不測の事態による損害に対してはモールの責任は問わないこととした。

ただし、契約書で出店者に損害補償の義務を課した場合でも、出店者に補償金を支払う能力がない場合は何の意味もなくなってしまう。このような場合の対応策として、モール側は出店者から出店時に一定額の保証金を支払わせるか、保険で損害をカバーするといった方法でリスクを回避することになろう。

3.2.3.14 出店者と会員との関係

第12条(出店者と会員との関係)

- 1. 甲は、商品またはサービスの提供に関して知り得た会員の氏名、住所等の情報あるいは会員の購入した商品等の情報について、乙が自らこれを利用することを認めるものとする。
- 2. 甲は、会員に対して販売した商品またはサービスの品質不良、暇疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他提供した商品またはサービスに関し、会員からクレームを受け、または会員との紛争が生じた場合、直ちに乙に対し、そ

の旨通知し、当該クレームについては、遅滞なくこれを解決し、その解決につき報告するものとする。そのクレーム、紛争の内容により、乙から商品またはサービスの変更、販売方法、運送方法等について改善の申し入れを受けたときは、甲はこれによる改善を行うものとする。

3. 甲は、前項のクレーム、紛争に際して会員から商品またはサービスの返品の申し出があった場合には、速やかにこれに応じて適切な処置をとるものとする。

【解説】

(1) 趣旨

本契約は、モール運営者と出店者間の契約であるが、そこには当然にモールにアクセスし、 ショップで商品・サービスの提供を受ける会員の存在が前提となる。本条は、その会員に対 する出店者の責任を明記したものである。

(2)取引情報の利用

商品またはサービスの提供に関して直接取引関係に立つのは、第1次的には出店者であり、 出店者が当該取引関係から得られた情報をモール運営者も利用できることを定めたものであ る。会員からみると、会員登録の際に開示した情報以外の情報なので、出店者は予めモール 運営者に利用させることについて会員から了承を得ておく必要があろう。

(3) 会員との紛争解決

会員と出店者との間で行われる取引は、出店者が責任を持って実施しなければならないという原則を明記したものである。

また、ショップ内での商品・サービスの提供は、会員・出店者間の責任で行われるが、会員は、同時にモール運営者にとっても重要な利害関係者である。従って、会員と出店者との間で紛争が起きた場合には、モール運営者が出店者に対して業務の運営方法を改善させる権利を持つことを定めた。

4.2.3.15 広告・宣伝

第13条(広告・宣伝)

- 1. 甲と乙とは、互いに協力してモールおよびショップに関する広告・宣伝を行うものとする。
- 2. 甲および乙は、広告・宣伝をするにあたっては、適用される法令に違反しないように最善の注意をするものとする。ただし、ショップのコンテンツについては、専ら甲が責任を負うものとする。

3. 甲がショップ内において第三者の広告を掲載する場合は、広告掲載料を乙に支払うものとする。

【解説】

(1) 趣旨

モールやショップがその存在を世間に広く周知させるためには様々な方法が考えられる。単にインターネット上にモールやショップを開設しても、アクセスしてくる消費者が増加するとは限らない。そこで必要に応じて、モール運営者や出店者は、ネット上に限らず、新聞、雑誌、TV等の様々なメディアを用いて広告・宣伝を行うことになる。モールの知名度が上がれば、出店しているショップへアクセスしてくる会員が増え、取引高の増加が見込まれる。また、ショップの知名度が上がれば、そのショップが出店しているモールへ入会する会員の増加も見込まれる。そのため、両者が互いに協力して、広告・宣伝を行う旨を定めた。

又、モール運営者や出店者が自己の広告・宣伝を行う際には、同時に相手方の名称やロゴ、 トレードマーク等を使用する場合もあるので、その際には事前に協議し、相手方の承諾を 取っておくことが重要である。

なお、モール運営者としては広告の内容についてどこまで責任を負うか(モール運営者が ショップのコンテンツ作成をしない場合は、免責という場合が多いであろう)契約に明記す ることはもちろん、一般の消費者に対しても後日クレームが直接こないようにするためホー ムページ上に、その旨表示することが必要である。

(2) 広告掲載料

出店者が自己のショップ上に第三者の広告を掲載する行為は、商品やサービスの提供の範囲外であるため、通常の出店料とは異なる、広告掲載料を徴収することにした。

なお、モールの中には、企業戦略なのか、料金の表示がないものが多かった。数多くショップを出店してもらうためにも、後日の紛争を避けるためにも出店料は明記した方がいいのではないだろうか。

また、料金の種類に応じてかかる税金が変わってくる場合があること、およびサーバーがど こに設置されているか特に海外にあるとどこで課税されるかという難しい問題がある。

4.2.3.16 出店料

第14条(出店料)

甲は、ショップを乙のモールに出店するにあたり、その対価として下記の費用を乙に支払うものとする。

初期費用: 円 管理料: 円/月

広告掲載料: 円/月

【解説】

(1) 趣旨

以下のような料金体系を定めたものである。

①初期費用

契約締結時に1回だけ支払われる料金(出店に必要なコンテンツの作成、ソフトウェアのインストール等、モール上に新規ショップを開設するために必要な費用)である。

②管理料

月額。月々のモール運営に要する費用である。

③広告掲載料

月額。モール上のどの場所に広告が掲載されるか、使用されるロゴのサイズや位置により異なってこよう。

試案は一つの例であり以下に述べるような、異なるタイプの出店料を組み合わせて利用する といった方法も考えられる。 (例:出店料を低額におさえ、取引高に応じた一定のコミッ ションを取る等)

(2) 収入源

モール運営者がモール上でビジネスを行うためには、収入源は一つではなく、複合的な収入 源が必要だと考えられるが、モール運営ビジネスの収入源としては、下記のようなものが考 えられる。

- 1. 出店者から:出店料、売買手数料(コミッション)、広告収入、店舗所在地案内(ロケーターサービス)等
- 2. アクセスしてきた消費者から:通信トラフィック使用料(回線接続、利用料等)

このうちアクセスしてきた消費者からは、あまり高額な収入は見込めないので、必然的に出 店者からの収入源を中心に考えていかねばならない。

出店者からモールへの出店に対して支払われる出店料としては、下記のタイプのものが考えられる。

1)定額料金

年間とか月間でいくらといった定額の料金体系。

この場合、出店者に対して割当てられるモール上のディスク容量、モールのどのページのどの位置に掲載されるのか、ショップのロゴのサイズ、何点の商品が掲載可能か、といった諸条件に応じて決められてくることになる。このタイプの利点は、モール運営者側が一定数の出店者を集めることができれば、一定の利益を確保できることである。しかし、出店者側としては最初からコストがかかるので、出店しにくくなるという欠点もある。

②売買手数料

ショップの売上げに応じて、その何%といった料金体系。

このタイプの利点は初期の出店料が無料或いは低額なので、出店希望者は出店しやすくなるし、多数の出店者が集まれば消費者へのモールの魅力も高まり、結果として売上げが上がってモール側の利益も上がる可能性があるということがあげられる。しかし、この場合モールはショップの売上げを正確に把握する必要があり、技術的に高度な決済システムもモールが持っていなければならないということが問題となる。また、そのようなシステムを持っていても、会員がモール上でショップを見たが、注文はオフライン(電話、FAX等)でモールを通さず注文することも考えられるので、正確な取引金額をモールが把握するのは困難である。

③トランザクションフィー

モールを通じてショップにどれだけのアクセスがあったかという、件数に応じた料金体系。

このタイプを採用するモールは、初期のころ多かったようであるが、現在ではあまり見当たらない。アクセス数は時期によって多かったり少なかったりとシフトが激しいので、モール運営者側は事前に収入を予測できない。また、アクセス数と販売額は必ずしも比例しないため、単価の低い商品を大量に販売する出店者にとっては、売上げに比して出店料が割高になってしまうという問題がある。

4.2.3.17 支払方法

第15条(支払方法)

- 1. 甲は、前条における初期費用を、出店時に消費税相当額とともに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により、乙に対し支払うものとする。
- 2. 乙は、前条における管理料および広告掲載料について、毎月〇〇日までに前月に係わる金額を書面により甲に対し請求するものとする。これに対し、甲は、乙からの請求書受領月の翌月未日までに当該請求書に係わる月額管理料および広告掲載料、並びにそれらに係わる消費税相当額を、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

3. 甲が本契約に従い乙に支払うべき金額につき、乙に消費税以外の課税または費用負担が生じた場合、甲は当該課税または費用につき乙を補償するものとする。

【解説】

(1) 趣旨

料金の支払方法、期日を定めたものである。日本の消費税については、海外の出店者に対しては課税されないと考えられる。

(2) 書面性

料金の請求を「書面」で行うということにしたのは、現時点では企業間での請求・支払手続きといったものが、税法上の問題もあり書面を要求するからであり、今後制度的、商習慣的な手続きがクリアできれば、電子的手段による支払方法も考えられる。

(3) 課税

消費税以外の課税負担又は費用負担が生じた場合も、甲の責任とすべきである。

4.2.3.18 権利の帰属

第16条(権利の帰属)

- 1. 商品およびサービスに関する著作権その他一切の権利は、甲に帰属するものとし、乙は、モールにおいてショップの主体が甲である旨を表示する。
- 2. 甲は、商品およびサービスに第三者の著作権その他の権利が合まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを甲が行なった上で、商品およびサービスの提供を遂行するものとする。3. 第1項の場合を除き、モールに関する一切の権利は、乙に帰属するものとする。

【解説】

(1) 商品およびサービスに関する権利関係

モール運営者が出店者に対して、モール上のスペース及びシステムの使用を許諾するのみであり、その他の権利特に出店者が開設するショップに掲載する商品およびサービスはすべてショップの自己責任の下でおこなわれることを確認したものである。

また、モールにアクセスしてくる会員に対してもその旨を適切に知らせるために、モール上に表示することを明記した。

(2) 一切の権利

「一切の権利」とあるのは今後、著作権や工業所有権以外にもどのような新しい権利が現われてくるかわからないので、そういった場合に誰に帰属するか明確でないと困るので、その権利はモール運営者に帰属するとした。

4.2.3.19 通知

第17条(通知)

- 1. 乙から甲に対する通知は、本契約に別段の定めのある場合を除き、甲が予め乙に通知したアドレス宛の電子メールにより行うものとする。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとする。
- 2. 乙から甲への電子メールは、甲のサーバーへの到着をもって甲に通知されたものとする。但し、本契約中に別段の定めがある場合、および前項但書の場合を除くものとする。
- 3. 甲は、乙からの通知の有無およびその内容を確認するため甲宛ての電子メールを毎営業日1回は閲覧するものとする。
- 4. 甲は、本契約に基づき乙へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、支払先預金口座、もしくはその他の重要な事項を変更する場合は、事前に乙に対して乙所定の様式をもって通知するものとする。
- 5. 甲は、モール上にショップを出店する場所、コンテンツ、またはメールアドレスを変更する場合、事前に乙に通知し、その承諾を得なければならないものとする。これらの通知および承諾は、電子メールもしくは書面によるものとする。
- 6. 甲が第4項の通知もしくは第5項の承諾取得を怠ったことにより生じた甲の損失その他の負担について、乙はその責めを負わない。

【解説】

(1) 趣旨

国際間契約では文書による通知の方法を契約書に規定するのが通常である。電子商取引の利点の一つはその即時性にあるといえ、ここでは甲乙間の両者が電子メールを利用できる環境下にあるという前提をふまえ、通信手段として電子メールを採用することを定めたものである。

(2) 法的効力

国内法及び国際的な各種法的文書や書類のもとで、通信の法的効力は、それが伝送された時、受信された時、あるいは当然受信されているはずの時のいずれかの時点に生じる。

日本の場合、データが到着するということを前提とすれば、法理論上の多くの問題が解消されるので、データの到達を持って、通知がなされたこととなる旨を定めた。

4.2.3.20 権利譲渡禁止

第18条(権利譲渡禁止)

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約に関する契約上の地位または乙に対する個々の債権の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

【解説】

(1) 趣旨

当事者の一方が相手方に対して有する権利を第三者に譲渡したり、他の債権の担保に供したりすると、第三者が両当事者間の権利関係に関与することになり、権利義務関係が複雑になる。たとえば、モール運営者の立場に立つと、モールの重要な機能の一つとして挙げられるのは消費者に対する信頼担保機能であり、その信頼を維持するために出店するショップの審査を行い、厳しく管理を行っている。同時に出店者に対しては、会員の管理を行うことにより、優良顧客がアクセスをしてくる環境を提供している。このような関係が樹立されたならば、その関係を継続して行きたいと思うことが必然であり、勝手に第三者に対して契約上の地位や権利を譲渡することを禁止したものである。

4.2.3.21 機密保持

第19条(機密保持)

- 1. 甲および乙は、本契約に関連して相手方から開示を受けた相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
- (1) 開示のときに、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4)裁判所からの命令またはこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示を要求される情報
- 3. 本条の効力は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

【解説】

(1) 趣旨

契約当事者が本契約に基づき知りえた相手方当事者の業務上の秘密や情報等をそれぞれ第三者に開示・漏洩しない旨の条項である。

(2) 存続期間

契約終了後の特約として、終了後一定期間この義務を課する場合もあるが、これが長期間の場合は不当拘束条件にあたり、独占禁止法上問題となり、公正取引委員会による排除命令が出される場合(独占禁止法7条)があるので、関係当事国の独占禁止法による規制に注意する必要がある。

4.2.3.22 契約の効力

第20条(契約の効力)

本契約は、乙を代理する権限を甲に付与するものではないとともに、乙の商号・モールの名称等を使用して営業をなすことを甲に許諾するものではない。

【解説】

(1) 趣旨

モール運営者から与えられた出店者の権限がどこまでか確認をするため定めたものである。

4.2.3.23 契約の変更

第21条(契約の変更)

本契約に定める事項を変更する場合は、甲乙両者が誠意をもって協議し書面にて定めるものとする。

【解説】

(1) 趣旨

通常の企業間契約では、契約条項の変更、修正、追加等は両当事者の代表権限のある者の署名による変更合意書、修正覚書等の文書をもって行われるのが通常であるので、本試案においても書面を要求したものである。

4.2.3.24 有効期間

第22条(有効期間)

本契約の有効期間は、199 年〇月〇日より 年間とし、期間満了の1カ 月前までに甲・乙いずれかが書面による更新拒絶の意思表示をしない限り、本 契約は同一条件にてさらに1年間を延長するものとし、以後も同様とする。

【解説】

(1) 趣旨

契約の発行日については、本文中に発行日につき特に規定を置かない限り、契約書の日付または契約締結日から効力を生ずるというのが原則である。本契約書ではビジネスの性質上、隔地者間(国際間を含む)契約になる可能性が高いため、各当事者が署名する日が異なる場合を想定し、本文中で発行日を明記することとした。

(2) 許認可を要する契約

諸官庁の許認可を要する契約については、許認可日を効力発生日とする場合もあり、当事者の権利義務の発生、存続、終了を確定する上で重要な事項であるため、相手国の祝祭日等を チェックすることも必要である。

(3) 更新

本契約のような継続的契約に関しては、契約期間が終了してもさらに期間を延長することが予想されるため自動延長の条項を設けた。

(4) 予告期間

更新拒絶の予告期間として1ヶ月という期間を定めたのは、モール上のショップのコンテンツを削除するために必要なシステム等の変更処理に要する期間を配慮すると共に、消費者に対してもあるショップが閉店した後に、何等かのフォローアップが必要になることを考慮したためである。もちろん、具体的な状況において、この予告期間の延長あるいは短縮は可能である。

4.2.3.25 賠償責任

第23条 (賠償責任)

- 1. 甲は、本契約に違反することにより、または、コンテンツをモールに登録、更新、削除等を行うことに関して乙に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。
- 2. 甲は、本契約に違反することにより、または、コンテンツをモールに登録、更新、削除等を行うことに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、甲の責任で解決するものとし、乙に損害を与えないものとする。
- 3. 乙は、モールの変更、中止、中断及びモールにコンテンツをモールに登録、更新、削除等を行うことに関して、甲が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとする。

【解説】

(1) 趣旨

前述した両当事者間の責任(第11条参照)の範囲に従い、損害が発生した場合に本条に基づき損害賠償を支払う旨を定めたものである。

(2) 賠償責任一般

損害賠償とは、一定の場合に他人の被った損害を補填し損害がないのと同じ状態にすることをいう。通常損害賠償は金銭給付をもって行われる。損害賠償の義務が発生する最も代表的な場合は、債務不履行(民法415条以下)及び不法行為(同第709条以下)に基づく場合である。これらの場合には、通常、行為者の故意、過失その他の責めに帰すべき事由の存在を要件とする。

4.2.3.26 中途解約

第24条(中途解約)

乙は、本契約期間中といえどもモールの運営を継続することが困難とする事情が生じたと判断した場合、3カ月以上の予告期間を設けて、本契約を解約することができるものとする。

【解説】

(1) 趣旨

契約を将来にわたって失効させることを解約という。解約するには、法律の規定によって解約する権利があるか、当事者間に解約する権利の特約がある場合でなければならない。したがって、本契約においてはあらかじめ当事者が解約できる権利を認め、当事者間で取り決めた手順によってのみ解約されるよう本条項を規定したものである。

(2) 予告期間

3ヶ月という予告期間を定めたのは、出店者がモールへの出店に変わる代替手段を確立するために必要な期間が保証されるべきと考えたからである。一般的な商慣習から十分な期間であろうが、もちろんビジネスの内容によってケースバイケースで判断されるべきものである。したがって、この期間の長短に関しては、当事者間の合意に基づき調整することになる。

出店者は、ショップの閉店手続きをこの猶予期間内にしなければならない。一般の消費者に対するアナウンスは最低限必要である。また、モール運営者にとっても、会員向けに電子メール等でショップの閉店をアナウンスすべきである。

本条によって、モール運営者は3カ月以上の予告期間を設けさえすれば、モールをいつでも 閉鎖することができることになる。

4.2.3.27 解除

第25条(解除)

- 1. 甲および乙は、相手方が本契約の条項の一に違反し、書面により30日以上の期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、ただちに本契約を解除できるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、会社整理開始、会社更正手続きの開始、破産もしくは競売の申し立てを受け、または自ら整埋、和議、会社更正手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
- (2) 自ら振り出しまたは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等、支払い停止状態に至ったとき
- (3)前2号のほか、その財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたとき
 - (4) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (5) その他ショップとして不適当と乙が判断したとき

【解説】

(1) 趣旨

本契約の両当事者が、一方的に本契約を解除することができる場合の条件を定めたものである。

特に複数の出店者及び会員を保有するモール運営者側の視点から考慮すると、自己のモール内で商品・サービスの提供を行うショップの運営者が本条で定めた条件に該当しているような場合、自己のモールの運営の障害となるだけでなく、他の出店者及び会員に対してもモールの信頼性を失う可能性が大きい。

本試案では、特に消費者(会員)対して、モールが信頼性を与えることができるための諸条件を考慮し、出店者に対して様々な遵守事項を定めてきた。しかし、これらの規定の遵守を 怠った場合、将来にわたって本契約の定めを遵守することを怠る可能性のある出店者に対して、モール運営者が実行することができる最終手段を定めたものが本条である。

4.2.3.28 契約終了時の措置

第26条(契約終了時の措置)

甲は、本契約終了時において、本契約に基づき乙から引き渡されたもの(複製を含む)すべてを返還ないし廃棄するものとする。

【解説】

(1) 趣旨

契約は、契約期間満了により終了する場合(第22条)と、契約期間中に中途解約を認める 事由が発生し(第24条)、または契約解除事由が発生した場合(第25条)に解約または 解除される特約に基づき終了する場合がある。

本契約が終了するということは、乙の甲に対するモールの使用関係が終了するということである。モールの使用に際しては、甲は乙からモールを使用するに必要なソフトウェアの使用許諾を含むので、乙はそれらを甲から引き上げ、甲がその後使用できないようにする必要がある。ただし、それがプログラムの場合、返却を求めても甲の側でコピーを取られてしまえば意味がないので、そのコピーも含めて、「返還ないし破棄する」と定めたものである。

出店契約が、ライセンス供与、特許等の工業所有権、著作権の許諾等を含む場合は、契約終了時において、ライセンス等の実施を中止するだけでなく、実施によって製造、制作された商品や著作物の回収、処分等の措置についても詳細な取決めをしておくことが必要である。

(2) 申込情報の転送

契約が終了する前後に受信した申込情報の転送についてどう取扱うか本条に規定することが考えられる。

4.2.3.29 準拠法

第27条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとする。

【解説】

(1) 趣旨

電子商取引においては、海外の出店者希望者と出店契約を結ぶといった国際的な契約が今後とも増加することが予想される。したがって、当事者の国籍、営業所の所在地、法律行為の行われた地、目的物の所在地、履行地等の法律関係を構成する諸要素が複数の国に点在するという状況が多くなり、いずれの国の法律が適用されるかが重要な問題になってくる。

契約で準拠法を規定しない場合も見られるが、準拠法の選択をめぐる当事者間の紛争を招き、相手方による仲裁手続きの引き延ばしを招く結果にもなりかねないので、準拠法は契約

書上あらかじめ規定しておく方が望ましい。

どこの国の法律を準拠法にするのかは、当事者間の合意の問題であり、各々の国の法律の長所、短所を理解した上で選択するのが望ましいが、本契約ではモール運営者は日本国内の企業を対象としているため、日本国法を準拠法として規定したものである。

4.2.3.30 合意管轄

第28条(合意管轄)

本契約に関連して生じた甲乙間の紛争については、日本国の〇〇地方裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【解説】

(1) 趣旨

どこの裁判所に訴えたらよいかという裁判管轄の問題は、国内では一般的に被告の所在地を管轄する裁判所ということになっている(民事訴訟法第1条、2条、4条)。金銭的な訴えについては義務履行地にも裁判管轄がある(民事訴訟法第5条)。

電子商取引を利用したビジネスを検討している者(法人および個人を含む)は、新しいインターネット関連の技術が提供するスピードと効率という点に魅力を感じているのではないだろうか。そうであれば、紛争の解決にあたっても迅速な処理を望んでいることが想定される。

本条でも前条と同じくモール運営者の所在地日本の〇〇裁判所を管轄裁判所に定めることにより、迅速且つ、費用負担の少ない裁判をすることを定めたものである。

4.2.3.31 協議

第29条(協議)

本契約に定めのない事項および本契約の各条項について疑義が生じた場合、甲乙両者が誠意をもって協議し解決するものとする。

【解説】

(1) 趣旨

実務上契約書にすべての合意事項を盛り込むことは困難であり、特にモールを利用したビジネスは新しいビジネスであるため定めのない事項や解釈の難しい場面が生じることが多いと考えられる。本条項はこのような場合に、当事者双方ともに誠意をもって協議して解決することを定めるものである。

(2) 効力

表現上は協議義務を定めているが、協議手続きや協議拒否または不調の場合の効果を具体的に定めていないので、法的にはあまり意味のない日本特有の慣用的条項である。したがって、本条項は日本国内企業間においては当事者双方の理解を得ることができるであろうが、言語や習慣の異なる国の企業との間ではあまり意味がない条項であろう。しかし、いきなり法的手段をとらないで、まず協議から始めるという作用を当事者に事実上及ぼすという点では訓示的な意味のある規定である。

5 モール運営者-モール運営者/クロスリンク契約

5.1 はじめに

5.1.1 クロスリンク契約作成の基本方針

- 1. モール運営者とモール運営者間の具体的な提携パターンの一つをクロスリンク契約試案(5.2.2、以下「クロスリンク契約」という)として紹介する前に、まずモールとモール間の提携関係の可能性全般について紹介(5.1.2)し、次にクロスリンク契約の主題であるハイパーリンクに関する問題(5.1.3)を説明する。
- 2. ハイパーリンクを一方的(相手の承諾なく)にではなく、相互に張り合っている例は 散見されたが、具体的に「契約書」を締結したという例は確認できなかった。そこ で、モール運営者がこれから自己のモールと他のモールとの間にハイパーリンクを互 いに張り合うというレベルの提携関係をもちたいと考えたときに、何を定めないとい けないかという観点からクロスリンク契約試案を作成した。
- 3. 国際的な提携という視点が十分に反映出来ていない点は、次年度の課題と考えている。

5.1.2 モールとモール間の提携の理論的な可能性

当WGでは、モールとモール間の提携の可能性について何度となく議論するとともに、当WG外の専門家・有識者の方々にもこのテーマを投げかけてきた。その結果、理論的には下記のような提携の可能性が浮かび上がってきた。本書はその議論を要約したものである。

すなわち、AモールとBモールが提携する場合を想定すると、AモールはBモールと提携することによって何等かのメリットがあるゆえに提携を考えるのであり、BモールもAモールと提携することによって何等かのメリットがあると考えて提携に踏み切ると考えるのが通常であろう。その場合、BモールはAモールに対して、AモールはBモールに対して、何等かの役割なり機能を持つことになる。その役割・機能とは、具体的には次の事項にまとめられよう。

● 5.1.2.1 姉妹都市関係

WG11 report-2

- 5.1.2.2 信用担保
- 5.1.2.3 商品の補完
- 5.1.2.4 検索エンジンのライセンス
- 5.1.2.5 オンライン注文システムのライセンス
- 5.1.2.6 決済システムのライセンス
- 5.1.2.7 業務委託
- 5.1.2.8 物流機能

以下、具体的に説明する。

5.1.2.1 姉妹都市

AモールもBモールも知名度がそれなりにあって、ショップ数もある程度かかえている中規模以上のモールの場合、AモールがBモールの傘下に入る(出店と同様の関係になる)とか、その逆を考えるよりは、「姉妹都市」提携といったゆるやかな友好関係によって、互いのモールの集客度(アクセス数)を高め合っていく提携関係が考えられよう。

具体例として、最近プレスリリースされた、リクルートの「あちゃら」と二フティを紹介したい。

リクルートとニフティ、オンライン・サービスで協力

リクルートと二フティは、オンライン・サービスの相互利用を促進していくことで合意した。1月末日現在221万人のユーザーを抱えるNIFTY-Serveは、会員専用のホーム・ページからリクルートの提供するコンテントを簡単に利用できるようにする。また、リクルートはインターネット情報誌「あちゃら」と連動したディレクトリ・サービス「あちゃらNAVI」から二フティのホーム・ページにアクセスできるようにする。

(出典:INTERNET USER 97年5月号 P.224)

http://www.niftyserve.or.jp"

では、ここでいう姉妹都市関係の具体的内容は何か、まず思い付くのは、モールとモールの間で互いにハイパーリンクを張り合い、消費者がそのリンクをたどってリンク先の他のモール (ショップ) にアクセスするという関係である。この場合の契約関係を一つのモデルとして、「クロスリンク契約」という形で試案を作成してみた。なお、同試案は、対等な当事者間の場合を想定したので、対価のやり取りが発生しない無償の契約を想定した。

また、アクセスした人数やアクセスした人の利用金額の多寡によりチャージされるといった 関係も考えられるが、その場合の課金方法、責任の分担をどういうふうにしていくか等につ いては、広告宣伝との関係で今後の検討課題である。

5.1.2.2 信用担保

知名度の高いモールAから知名度のあまり高くないモールBにリンクが張られた場合、消費者は、モールAをゲートウェイにしてモールBにアクセスすることになる。消費者は、「モールAと何らかの提携関係にあるモールだから確かであろう」という漠然とした信頼感や安心感が得られるのではないだろうか。その結果、モールBへのアクセス数が増加し、商品・サービスの取引高が増加することが期待できよう。

又、モールAが会員制を採っていて、例えば成人でクレジットカード保有者でなければ会員になれない場合(こうした例は日本で特に散見される)、モールBから見るとモールAをゲートウェイにしてアクセスしてくる消費者は、一応信用のある人といってもよく、優良な消費者がモールBにアクセスしてくる確率が高くなるというメリットがあろう。

このメリットは現状取るに足らないレベルかもしれないが、このままインターネットのユーザー数が増加すると、信用担保の機能を一定のレベルで備えたモールと数多く提携したいと思う新興のモールが出てくるかもしれない。この場合は、上記5.1.2.1と違って、リンクを張ることを契約上認める、いわば一方向の「シングルリンク契約」というものであり、上記5.1.2.1以上に対価関係の取決めが必要となってこよう。

5.1.2.3 商品の補完

モールAとモールBが、異なった業種の特徴あるモールを構成している場合、互いに強みを持った業種の商品・サービスを互いに提供し合い、弱点を補完しあう関係が考えられる。本書において、モールは、自ら商品・サービスの提供を行わないという前提なので、この場合の商品・サービスとはテナント(ショップ)の品揃えということになる。

具体的には、ハイパーリンクの絶対パスを使って、Aモールのショップの商品をBモールのショップの商品の陳列棚に表示するという方法が考えられる。

従って、この場合も、上記5.1.2.1、5.1.2.2と同様、ハイパーリンクをどのように張り合うかを契約書で定めることになるが、決済手段や保証・責任を誰がどこまで負うことになるかといった重要な問題が出てくることになる。

なお、ここで出店者の業種と取扱商品の実態について概観してみる。資料は、NRIサイバービジネス・ケースバンク(http://www.ccci.or.jp/cbcb/), サイバー社会基盤研究推進センター, 1997.4.18より引用した。

(1) 出店者の業種

2912の店のうち、卸売・小売(1113件)を筆頭に情報サービス(418件)、その他サービス(372件)と続いている。メーカーからの出店は少ない。

A.専門店出店者の業種

Each mark(#) represents 50 cases.

- 1. 水産・農林 71:##
- 2. 鉱業 0:
- 3. 建設 12:#
- 4. 食料品 283: ######
- 5. 繊維製品 46:#
- 6. パルプ・紙8:#
- 7. 化学・医薬品 18:#
- 8. 石油・ゴム製品等 3:#
- 9. 鉄鋼 0:
- 10. 非鉄金属 金属製品 10: #
- 11. 機械 8:#
- 12. 電気機器 43:#
- 13. 輸送用機器 4:#
- 14. 精密機器 19:#
- 15. その他製品 147: ###
- 16. 電力・ガス 0:
- 17. 運輸・倉庫 7:#
- 18. 卸売・小売 1113: ######################
- 19. 金融•保険8:#
- 20. 不動産 7:#
- 21. マスコミ・通信 97: ##

WG	1 1	r	6	n o	o i	r t	-	2

- 22.情報サービス 418: ########
- 23. その他サービス 372: ########
- 24. 個人 120: ###
- 25. その他 82:##
- 26. 不明 16:#

専門店合計 2912

(2) 取扱商品のカテゴリー

フード&ドリンク(658件)、カルチャー&ホビー(645件)、各種サービス(524件)と続いている。

B.専門店の取扱商品・サービス

Each mark(#) represents 20 cases.

- 1. コンピューター&ソフト 259: #############
- 2. オフィス用品&ステーショナリー 98: #####

- 5. 日用雑貨&トイレタリー 197: #########

- 8. バラエティ 114: ######
- 9. その他 95: #####

専門店合計 2912

5.1.2.4 検索エンジンのライセンス

商品・サービスの種類や数を充実させたモールは、巨大なデータベースを必要とするのではないだろうか。なぜならば、消費者は、個々の商品を一つ一つアクセスして購入するかどうか決めるという行動パターンはとりにくいからである。そこで、商品の種類や数が一定の規模以上になったモールは、消費者が購入しようと希望する商品・サービスに関する情報を探索するための検索エンジンを搭載しようとするであろう。 YAHOO等に代表されるディレクトリーサービスが、モールの所在を検索するのに非常に重要な役割を演じているが、モールが自己のモール上に大量の商品の検索エンジンを独自に搭載すれば、消費者は、より高速に目指す商品にたどり着くことができ、このモール上での商品の購入を促進する契機になるであろう。

インターネットでアクセスできる情報の量(商品の種類や数)が今後とも拡大して行くであろうことを考えると、強力な検索エンジン機能を持ったモールの優位性はますます高くなるであろう。

一方、そうした検索エンジンを開発するだけの資力や人材を持たないモールは、検索エンジンを搭載しているモールからライセンスを受けるなり、その検索エンジンの傘下に自己のモールを入れる等して、消費者にとってもっと使い勝手の良いモールを提供することを検討するのではないだろうか。

5.1.2.5 オンライン注文システムのライセンス

上記5.1.2.4と同様に、モールAがオンライン注文システムを備えており、モールBが備えていない場合は、ライセンス契約を締結して、モールBもそのオンライン注文システムを共同利用できるようにするという提携関係も考えられよう。

5.1.2.6 決済システムのライセンス

決済方法についても、上記5.1.2.5と同様のことが考えられる。参考までに、インターネット上のモールの決済方法の実態を概観してみると、日本では、銀行振込(1383件)、代金引換(1008件)、郵便振込(846件)の3種類の決済方法で全体(4429件)の73%を占めており、クレジットカード決済(326件)は、全体から見ると7%強に過ぎないことがわかる。

下記の資料は、NRIサイバービジネス・ケースバンク(http://www.ccci.or.jp/cbcb/), サイバー社会基盤研究推進センター, 1997.4.18より引用した。

(1) 決済方法

Each mark(#) represents 50 cases.

- 1. 現金書留 492: #########
- 2. 郵便振替 846: ###############
- 4. 代金引換 1008: #####################
- 5. クレジットカード決済 326: #######
- 6. プリペイド 3:#
- 7. 電子決済 8:#
- 8. その他 123: ###
- 9. 不明 240: #####

合計 4429

(注)複数の決済方法が可能な店舗があるため、和は専門店合計と一致しない。

「5.クレジットカード決済」は、店舗側がカード番号を受け取った後,

従来のクレジット決済を行うもの。

「7.電子決済」は決済用のクライアントソフトを使用するもの。

(2) 決済方法でみたサイバービジネスのレベル

Each mark(&) represents 20 cases.

- 1. 「現金書留」レベル 12:#
- 2.「郵便振替」レベル 242: #####

WG11 report-2

- 3. 「銀行振込」レベル 740: ##############
- 4. 「代金引換」レベル 896: #################
- 5. 「クレジットカード決済」レベル 324: #######
- 6. 「プリペイド」レベル 3:#
- 7. 「電子決済」レベル 8:#
- 8. その他 72:##
- 9. 不明 243: #####

専門店合計 2540

(注)「決済方法でみたサイバービジネスのレベル」とは,「1.現金書留」から「7.電子決済」がこの順により高次の決済方法と仮定し,その店舗が採用している最も高次な決済方法を表すものである。

(3) クレジットカード決済におけるセキュリティ確保の方法

クレジットカード決済を取り入れている326件のモールではどのようなセキュリティ確保の手段が取り入れられているか興味深いところである。特に今後の電子商取引の発展の鍵は、いかに消費者に安全と安心感を与えることができるかにかかっている。「カード番号は毎回オフラインで取得」する場合が全体の57%(187件)を占め、「暗号化通信のできるサーバーソフトを使用」しているのがわずかに45件(14%に満たない)であるところを見ると、技術的には安全なレベルであっても、今のところまだ消費者に安心感を与えるところまでには至っていないようである。ECOMのホームページに消費者の視点から調査した「ECに関する意識調査」(http://www.ecom.or.jp/misc/enquete/kall.html)が掲載されているので参照下さい。

特筆すべきは、「特に手段を講じていない」モールが36件(全体の11%)もあることであるう。これらのモールではどのくらいのボリュームの取引きが実際に行われているのか興味深いところでもある。

Each mark(#) represents 10 cases.	

- 1. 特に手段を講じていない 36: ####
- 3. 会員番号付与 38: ####
- 4. 暗号化通信のできるサーバソフト使用 45: #####
- 5. その他 5:#
- 6. 不明 15: ##

合計 326

電子商取引は、従来の商取引と異なる非対面販売であるため、消費者、出店者の双方にとり商品やサービスの提供の対価が確実に支払われるという保証を取り付けるのが困難である。 そのため、現在では世界各国でインターネット上でも確実に決済を行うことができる電子決済システムの開発が進められている。

しかし、これら最新の技術を自社で開発し運用するためのコスト負担や必要なノウハウを考慮すると、特に中小企業や新規参入企業にとっては、既にそれらの安全で確実な電子決済システムを有する他のモールと提携し、そのシステムを利用させてもらうことは有効な方法であろう。

又、ネットワークを利用した電子商取引が開始されたのは、ここ数年のことである。誰でも容易に参入できるというサイバービジネスの特性から、中小企業や個人も容易に展開できるようになったとはいえ、クレジットカードの加盟店となるための障壁が高く、クレジットカードによる決済方法を取れない事業者も当然出てくる。

そこでその参入障壁をモール間でライセンスすることによって低くすることができるのでは ないだろうか。

5.1.2.7 業務委託の関係

モールAがファックス、電話等による注文の受付、発注の代行業務や問合わせ応答等の窓口業務やヘルプデスク業務を行っていて、モールBがこれからモールを立ち上げようという場合、モールBは、これらの業務をゼロから立ち上げるよりも、モールAに対して、業務委託をすることによりコスト削減を図ることが可能となる。

委託業務の内容は、ケースバイケースで契約で定められることになるが、例えば、消費者からのクレームの受付窓口業務の場合、単なるクレームの取り次ぎ・仲介をするだけの場合もあろうし、トラブルの解決までサポートする場合も考えられる。

又、注文の受付業務の場合、他のモールの代行窓口となって、注文を受け付けるのが通常と 考えられるが、消費者の代理人の立場で他のモールに発注するといった場合も考えられよ う。

この関係は特にモールが国際間にまたがる場合(例:モールAが日本で、モールBが米国) 有効に機能するであろう。言語の違いが障害となり、消費者は購入したいものがモールBに あっても、注文画面が英語であるため注文することを躊躇したり、注文画面にインプットし ても注文が確実にできたかどうかについて不安感を持つかもしれない。そうした場合に、そ の不安感を多少とも解消してくれることになろう。

さらに、米国のモールBから商品・サービスの提供を受けた消費者が、その商品・サービスに対してクレームを付けたいとき、Aモールで日本語で対応してもらえれば、消費者は、やはり安心して今後もモールAから商品・サービスの提供を受けたいと思うであろう。このことは、結果的にリピーターが増えることを意味し、モールBの日本のマーケットにおける電子商取引の取引高を増加させることになろう。

5.1.2.8 物流機能

消費者にとっての電子商取引の大きなメリットは、現実の店舗を持たないですむことからコストの削減となり、結局それが商品・サービスの価格を減額させる要因となることである。ところが、商品・サービスの価格が下がってもさらにクリアされなければならない問題として、商品等の配送を伴う場合のコストをどうするかということがある。

そこで、既存の物流システムを有している国際的な企業がモールを立ち上げた場合を想定すると、その物流機能を持ったモールはA、上記の問題についての一つの大きなソリューションを提供してくれるのではないだろうか。

すなわち、他の物流機能を持たないモールBは、モールAと提携して配送コストの削減を図らなければ世界的規模での競争(メガコンペティション)に生き残れなくなってしまいかねないのである。

さらに、ある地域やある国では強力なシェアを握っている物流業者も数多くいるであろう。 彼らが互いに強い地域、弱い地域を補完し合うことが、既存の現実の商取引では困難であった提携が、バーチャルな電子商取引においては大同団結できることを意味する。この場合は、ショップで提供された商品・サービスを互いのモール経由で消費者に配達するといったことが考えられよう。

5.1.3 ハイパーリンク

(1) ハイパーリンクを張ることとは?

水平分散によって広がるネットワークは、物理的には繋がっており、それをハイパーテキスト上で複数のサーバーに結び付けるのは、簡単な記述(つなげたい相手先のネットワーク名、ドメイン名、パス名等アクセスする場所を示すURLを書くこと)を文書ファイル上に

書き込むだけで可能である。従って、「リンクを張る」ということは、自己のサーバー内の テキストファイルの記述を変更することを意味する。

逆に解約の場合は、その記述を一方的に削除し、もし相互にリンクされていれば相手方に対し、モールへのリンクの記述を削除するように要求することである。

(2) 他人のサーバーやWEB上のホームページにリンクを張る際にリンク先の相手方の承諾 が必要か

インターネット利用者間のルールとして、リンク先の相手方には事前に了解を得た上で行うということが、1つのネチケット(ネットワーク上のエチケット)として認識されているようであるが、今後はより明確なルールが要請されるのではないだろうか。

(3) リンクを張ることには何も問題がないか。

例えば無断複製物がたくさん載っているホームページであることを知りながら、どんどんリンクを張っているというようなことを行えば、リンクを張った者は著作権侵害の幇助をしていると評価を受ける可能性がある。また、リンク先の情報が誤解されるような態様でリンクを張った場合には、一般の不法行為の観点から、そのような態様でリンクを張った者に対して損害賠償が認められるケースも出てくるのではないだろうか。

(4) ホームページにリンクを張ると著作権法上何か問題が生じるか。

インターネットは、ハイパーリンクという著作物の従来とは異なった利用形態を生み出している。そこでは、自分の作品中に他人の作品の内容を直截に引用するのではなく、その所在を示す情報だけが記載される。従来の利用形態と異なるのは、利用者は直ちにその所在情報を使ってその作品にアクセスできることであり、利用者の目から見れば、その内容が直接引用されているのと同じような効果を持つことになる。これは、従来の著作権法が予定していない利用形態であり、原著作者の意図と異なる文脈での引用をされた場合をどう扱うか(著作人格権の問題)などの問題が生じることになる。

具体例として、インターネットのリンクを差し止めた事件(Shetland Times Ltd v. Jonathan Wills and Another)を下記に紹介する。

1996年10月24日、英エジンバラ民事裁判所第一審部は、WEBサイトによって記事を提供する新聞社の訴えを認め、ニュース報道サービスを提供する別のWEBサイトに対して、原告新聞社の記事へのハイパーリンクを暫定的に差し止める命令を出した。以下はその概要である。

A.事実関係

原告: Shetland Times Ltd.

(新聞「Shetland Times紙」を所有、発行)

被告:ニュース報道サービス「Shetland News」の提供者

原告は、インターネット上にWEBサイトを開設し、Shetland Times紙の印刷版に出ている 記事を写真入りで利用できるようにしている(http://www.shetland-times.co.uk/)。各記 事は、印刷版の記事ヘッドラインを索引としてWEBサイトに電子的に蓄積されており、利 用者は、ヘッドラインをクリックすることで記事本文にアクセスできる。

被告の運営するWEBサイト(http://www.shetland-news.co.uk/)では、いくつかの広告が表示され、その下にいくつかのニュース・ヘッドラインがある。

被告は、1996年10月14日以降、Shetland Time紙の最新号に出たヘッドラインで、原告のWEBサイトに登録されたものを、逐語的に複製し、自己のWEBサイトのフロントページのヘッドラインに含めた。これにより、被告のWEBサイトの利用者はこのヘッドラインをクリックすることで、原告のWEBサイトにある記事本文にアクセスできた。

原告は、著作権侵害を理由に、被告がWEBサイトで原告のヘッドラインを使用することを 暫定的に差し止める命令を求めた。

B.判示

裁判所は、原告の以下の主張により、原告に一応有利な事件が疎明されたとして、暫定差止め命令を発付した。

1.)原告の「ケーブル・プログラム」(有線放送番組)を、被告が自己の「ケーブル・プログラム・サービス」に挿入したことは、著作権法20条における侵害を構成する。原告が自己のWEBサイトで利用できるようにしたヘッドラインは、著作権法第7条にいう「ケーブル・プログラム」であり、被告が自己のWEBサイト上で利用できるようにしているもの(facility)は、同条にいう「ケーブル・プログラム・サービス」である。従って、原告のヘッドラインを、被告が自己のサービスに挿入することは、著作権侵害を構成する。

<参考>

英著作権法では、有線放送番組を著作権で保護しており(日本の、隣接権保護に相当)、有 線放送番組サービスに他者の有線放送番組を無許諾で組み入れることは、著作権侵害とな る。

2.)ヘッドラインは、原告の保有する言語著作物である。被告の行為は、電子的手段による著作物の蓄積であり、著作権法第17条によって侵害を構成する。

く参考>

英著作権法では、著作物を電子的手段によりいずれかの媒体に蓄積する行為が、複製行為であることが明定されている。

また、英では、伝統的に労力や投資が投入されたか否かを著作物性(オリジナリティ)の判断基準にしており、この点で日本とは異なる。

C.コメント

現在のところ、暫定的差止め命令の請求に対する判断だけであるために、裁判所は深い分析をしている訳ではなく、勿論、所謂リンクの法的評価が一般的に導き出されるものではないが、リンクの仕方によっては著作権法上の問題が生ずる可能性があることを示す事件である。

5.2 クロスリンク契約 (試案)

5.2.1 条項目次

第1条(定義)

第2条(目的)

第3条(名称等の使用許諾)

第4条(リンクの変更・削除)

第5条(協力関係)

第6条(権利の帰属)

第7条(権利不侵害)

第8条(クロスリンクの成果の取扱い)

第9条(責任)

第10条(機密保持)

第11条(有効期間)

第12条 (契約終了時の措置)

第13条(準拠法)

第14条(合意管轄)

第15条(協議)

5.2.2 クロスリンク契約(試案)

クロスリンク契約書

(以下「甲」という)と	(以下「乙」という)は、甲の運営
するインターネット上のAモール(以下「Aモール」	という)と乙の運営するインターネッ
ト上のBモール(以下「Bモール」という)とが互い	いにハイパーリンクを各々のモール上に
非独占的に設定し合うこと(以下「クロスリンク」と	こいう)に関して、以下の通り契約(以
下「本契約」という)を締結する。	

第1条(定義)

本契約において、次の各号記載の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとする。

- (1) 「モール」とは、インターネット上で運営する商品・サービスの提供、オンラインによる受注、会員管理等の機能を持ったシステムをいう。
- (2) 「ハイパーリンク」とは、インターネット上のWEBサーバーに登録されたファイルとファイルを相互に連結することをいう。

第2条(目的)

本契約は、甲のAモールと乙のBモールが互いにハイパーリンクで電子的につながることによって、各々のモールが互いに協力して、互いのモールの活性化、健全化、信用担保機能の強化を積極的に追求し、友好的な提携関係を構築し、電子商取引の推進に資することを目的とする。

第3条(名称等の使用許諾)

- 1. 甲は、乙に対して、乙が、Bモール上にハイパーリンクを張るに際して甲が権利を有する別紙1(省略)記載の名称等をBモール上に使用することを許諾する。使用方法の詳細は、別途定める。
- 2. 乙は、甲に対して、甲が、Aモール上にハイパーリンクを張るに際して乙が権利を有する別紙2(省略)記載の名称等をAモール上に使用することを許諾する。使用方法の詳細は、別途定める。
- 3. 甲および乙は、前2項の名称等を、本契約で許諾された以外の印刷物、ソフトウェア製品その他のいかなる物にも使用しないものとする。

第4条(リンクの変更・削除)

1. 甲および乙は、自己のモール上のハイパーリンクの位置、大きさ等を変更する場合は、

事前に書面または電子メールで相手方に通知するとともに、相手方から要請があれば、合理的範囲で、その要請を尊重する。

2. 甲および乙は、相手方のハイパーリンクおよび名称等の使用方法が本契約の目的に反すると判断し、その判断に合理的な理由がある場合は、相手方は直ちに、ハイパーリンクの削除または名称等の使用を中止しなければならない。

第5条(協力関係)

- 1. 甲および乙は、電子商取引が今後有望なマーケットになることを認識した上で、互いに協力して行くことを確認する。
- 2. 甲および乙は、相手方から要請があれば、相手方モールの広告・宣伝等に積極的に協力 し、集客効果を高めるよう努める。
- 3. 甲および乙は、ハイパーリンクを自己のモールに設定するにあたっては、相手方の名 誉、名声および信用を損なわないよう最善の努力をする。
- 4. 甲乙間の友好的な提携関係構築の詳細については、別途甲乙で協議し、定めるものとする。

第6条(権利の帰属)

- 1. 乙は、別紙1(省略)記載の名称等が甲の権利に帰属することを確認する。
- 2. 甲は、別紙2(省略)記載の名称等が乙の権利に帰属することを確認する。

第7条(権利不侵害)

甲および乙は、互いに相手方に使用許諾した、各々自己の名称等が第三者の権利を侵害していないこと、および相手方に対して有効に使用許諾する権利を有することを保証する。

第8条(クロスリンクの成果の取扱い)

- 1. 甲および乙は、クロスリンクの結果得られた成果で相手方の権利に属するものを、相手方が自由に無償で使用することを許諾する。
- 2. 前項は、本契約の有効期間終了後も有効に存続する。

第9条(責任)

1. 甲および乙は、クロスリンクに関して生じた相手方の損害に対して、自己の責任に帰すべき場合を除き、相手方に損害賠償の責任を負わない。

2. 甲および乙は、自己のモールに関して、第三者からクレームを受けた場合は、責任を持って処理するとともに、相手方のモールに関して、第三者からクレームを受けた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

第10条(機密保持)

- 1. 甲および乙は、本契約に関連して相手方から開示を受けた相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示のときに、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 裁判所からの命令またはこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示 を要求される情報
- 3. 本条の効力は、本契約終了後も有効に存続する。

第11条(有効期間)

本契約の有効期間は、199_年___月__日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかが書面による更新拒絶の意思表示をしない限り、同一条件にてさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第12条(契約終了時の措置)

甲および乙は、本契約が終了した場合、速やかに自己のモールからハイパーリンクの設定を 消去するとともに、相手方に通知し、相手方の確認を求めるものとする。

第13条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとする。

第14条(合意管轄)

本契約に関連して生じた甲乙間の紛争については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条(協議)

本契約に定めのない事項および本契約の各条項について疑義が生じた場合、甲乙両者が誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本証書 2 通を作成し、甲乙それぞれが各 1 通を保管するものとする。

1997年 月 日

甲:

Z:

6条項別サンプル集

6.1 条項別サンプル集使用にあたっての注意点

本サンプル集はモデル契約試案作成に当たって参考とした、複数の利用規約、出店契約書等から各試案と関連する条項を横断的に抜粋し、整理したものである。各サンプル条項に付されたアルファベットと数字の組み合わせ(例:A-1)は、参考にした、契約書サンプルと条項番号を示すものである。

6.2 利用規約条項別サンプル

本サンプルの作成に当たり、下記の規約を参考とした。

- A. Aネット会員規約-国内のパソコン通信会社(会員制)
- B. Bシステム会員規約-国内のインターネット専用決済システム(会員制)
- ◆ C. Cモール会員規約-国内のサーバーモール(会員制)
- D. Dショップ会員規約-国内のサイバーショップ(会員制)
- E. E モール会員規約 国内のサイバーモール(会員制)
- F. Fネット会員規約-米国のパソコン通信会社(会員制)
- G. Gモール利用規約-国内のサイバーモール(オープン)
- H. Hモールメンバー規約-国内のサイバーモール(会員制)
- Ⅰ. Ⅰ モール利用規約 国内のサイバーモール (オープン)
- J. J-Net Terms of Service ─米国のパソコン通信会社(会員制)
- K. K-Net Agreement Terms → 米国のサイバーショップ(会員制)
- ◆ L. Internet Legal Page 米国のWEBサイト利用規約(オープン)

6.2.1 利用規約条項別サンプル

<目次>

試案該当条項

- 6.2.1.1 前文 前文
- 6.2.1.2定義 第1条
- 6.2.1.3規約の範囲及び変更第2条
- 6.2.1.4入会申込 第3条
- 6.2.1.5会員資格 第4条
- 6.2.1.6届出事項の変更等第5条
- 6.2.1.7会員情報の取扱 第6条
- 6.2.1.8 会員設備等の設置及び維持 第7条
- 6.2.1.9 会員への通知方法 第8条
- 6.2.1.10 | D及びパスワードの管理第9条
- 6.2.1.11サービスの利用料金第10条
- 6.2.1.12 会員の責任 第11条
- 6.2.1.13退会第12条
- 6.2.1.14 会員資格の停止・抹消 第13条
- 6.2.1.15モールにより提供するサービス 第14条
- 6.2.1.16サービスの変更 第15条
- 6.2.1.17サービスの中断・停止 第16条
- 6.2.1.18 出店者との取引 第17条
- 6.2.1.19 責任の範囲 第18条
- 6.2.1.20損害賠償第19条
- 6.2.1.21合意管轄第20条

6.2.1.1 前文

C-前文

C株式会社(以下「C社」という)は、C社の提供するマルチメディアネットワークサービス「Cモール」(以下「本サービス」という)に関し、本サービスの利用者(以下「会員」という)に対し、以下のとおり会員規約を定めます。

F-前文

本規約は、米国F社(以下Fネットという)が提供するパソコン通信サービスFネット Information Service(以下サービスという)の利用のために、A株式会社(以下Aネットという)がFネットの代理店としてFネットの承認のもとに、サービスの利用のための会員登録方法及び利用料金徴収などに関して取り決めるものです。

L一前文

[Site Owner] maintains this site (the "Site") for your personal entertainment, information, education, and communication. Please feel free to browse the Site. You may download material displayed on the Site for non-commercial, personal use only provided you also retain all copyright and other proprietary notices contained on the materials. You may

not, however, distribute, modify, transmit, reuse, re-post, or use the content of the Site for public or commercial purposes, including the text, images, audio, and video without [Site Owner]'s written permission.

Your access to and use of the Site is also subject to the following terms and conditions ("Terms and Conditions") and all applicable laws. By accessing and browsing the Site, you accept, without limitation or qualification, the Terms and Conditions and acknowledge that any other agreements between you and [Site Owner] are superseded and of no force or effect.

6.2.1.2 定義

A - 5

- 1. 会員とは、A社に Aネットへの入会を申し込み、A社がこれを承認した者、又はA社が別途定める方法(ビジネスアカウント、ファミリーアカウント等)により会員資格を授与した者を言います。
- 2. 会員は入会の時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。

B-1

会員とは、本規約を承認の上、インターネットを使ってB抹式会社(以下B社という)が運営するオンライン決済システム(以下Bシステムという)利用のためにBシステム会員として入会を申込みB社が入会を認め、第2条により会員確認番号(以下IDという)を貸与された個人または法人をいいます。

D-3

この会員規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) Dショップサービス

当社が提供する別表記載のサービス

(2) 会員

当社に対して会員登録した者

F-2

会員には、A社の指定する手続きにもとづき、本規約およびFネットが規定する「F-NET ONLINE INFORMATION SERVICE AGREEMENT TERMS (以下Fネット AGREEMENTという)」を承諾のうえ、A社にサービスの利用を申し込み、A社がFネットの了承のもとに、

WG11 report-2

入会の承認をした一般会員およびビジネスアカウント会員があります。

H-1

当センターの定める「メンバー」とは本規約を承諾の上、規定の入会手続きを完了後、センターで承認した方とします。

6.2.1.3 規約の範囲及び変更

A - 1

本規約はA株式会社(以下A社といいます)が提供するパソコン通信サービス(以下Aネットといいます)を第5条所定の会員(以下会員といいます)が利用するについての一切に適用します。

A-2

- 1. A社がAネットのオンラインを通じ随時会員に対して発表する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。
- 2. A社がAネット上で提供する各サービスのご案内コーナー等で規定する当該サービスの利用上の決まりも、名目の如何に拘わらず本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。

A - 3

- 1. A社は会員の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし会員はこれを承諾します。
- 2. 前項変更については、Aネット上に1ヶ月表示した時点で、全ての会員が了承したものとみなします。

A - 37

A社は、会員への事前の通知なくして、Aネットの内容を変更することがあり、会員はこれを承諾します。

B - 26

会員は、B社が本規約の変更内容を電子メールで通知した後に、利用の申込みを行ったとき、またはB社からの電子メールによろ通知後1ケ月を経過したときのいずれか早いほうの時点で、変更後の規約に同意したものとします。

C-1

- 1. 本規約は、本サービスの利用に関し、C社及び会員に適用します。第○条及び第○条で規定する入会契約が成立後、会員は誠実に本規約を遵守する責務が発生します。
- 2. C社が別途規定する個別規定及びC社が随時、会員に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとします。
- 3. C社は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、会員はC社からの通知をもって、これを承諾するものとします。

D-1

株式会社D(以下「当社」という)は、この会員規約に基づきDモール・サービス(以下「Dモール・サービス」という)を提供します。

D-2

1. 当社は、会員の承諾を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。

この場合には、Dショップサービス料金その他の販売条件などは、変更後のDショップ会員 規約によるものとします。

2. 前項における会員規約の変更は、オンラインまたは当社が別途定める方法で、変更の1か月前までに、会員に通知します。

E-1

本会のサービスは、この規約に基づいて提供されます。

E - 19

本会は、その決定によりこの規約、及び本会の名称を変更することができるものとします。 この規約を変更する場合、本会はお知らせコーナーに変更内容を掲載し、この掲載をもっ て、規約変更の通知が完了したものとします。

F-1

サービスまたはA社が提供するパソコン通信サービスAネット(以下Aネットという)のオンラインなどを通じ随時、会員に対して発表される諸規定は本規約の一部を構成し、会員は、これを承諾します。また、FネットおよびA社は、会員の了承を得ることなく本規約を変更することがあり、会員はこれを承諾します。この変更はサービスもしくはAネットのオンラインまたはFネットもしくはA社が提供する手段を通じて発表します。

G - 11

当社は、本規約を変更することができるものとします。本規約を変更する場合、当社は当社の所有するインターネットWWWサーバー上に掲載し、この掲載をもって、規約変更の通知が完了したものとします。

1 - 1

- 1. この規約は、お客様が | 株式会社(以下「当社」といいます)の運営する | モールを利用するにあたり、お客様が行う一切の行為に適用されるものとし、お客様はこの規約に同意のうえ | モールを利用するものとします。
- 2. 当社が I モール上において提示する諸規定は、それぞれこの規約の一部を構成するものとします。
- 3. 当社は、お客様が I モールにアクセスされたことをもってこの規約に同意いただいたものとみなします。

I-2

当社は、お客様の承諾を得ることなくこの注意事項を変更することがあります。

J-1

1. Terms of Service Agreement and Rules of the Road.

The J-Network" service (J-Net) is provided by J-Network Inc. ("J-Network, J-Net Inc. or We) to you ("Member" or "you"), subject to the terms of this Agreement and J-Net Inc.'s operating policy, which is incorporated herein and referred to as the "Rules of the Road" or ROR" and shall be collectively referred to as "TOS." (The TOS may be accessed using KEYWORD TOS.) The TOS comprises the entire agreement between J-Net Inc. and you, and supersedes any prior agreements between you and J-Net Inc. with respect to the subject matter of the TOS; provided, however, that you shall be subject to any additional terms and conditions which you are notified of and which may apply when using third party content, software or services. J-Net Inc. may revise the TOS at any time, and such revision shall be effective thirty (30) days upon posting the revised TOS in the Terms of Service section of the Member Services Area (KEYWORD TOS), which will include notice of the date of the last TOS modification ("Notice"). You agree to review the TOS periodically to be aware of such revisions. If any such revision is unacceptable to you, you may terminate your membership as provided in Section 9 below. Your continued use of J-Net following notice of any such revision to the TOS shall be conclusively deemed acceptance of all such revisions.

K-1

1. The K Net Service ("K Net") is a part of the F-Net Information Service ("CIS", and together with K Net, the "Services"). The Services consist of computing and information services and software, information and other content provided respectively by K Publishing Company ("K") and F-Net Incorporated ("F-Net"); (collectively, "Providers"), as well as access to services, software, information and other content provided by third parties (collectively, "Third Party Content"). These terms and any Operating Rules published over the Services constitute the entire and only agreement (collectively, the "Service Agreement") among Providers and any individual who has an account with Providers for either or both of the Services, including such individual's designated users (a "member") with respect to the Services and supersede all other communications and agreements with regard to the subject matter hereof.

K-2

2. Upon notice published over the Services, Providers may modify this Service Agreement, (including the Operating Rules) or prices, and may discontinue or revise any or all other aspects of the Services in their sole discretion and without prior notice.

K - 13

13. Notwithstanding any acknowledgment of a member purchase order by Providers, any provision or condition in any purchase order, voucher, or other memorandum of member which is in any way Inconsistent with, or adds to, the provisions of this Service Agreement is null and void. Neither the course of conduct among parties nor trade practice shall act to modify the provisions of this Service Agreement. Providers may authorize or allow their respective contractors and other third parties to provide to Providers and/or to member services necessary or related to making the Services available and to perform obligations and exercise rights of Providers under this Service Agreement, and may collect payment on their behalf, if applicable. If any provision of this Service Agreement is determined to be invalid, all other provisions shall remain in full force and effect. The provisions of paragraphs 4, 7, 9, and 13 and all obligations of and restrictions on member and its designated users shall survive any termination of this Service Agreement.

L - 10

[Site Owner] may at any time revise these Terms and Conditions by updating this posting. You are bound by any such revisions and should therefore periodically visit this page to review the then current Terms and Conditions to which you are bound.

6.2.1.4 入会申込

A - 6

1. A社は別途定める方法にて入会申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を 承認します。 2. 前項入会に必要な審査・手続等が完了するまでの間、入会申込をした者は、Aネットの機能の内A社が別途定める機能のみを利用することができます。但しこのことはA社が入会を承認したこととはみなされません。

A-7

- 1. A社は前条審査の結果、入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。
 - (1) 入会申込をした者が実在しないこと
- (2)入会申込をした時点で規約違反等により会員資格の停止処分中であり又は過去に規約違反等でAネットの除名処分を受けたことがあること
 - (3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったこと
- (4)入会申込をした時点で Aネットの利用料金の支払を怠っていること又は過去に支払を怠ったことがあること
- (5)入会申込の際に決済手段として指定したクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること、或はA社の指定する立替代行業者が当該入会申込者との立替払契約の締結を拒否したこと
- (6) その者が未成年者、準禁治産者、禁治産者の何れかであり、入会申込の際に法定代理 人又は保佐人の同意等を得ていなかったこと
 - (7) その他A社が会員とすることを不適当と判断したこと
- 2. A社は承認後であっても承認した会員が前項の何れかに該当することが判明した場合、 承認を取り消すことがあります。
- 3. 本条によりA社が入会の不承認又は承認の取消を決定するまでの間に、当該入会申込を した者又は当該会員がAネットを利用したことにより発生する利用料その他の債務(オンラ インショッピング等Aネットを利用することでA社以外の第三者に対して発生した債務の 内、A社が当該債権の代理回収を行うものも含みます。以下同じとします)は、当該入会申 込をした者又は当該会員の負担とし、当該入会申込をした者又は当該会員は第13章の規定 に準じて当該債務を履行するものとします。

C - 3

本サービスは、会員のみが利用することができるものとします。本サービスへの入会を希望する人(以下「入会希望者」という)は、本規約を承諾していただいた上で、入会希望者が20歳以上の場合、C社が別途指定するオンラインサインアップの方法により、本人が入会

契約当事者として入会契約締結を申し込みます。入会希望者が18歳以上20歳未満の場合、本人が入会契約当事者として入会契約締結を申し込めますが、C社が別途指定する入会申込書を用い、親権者の同意を得ることが必要です。また、入会希望者が18歳未満の場合、C社が別途指定する入会申込書を郵送する方法により、親権者が入会契約当事者として入会契約締結を申し込みます。

C-4

C社は、第○条に規定する入会契約の申込を受領した後、入会希望者が以下の項目に該当する場合を除き、本パスワードを、C社が別に契約する株式会社 X クレジットサービス(東京都 ____ 区 ___ 丁目 ___ 番 ___ 号)(以下「X クレジット」という)を通じて入会希望者に郵送し、入会希望者が、本パスワードを利用して、本サービスにアクセスした時点をもって、入会契約の申込を受領した日付に遡り、入会契約が成立したものとみなします。

- (1) 入会希望者が既に会員になっている場合。
- (2)入会希望者が、過去に会員規約違反等により、会員の会員資格の取消が行われている場合。
 - (3) 申込内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
 - (4) 入会希望者が18歳未満の場合。
- (5) 入会希望者の指定したクレジットカードまたは支払口座につき、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
 - (6) その他、C社が、入会希望者を会員とすることを不適当と判断する場合。

D-4

- 1. Dショップサービスの入会希望者は、当社が定める手続きに従って会員登録の申し込みを行うものとします。
- 2. 会員登録手続は、前項の申し込みに対する当社の承諾をもって完了するものとします。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は会員登録申し込みを承諾しないか、ある いは承諾後であっても承諾の取り消しを行うことがあります。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
- (2) 申込者がDショップサービスの利用料金等の支払いを怠るおそれがあると当社が判断 したとき
- (3) その他、当社が会員として不適当であると判断したとき

E-5

本会への入会は、入会登録画面の記載事項すべてを、ネットワークにより本会に伝送することにより、申請するものとします。

E-6

前項による入会申請を受領した場合、本会は、本会が適当と認める方法により、その入会申請について、申請者の入会の意思の確認を行います。この入会の意思の確認完了をもって、申請者は本会への登録手続きが完了し、本会の会員になります。

本会が、入会申請を受領したときから相当期間内に上記の確認を行うことができない場合、入会の申請は撤回されたものとします。

H-1

当センターが「メンバー」として承認することを不適当と判断した場合入会の承認を行わない場合があります。また承認後であっても承認の取り消しを行なう場合があります。

J-2

2. Account Info.

YOU REPRESENT THAT YOU ARE AT LEAST 18 YEARS OLD. By registering as a Member, you will receive a password and a master account ("Master Account"). You are entirely liable for all activities conducted through your Master Account and any sub-accounts or screennames under your Master Account ("Sub-Accounts"). (A Member may permit another individual, including a minor, to use the Member's Account or Sub-Accounts subject to Member supervision and with assumption of all resulting liabilities.) You agree to provide J-Net Inc. with accurate, complete, and updated registration information, and failure to do so shall constitute a breach of this Agreement and unauthorized access to J-Net, and may result in immediate termination of your account and subject you to civil and/or criminal liability. You may not select or use a screen name of another person (unless it's also your name), or a name in violation of the intellectual property rights of any person other than you, or a screen name that J-Net Inc. deems offensive.

K - 3

3. Unless otherwise agreed, member's right to use the Services or to designate users is not transferable and is subject to any limits established by Providers, or by member's credit card company if billing is through a credit card.

6.2.1.5 会員資格

E - 3

本会の会員は、本会の定める方法によりこの規約を承認して入会の申請をされた日本国内に在住する成年者であって、有効なクレジットカードを保有する方といたします。

G-2

Gモールの利用は日本国内に在住する方に限ります。

6.2.1.6 届出事項の変更等

A - 41

- 1. 会員は、住所、クレジットカードの番号若しくは有効期限、その他A社への届出内容に変更があった場合には、速やかにA社に所定方法で変更の届出をするものとします。
- 2. 前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、A社は一切その責任を負いません。

B-18

- 1. 会員は、B社に届出た氏名、住所、勤務先、金融機関等の支払口座、電子メールアドレス等に変更のあった場合は、B社あてに遅滞無く所定の様式により届出るものとします。
- 2. 会員は、前項の届出を怠った場合に、B社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

C-5

会員は、入会申込において、届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の 届出を、C社に行うものとします。

D-6

- 1. 相続または法人の合併により会員の地位の承継があったときは、地位を承継した者は、 承継した日から1か月以内に当社所定のフォーマットにて当社に通知するものとし、当社は 当該通知に従って登録内容を変更するものとします。
- 2. 当社は会員について次の変更があったときは、その会員またはその会員の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項の会員の地位の承継があったものとみなして前項の規定を適用します。

(1) 個人から法人への変更

WG11 report-2

- (2) 会員である法人の営業の分割による新たな法人への変更
- (3) 会員である法人の営業の譲渡による別法人への変更
- (4) 会員である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更
- (5) その他上記各号に類する変更

D-7

- 1. 会員は、その氏名、名称、住所、所在地、クレジットカードの番号、クレジットカードの有効期限について変更があったときは、すみやかに当社所定のフォーマットにて当社に通知するものとします。
- 2. 会員は、前項に定める場合を除き、登録内容を変更しようとするときは、変更予定日の 1か月前までに当社所定のフォーマットにて変更事項、変更予定日等を当社に通知するもの とします。
- 3. 前各項において、通知があった場合は、当社は、当該通知に従って登録内容を変更するものとします。

F-5

会員は、住所、クレジットカードの番号、有効期限、その他A社への届け出内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更届け出をA社に行うものとします。なお、婚姻による姓の変更など、A社が承認した場合を除き、登録された氏名の変更を行うことはできません。

6.2.1.7 会員情報の取扱

B - 2.7

- 1. 会員は、会員への与信判断に当たっては、B社の加盟する信用情報機関および同機関と 提携する信用情報機関に会員の信用情報が登録されている場合は、B社が契約継続中これを 利用することに同意するものとします。
- 2. 本規約に基づく、借入金額(利用代金)、借入日(利用日)、完済目等の借入内容(利用内容)について本契約継続中および本債務を完済した日から5年を超えない期間、並びにそれから発生する遅滞等の客観的な事実については当該事実の発生日から5年を超えない期間、B社の加盟する信用情報機関に登録され、これらの登録された信用情報が同機関および同機関と提携する信用情報機関の加盟会員により与信判断のために利用されることに同意するものとします。

B - 3.0

- 1. B社が会員の居住地確認、あるいは債権保全等のため必要と認めた場合には、B社が会員の住民票を取り寄せることに同意するものとします。
- 2. 第23条、第24条、第27条、第28条および第29条については、本規約終了後も有効とします。

C - 1.0

会員が入会申込を行った際に知り得た情報、または会員が本サービスを利用する過程において、C社が知り得た情報に関し、以下の項目に該当する場合を除き、C社は、これらの情報を処理又は開示しないものとします。

- (1) 会員が、限定個人情報(会員の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、電子メールのアドレス等)の開示について同意している場合。
- (2) C社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報(会員の個人が特定できない情報群)を開示する場合。
- (3) 会員が、本サービスで、情報提供者<Information Provider>(以下「IP」という)の商品又はサービスを注文した際、限定個人情報を、当該IPに対して開示する場合。
- (4) C社が、別に契約する会員勧誘事業者(以下「SP」という)の配布するサインアップ用CD-ROMを利用して会員が入会した場合、限定個人情報を、当該SPに対して開示する場合。

E - 1.7

会員が本会に登録した事項および利用された本会の役務に関する事項は本会のデータベースに個人情報として登録されます。本会は、登録された情報を個人情報として管理するものとし、下記の場合を除き、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、出店者に対しては、会員情報として、住所、氏名、自宅および勤務先の電話番号を開示することができます。

- (1) 会員の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示が求められた場合
- (3) 出店者に対して申込の確認等のために提供する場合

E - 付則 - 2

前項の期日で本会のサービスの提供を中止する場合であっても、その終了のときまでに受領した申込情報は、規約に定めるところによりその処理を行います。

G - 8

顧客が本サービスに登録した事項本会のデータベースに個人情報として登録されます。

当社は、登録された情報を個人情報として管理するものとし、下記の場合を除き、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。

ただし、当社は、出店者に対して会員情報として、顧客の住所、氏名、年齢、職業、電話番号等の情報を開示できるほか、下記各号の場合にこれらの情報を開示することができます。

- (1) 顧客の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示が求められた場合
- (3) 出店者に対して申込の確認等のために提供する場合

H - 3

- 1. 登録情報は当センターが所有するものとします。
- 2. 入会の際にメンバーが申告する登録情報のすべての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めないものとします。
- 3. 住所、電話番号、その他センターへの登録情報に変更が生じた場合、メンバーは速やかに所定の変更手続きを行なうものとします。
- 4. 氏名、生年月日など基本的に変更の必要性がない項目に関しては、婚姻による姓の変更など当センターが承認した場合を除いて原則的に変更できないものとします。
- 5. メンバーの登録情報のうち一部は、本人の承諾なく開示される場合があります。ただし、メンバー個人を特定することができる情報(氏名、住所、電話番号)の開示については、必ず事前に本人の承諾を要するものとします。
- 6.2.1.8 会員設備等の設置及び維持

A - 10

会員は、Aネットを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備するものとします。又、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由してAネットに接続するものとします。

C - 8

WG11 report-2

会員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な、通信機器、ソフトウェア、または電話利用契約等を準備するものとします。

D-8

会員は、Dショップサービスを利用するにあたって、自らの費用で、コンピュータその他の機器およびソフトウェア(以下「会員設備等」という)を設置するものとします。

D-9

会員は、Dショップサービスの利用に支障をきたさないよう、会員設備等を正常に稼働させるよう維持するものとします。

K-4

Member agrees to indemnify Providers against liability for any and all use of members account.

K - 5

Member is responsible for and must provide all telephone and other equipment and services necessary to access the Services.

6.2.1.9 会員への通知方法

A - 4

- 1. 前条の場合の他A社が必要と判断した場合、A社は会員に対し随時必要な事項を通知します。
- 2. 前項通知の内容は、 A ネット上に表示した時点で直ちに全ての会員が了承したものと みなします。

B - 21

B社から会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、会員が第○条に基づき予めB社に通知したアドレス宛の電子メールによるものとし、B社は、会員に対し以下の情報を発信できるものとします。

- (1) 購入意思確認
- (2) 会員利用状況、利用実績に関する情報
- (3)請求情報

- (4) 保守に関する情報
- (5) B社が必要に応じ発信するBシステム等に関する情報
- (6) B社が提携する加盟店等の情報
- (7) 会員は、(6) についてはB社所定の書式にて申し出を行うことにより、B社からの情報発信を拒絶することができるものとします。

B - 22

- 1. 会員のBシステム利用申込みとB社の利用承認に関する全ての通信は、登録、告知された相互の電子メールアドレスにおいて受発信される電子メールで行われるものとします。
- 2. B社は、会員の加盟するサーバー宛に電子メールを発信し、その発信のサーバー宛の到着を確認するものとします。
- 3. 会員とB社は、相互の発信するBシステムに関する電子メールを遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。
- 4. 電子メールの閲覧とは、会員・B社共に各々のサーバーに配信されたBシステムに関する電子メールを画面上に開示し、内容を熟読し、確認することをいう。
- 5. 会員はBシステムに登録した自らの電子メールアドレスを保護するパスワードについて 責任をもって管理し、パスワードの管理不十分による第三者の不正使用等を防止する責任を 持つものとします。
- 6. 会員は、Bシステム利用に必要な通信環境について、自己の責任において管理し良好な 状態を保つものとします。

C-2

C社から会員への通知は、本サービス経由の電子メール、本サービス上の一般掲示、あるいは通常の郵便を通じて送付されるものとします。C社は、上記いずれかの方法により30日以上の事前の通知を会員に出すことにより、30日経過後、会員の同意を得たものとみなします。

6.2.1.10 | D及びパスワードの管理

A - 8

1. 会員は、会員番号としてA社より付与された番号(以下IDといいます)及びこれに対応するパスワード(仮パスワード及び正式パスワードを含みます。以下同じとします)の使

用及び管理について一切の責任を持つものとします。

2. A社は会員のID及びこれに対応するパスワードが他の第三者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無に拘わらず一切の責任をも負いません。会員は自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちにA社に申し出るものとし、A社の指示に従うものとします。又、当該ID及びこれに対応するパスワードによりなされたAネットの利用は当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

A - 9

- 1. A社は別途定める一定期間に会員がパスワードの変更を行なった形跡が認められないと 判断した場合、当該 I Dを使用停止とすることがあり、会員は予めその旨を承諾します。
- 2. 前項の場合の他、A社が緊急性が高いと認めた場合には当該会員の了承を得ることなく 当該IDを使用停止とすることがあり、会員は予めその旨を承諾します。
- 3. A社が前二項の措置をとったことで当該会員が Aネットを使用出来ずこれにより損害が発生したとしても、A社はいかなる責任をも負いません。

B-2

- 1. B社は、会員に対しBシステム利用のために必要な各々固有のIDを貸与し、電子メールにより会員へ伝達します。
- 2. IDはBシステム利用時に会員のみが使用できるものとします。
- 3. B社は、会員としての有効期限を通知のうえ定める場合があります。
- 4. 会員は、B社から貸与されたID、および本規約に基づいて取得する権利を第三者に貸与、譲渡または担保の提供等をすることはできません。

B-3

- 1. 会員は4桁の数字で構成した暗証番号を入会申込書にてB社に登録するものとします。
- 2. 暗証番号はBシステム利用時に会員のみが使用できるものとします。

B - 23

1. 会員は、B社が発行したIDおよび会員が設定した暗証番号について責任をもって管理し、IDおよび暗証番号の管理不十分による第三者の不正使用等を防止する責任を持つものとします。

- 2. 会員は、IDまたは暗証番号を第三者(但し、IDについては加盟店を除く)に知られた場合は、電子メール等によりB社へ遅滞無く通知するものとします。
- 3. IDまたは暗証番号が第三者に不正使用された場合、その代金等の支払は会員の責任になります。但し、上記不正使用が会員の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。
- 4. IDの再貸与はB社が適当と判断した場合に行います。

C-9

- 1. 会員は、入会申込後、C社が会員に付与する、ユーザ I D及びパスワードの管理責任を 負うものとします。
- 2. 会員は、ユーザ I D 及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、 売買、質入等をしてはならないものとします。
- 3. ユーザ I D及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負うものとし、C社は一切責任を負いません。
- 4. 会員は、ユーザ I D及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにC社にその旨を、直接的即時的手段により、連絡するとともに、C社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

D - 10

- 1. 会員は、Dショップサービスを利用するために当社より付与された I Dおよびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入れ等をしないものとします。
- 2. 会員は、当社より付与された I Dおよびパスワードを責任を持って管理、使用するものとし、当社に損害を生じさせないものとします。

E-8

本会のサービスの提供を受けるためには、入会申請時に本会からお知らせするIDと会員が 設定するパスワードを使用するものとします。会員は、パスワードについてのみ、会員情報 の変更手続きによって変更することができます。

パスワードは、本会のサービスを受けるための大切な情報です。会員は、自己の責任においてパスワードの管理を十分に行い、他人に知らせたり漏洩しないものとします。

本会のサービスの提供を受ける場合にIDとパスワードが一致している場合には、そのサービスの利用が会員の意思により行われたものとみなします。

F-3

会員は、会員番号としてFネットの了承のもとに、A社より付与された番号(以下IDという)およびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入などすることはできません。会員は、本規約にもとづき付与されたIDおよびパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、A社およびFネットに損害を与えることのないものとします。会員は、当該IDおよびパスワードでのサービスの利用に関する責任を負うものとし、自己の責任によりその利用に係わる一切の債務を支払うものとします。

F-4

Fネットの了承のもとに、A社によりビジネスアカウント会員への加入を承認された場合、ビジネスアカウント・ナンバーが付与されます。また、会員申込が行われた会員に、IDおよびパスワードが付与されます。ビジネスアカウント会員の申込を行った法人は、ビジネスアカウント会員に、本規約の各条項およびF-NET AGREEMENTの各条項を遵守させるものとします。

H-2

- 1. 当センターに登録したログイン名及びパスワードの管理は、メンバー本人が責任を負うものとします。
- 2. ログイン名及びパスワードの譲渡、名義変更、売買などの行為は一切できません。
- 3. 当センターはログイン名及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。

6.2.1.11 サービスの利用料金

A - 30

Aネットの利用料、算定方法等は、A社が別途定めるとおりとします。

A - 31

会員は利用料その他の債務を各会員ごとにA社が承認した以下の何れかの方法で履行するものとします。

(1) クレジットカードによる支払(この方法をとる会員をカード会員とよぶことがあります)

A社が承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約にもとづき支払う方法。但し、この場合カードの名義とAネットの決済者名義

が同一であることを条件とします。

(2) 立替代行業者による支払 (この方法をとる会員をカードレス会員とよぶことがあります)

A社の指定する立替代行業者と立替払契約を締結することにより支払う方法

(3) その他 A 社が定める方法による支払

A - 32

- 1. A社は毎月末日をもって当該月に各IDについて発生した利用料その他の債務の額を締めこれを集計します。
- 2. A社は前項に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額等を、各会員の決済 手段に従ってカード会社又は立替代行業者等にそれぞれ請求するものとします。
- 3. 会員は各自の決済手段により、クレジットカード会社、立替代行業者等で別途定める支払条件に従い、支払を行うものとします。
- 4. 会員と当該クレジットカード会社、立替代行業者等の間で料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、A社は一切の責任を負わないものとします。

$A - 3 \ 3$

- 1. 会員が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、A社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- 2. 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

B-4

会員はB社に対し、別途定めた期日に所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費は 理由の如何を問わずお返しいたしません。

B-8

1. 本規約に基づく会員のB社に対する債務の支払方法は、会員が入会申込み時に予め定めた金融機関等の預貯金口座振替の方法によるものとします。なお、請求金額の口座振替が完了しなかった場合には当該金融機関等との約定により約定支払日以降であっても請求金額、もしくはその一部につき口座振替ができるものとします。

- 2. 前項の債務の支払いは、毎月20日に締切り翌月6日(当日が金融機関休業日の場合は 翌営業日)に口座振替の方法により支払うものとします。但し、事務手続上の都合により 翌々月以降の約定支払日の支払いとなることがあります。
- 3. 前項の締切時点での利用金額合計が1,000円未満であった場合は、翌月利用金額と合算して支払うものとします。

D - 12

Dショップサービス料金は、別表のとおりとしますが、そのうち、「年会費」は、毎年当社 指定の期日に会員が当社に支払う料金とし、「従量料金」は、会員が利用月毎にDショップ サービスを利用した量に応じて算出される料金とし、「物品代金」は、会員がDショップ サービスにおいて購入した物品に関する料金とします。

D - 13

- 1. 消費税額は、前条に基づくDショップサービス料金それぞれに対して算定されるものとします。
- 2. 消費税額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。
- 3. 消費税額算定の際の税率は、当該算定時に消費税法上現に有効な税率とします。

D - 14

- 1. 会員は、前条に定めるDショップサービス料金を会員登録時に会員が選択する次のいずれかの方法により当社に支払うものとします。
 - (1) 当社指定の金融機関に振り込む方法(法人会員に限ります)
- (2) 当社が承認するクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより、当該クレジット会社の規約に基づいて支払う方法(原則として個人会員に限ります)
 - (3) 金融機関の預金口座振替による方法(原則として法人会員に限ります)
- 2. Dショップサービス料金の支払時期は、別表記載のとおりとします。
- 3. 当社は、会員より支払われた料金については理由の如何に拘わらず返還しないものとします。

J-3

3. Charges.

Current rates and surcharges for using J-Net may be obtained by calling J-Net Inc.'s Customer Service at 800-XXX-YYYY or by selecting "Billing" under "Member Services" (KEYWORD: BILLING). J-Net Inc.'s billing practices are explained under Explain Billing Terms." J-Net Inc. reserves the right to change its fees and billing methods at any time effective thirty (30) days' after Notice. If any such change is unacceptable to you, you may terminate your Membership as provided in Section 9 below. Your continued use of J-Net following any such change shall be deemed acceptance of such change. Your monthly membership fee is payable in advance and is not refundable in whole or part. You are responsible for all charges associated with connecting to J-Net. Depending on your particular location, the nearest access number may or may not be a local phone call. You should confirm that such access number is a local call with your phone company. Members accessing J-Net from outside the 48 contiguous United States may be assessed communication surcharges on your J-Net bill, which apply even if you are using your trial hours. You are responsible for all activities and charges under your Master Account and Sub-account(s), including any unauthorized charges to your account. Each time you use J-Net you agree and reaffirm that J-Net Inc. is authorized, as applicable, to charge your designated card or withdraw funds via electronic funds transfer from your checking account. You agree that if you want to see the detailed components of accumulated charges you may do so by using KYWORD: BILLING.

K - 6

Member shall pay, in accordance with the provisions of the Billing Option selected by member, any registration or monthly fees, connect time charges, minimum charges and other charges incurred by member or anyone using such member's account at the rates in effect for the billing period in which those charges are incurred, including but not limited to charges for any purchases made through the Services and any surcharges incurred while using any supplemental networks or services other than the Services. Member shall pay all applicable taxes related to use of the Services by member or anyone using such member's account. Information on connect time charges and surcharges (if any) that are incurred by a member will be made available to the member online. Although certain areas of the Services may be designated as free of charge, member acknowledges that Providers incur substantial costs in maintaining these areas. Accordingly, if in Providers' judgment member's account reflects an excessive number of hours in such areas, Providers reserve the right to charge for such excess (at normal connect time rates). Member shall be responsible for all use of the Services accessed through member's or its designated users' password(s). For example, member may allow individuals in its household to use the Services through member's account. Member acknowledges that member is aware that areas accessible on or through the Services may contain material that is unsuitable for minors (persons under 18 years of age). Member agrees to supervise usage of the Services by minors whom member permits to use the Services.

K - 12

12. If member's account is a qualified business account and approved by F-Net for corporate billing, charges for the services provided under this Service Agreement will be accumulated and identified by User ID number and will normally be invoiced following the end of the month in which the service is provided. Terms of payment on all charges are net, ten (10) days in the currency in which billed. If any payment due hereunder is not made by the member within thirty (30) days after the invoice date, late charges of one and one-half percent (1 1/2%) per month shall be due and payable with respect to such payment, and F-Net may, in addition, at its sole discretion and without notice to member, (a) suspend its performance under this Service Agreement and member's and its designated users' access to and use of the Services, or (b) terminate this Service Agreement and member's and its designated users' access to and the use of the Services. For accounts not approved by F-Net for corporate billing, member must provide payment by credit card or direct debit.

B - 16

会員がB社に対する債務を約定支払日に支払わなかった場合には、支払元金に対してその翌日から支払日に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務元金に対し期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで、実質年率29.20%の遅延損害金を付加して支払うものとします。

B - 24

Bシステム利用または本規約に基づく費用、手数料に関して課される消費税その他の公租公課は会員の負担とします。

B - 25

第25条 (年会費等の変更)

B社は金融情勢の変化等により、第4条に定める年会費および第16条に定める遅延損害金利率を変更することがあります。この場合、第26条の定めにかかわらず改定後の年会費および遅延損害金利率が適用されるものとします。

C - 1.6

- 1. 会員は、C社直営サービスまたはIPサービスの利用において、別途C社及びIPが定めた料金を支払うものとします。
- 2. C社及びIPは、月額固定料金又は年額固定料金についての価格の変更は、会員に30日以上の事前の通知を出すことにより、改定することができるものとします。また、会員は、自らの責任において、価格の変更通知を確認する義務を有しており、価格が変更された後に、会員が本サービス又は該当するサービスを利用した場合、変更された価格に同意したものとします。

- 3. C社及びIPは、前2項を除くその他の料金についての価格の変更は、随時行うことができるものとします。
- 4. 会員は、決済方法としてカードを利用することを指定した場合には、当該カードの会員 規約に従うものとします。
- 5. 会員は、決済方法として預(貯)金口座振替を指定する場合には、入会申込時に、XクレジットとCモールクレジットサービス利用の契約をXクレジットに申し込むものとします。当該契約に基づいて決済される場合、当該会員の、本サービス上におけるすべての商品及びサービス利用に対する、商品及びサービス提供者の有する代金債権は、商品及びサービス提供者がIPであった場合には、一旦C社に譲渡され、C社はXクレジットから立て替え払いを受けるものとします。商品及びサービス提供者がC社であった場合にも、C社はXクレジットから立て替え払いを受けるものとします。
- 6. 前4項、5項の決済について、会員とIPまたはC社との間に生じる問題を理由として、会員が支払を拒む場合には、当該紛争期間中は会員は会員資格を有しないものとします。
- 7. C社は、請求代金の明細を本サービス上で、会員に通知するものとし、会員は、当該利用月の翌月から30日以内に、不一致や異常について、C社に通知しない場合は、請求代金の明細について承諾したものとします。

C - 1.7

会員は、請求代金に関して、その支払期日までに支払いを行わない場合には支払期日の翌日から起算して支払いの日まで、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務とあわせて支払うものとします。

E-4

本会の会費は無料とします。ただし、本会のコンピュータシステムとの接続のための通信料および会員の保有する端末設備の維持管理費用は、会員の負担とします。

F-9

サービスの利用料金、算定方法およびその支払い方法などは別途定める内容に従うものとします。なお、個別に支払い方法が規定されている場合には、その条件に従うものとします。 会員は利用料金などに係わる消費税およびその他賦課される税を負担するものとします。また、A社はビジネスアカウント、銀行振替およびその他支払い方法により、最低利用料金を設定または変更する場合があります。

F - 10

サービスの利用料金などの支払いに関しては、下記の外、各会員ごとにA社が承認した一つによるものとします。また、利用料金などの支払いは、毎月行うものとしますが、クレジッ

トカード会社、収納代行会社、金融機関などで別途利用条件、支払い条件、利用限度額の設定などの規定がある場合には、それらに従うものとします。会員と当該クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などの間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとしA社およびFネットには一切の責任はないものとします。

(1) クレジットカードによる支払い

A社が承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約にもとづき支払うものとします。

(2) 預金口座振替による支払い

別途定める「預金口座振替による会員登録申込書」に記載された内容に従うものとしますが、A社が指定した収納代行会社を通じ、請求するものとし、その方法は収納代行会社が定める方法で行うものとします。

(3) ビジネスアカウント会員

別途定めるビジネスアカウント会員申し込み書に記載された内容に従うものとします。

F - 11

利用料金などの支払いは、毎月行うものとし、支払い期日を過ぎても支払いが行われない場合は、会員は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金などと一括して、A社が指定した日までに支払うものとします。

6.2.1.12 会員の責任

A - 34

- 1. 会員は、A社が承認した場合(当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、A社を通じ当該第三者の承認を取得することを含みます)を除きAネットを通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができません。
- 2. 会員は、前項に反する行為を第三者にさせることはできません。

A - 35

- 1. 会員は、A社が承認した場合を除き、Aネットを使用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用をすることができません。
- 2. 不特定多数の会員に対して電子メールを送りそれを読むこと或はアンケートに答えるこ

と等を強要する行為は、送信者に営利の目的があると否とを問わず、これを営業行為とみな し、禁止します。

A - 40

- 1. 会員は自己の I Dにより A ネット上でなされた一切の行為およびその結果について、 当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負います。
- 2. 会員は Aネット上で以下の行為をしないものとします。
- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の会員又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (5) その他、法律に反する行為
- (6) 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7)選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
 - (8) Aネットの運営を妨げ、或はA社の信頼を毀損するような行為

A - 42

会員は Aネットの会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。なお、婚姻による姓の変更等、A社が承認した場合を除き、登録した氏名を変更できないものとします。

B-5

- 1. 会員は、本規約を承認のうえ会員が加入し、通信を許可されたインターネット上に設営されたB社及びB社が特約した加盟店(以下加盟店等という)における商品購入またはサービス利用開始時に決済方法を「Bシステム」と指定し、IDと会員が登録した暗証番号を入力する事により、決済方法としてBシステムを利用する事が出来るものとします。
- 2. B社は、会員のBシステム利用が適当ではないと判断した場合にはBシステムの利用をお断わりする場合があります。

- 3. 会員は、予めB社に登録した暗証番号と異なる番号を入力した場合、Bシステムを利用することが出来ないものとします。
- 4. B社は前項の場合、当核会員に対しそのとき以後、Bシステムの利用を停止することが 出来ます。

C - 18

- 1. 会員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 他の会員、第三者もしくはC社の著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
- (2)他の会員、第三者もしくはC社の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
- (3) 上記(1)(2)の他、他の会員、第三者もしくはC社に不利益又は損害を与える 行為、及び与えるおそれのある行為。
 - (4) 他の会員、第三者もしくはC社を誹謗中傷する行為。
- (5)公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報 を他の会員又は第三者に提供する行為。
 - (6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
 - (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
 - (8) 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- (9) C社の承諾なく、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為。
 - (10) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為。
- (11) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
 - (12) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
 - (13) その他、C社が不適切と判断する行為。
- 2. 会員は、本サービスにおける決済方法として指定したカード会社及び預(貯)口座につ

いて以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) カードの氏名を偽称する行為。
- (2) 他人のカードを不正に使用する行為。
- (3) その他、カード会社あるいは金融機関が不適切と判断する行為。
- 3. 前1項及び2項に該当する会員の行為によってC社及び第三者に損害が生じた場合、会員資格を喪失した後であっても、会員はすべての法的責任を負うものとし、C社に迷惑をかけないものとします。

C - 20

- 1. 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、著作権法で定める会員個人の私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。
- 2. 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。
- 3. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、会員は、自己の費用と責任において、当該 紛争を解決するとともに、C社をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとし ます。

D-5

会員は、Dショップサービスを利用する権利を第三者に譲渡しないものとします。

D - 11

- 1. DショップサービスのうちDショップデータベースサービスについては、会員は、自ら使用する目的の範囲内でのみ利用することができるものとします。なお、自ら使用するとは、会員が個人の場合は、会員自身のための使用をいい、法人の場合には、同一法人の同一事業所内での使用を指すものとします。
- 2. 前項におけるDショップデータベースサービスで検索結果のデータに関する会員の使用 範囲は、ダウンロードの許可されているものを除き、会員設備等のディスプレイ上の表示ま たはプリンタによる印字に限られるものとします。ダウンロードの許可されているデータ ベースについては、磁気媒体による保存ができるものとします。

なお、ダウンロードの許可されているデータベースついては、Dショップデータベースサービスのオンラインまたは別途当社が定める方法でお知らせします。

- 3. 第1項におけるDショップデータベースサービスで検索したデータ等につき、会員は、 複写機による複製ならびにFAXによる配信等はできないものとします。また、Dショップ データベースサービスを第三者に利用させたり、アウトプットの全部または一部を第三者に 公表または利用させることはできないものとします。
- 4. 代行検索を目的としたDショップデータベースサービスの利用については、別途当社所 定の契約書を取り交わすものとします。
- 5. 会員は、Dショップデータベースサービスのうち、INFOCUEおよび固有の原子力 関連情報データベースを海外で利用することができないものとします。また、データベース 毎に定められている使用条件等がある場合には、それに従うものとします。
- 6. 会員は、Dショップデータベースサービス以外のDショップサービスについて、別途当社または権利者の指定する方法または使用条件等に従って利用するものとします。

E - 16

会員は、この規約に定める事項を遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 会員は、本会の提供するサービスを不正の目的をもって利用しないものします。
- (2) 会員は、本会が提供するサービスに含まれる情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害する行為を行わないものとします。
- (3) 会員の責に帰すべき事由により、本会または本会の主催者である株式会社 E が損害を被った場合、会員は、その被った損害を賠償するものとします。
- (4) 会員は、本会に対する申込情報の伝送にあたり、本会の定める手順・セキュリティ手段等を遵守するものとします。この遵守を怠った場合、本会はその結果について一切の責任を負担しません。

F-7

会員は、サービスを通じて入手したいかなる情報も、下記の国向けに直接提供または第三者 をして提供できないものとします。

記

アフガニスタン・イスラム共和国、アルバニア共和国、カンボジア、キューバ共和国、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、ラオス人民民主共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、モンゴル国、シリア・アラブ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、イエメン共和国

上記の国名は状況変化などにより、A社またはFネットの判断にてその都度変更できるものとします。

G-7

顧客は、この規約に定める事項を遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 顧客は、当社の提供するサービスを不正の目的をもって利用しないものします。
- (2) 顧客は、当社が提供するサービスに含まれる情報に関する著作権、商標権その他の権利を侵害する行為を行わないものとします。
- (3) 顧客の責に帰すべき事由により、当社が損害を被った場合、当社が被った損害を賠償するものとします。

H-4

- 1. メンバーの以下に該当する、またはその恐れのある行為は禁止とします。
- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 他のメンバーもしくは第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他のメンバーもしくは第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他のメンバーもしくは第三者に不利益を与える行為
- (6) 選挙運動もしくはこれに類似される行為、または公職選挙法などの法令に違反する行為
 - (7) 当センターの運営を妨害する行為
 - (8) 当センターが承認していない営業行為
 - (9) Aネット、または契約しているプロバイダーの定める規約に違反する行為
 - (10) その他、当センターが不適当と判断する行為

I-6

お客様は、Iモールを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) | モールにより利用しうる情報を改竄する行為

- (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
- (3) 各ショップまたは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
 - (4) 各ショップまたは第三者を誹謗、中傷しまたは名誉を傷つけるような行為
- (5) 各ショップまたは第三者の財産、プライバシーを侵害しまたは侵害するおそれのある 行為
 - (6) 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為
 - (7) その他法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為

J - 8

8. Indemnification.

Upon request of J-Net Inc., Member agrees to defend, indemnify and hold harmless J-Net Inc., its affiliated companies, licensees and ICPs from all liabilities, claims and expenses, including attorney's fees, arising from breach of the TOS by use of, or in connection with, the transmission by or through Member's Master Account or Sub-Accounts of any Content on J-Net. J-Net Inc. reserves the right, at its own expense, to assume the exclusive defense and control of any matter otherwise subject to indemnification by Member hereunder, and in such event, Member shall have no further obligation to provide indemnification for such matter.

K - 8

8. Except as expressly permitted in the Operating Rules, neither member nor its designated users may reproduce, redistribute, retransmit, publish or otherwise transfer, or commercially exploit, any information, software or other content which they receive through the Services.

K - 9

9. The provisions of paragraphs 4, 7 and 8 are for the benefit of Providers and their respective contractors, information providers, licensors, employees, and agents; and each shall have the right to assert and enforce such provisions directly on its own behalf.

K - 10

10. Subject to the terms of this Service Agreement, F-Net grants to member a personal, non-exclusive, nonassignable and nontransferable license to use and display the F-Net

Information Manager software ("Software") on any machine(s) of which member is the primary user. Unauthorized copying of the Software, including software that has been modified, merged or included with the Software, or the written materials associated therewith is expressly forbidden. Member may not sublicense, assign or transfer this license or the Software except as permitted by F-Net. Any attempt to sublicense, assign or transfer any of the rights, duties or obligations under this license is void.

L-1

You should assume that everything you see or read on the Site is copyrighted unless otherwise noted and may not be used except as provided in these Terms and Conditions or in the text on the Site without the written permission of [Site Owner]. [Site Owner] neither warrants nor represents that your use of materials displayed on the Site will not infringe rights of third parties not owned by or affiliated with [Site Owner].

L-3

3. Your use of and browsing in the Site are at your risk. Neither [Site Owner] nor any other party involved in creating, producing, or delivering the Site is liable for any direct, incidental, consequential, indirect, or punitive damages arising out of your access to, or use of, the Site. Without limiting the foregoing, everything on the Site is provided to you "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE, OR NON-INFRINGEMENT. Please note that some jurisdictions may not allow the exclusion of implied warranties, so some of the above exclusions may not apply to you. Check your local laws for any restrictions or limitations regarding the exclusion of implied warranties. [Site Owner] also assumes no responsibility, and shall not be liable for, any damages to, or viruses that may infect, your computer equipment or other property on account of your access to, use of, or browsing in the Site or your downloading of any materials, data, text, images, video, or audio from the Site.

L-5

5. Images of people or places displayed on the Site are either the property of, or used with permission by, [Site Owner]. The use of these images by you, or anyone else authorized by you, is prohibited unless specifically permitted by these Terms and Conditions or specific permission provided elsewhere on the Site. Any unauthorized use of the images may violate copyright laws, trademark laws, the laws of privacy and publicity, and communications regulations and statutes.

L-6

6. The trademarks, logos, and service marks (collectively the "Trademarks") displayed on the Site, including [insert names of trademarks] are registered and unregistered Trademarks of [Site Owner] and others. Nothing contained on the Site should be

construed as granting, by implication, estoppel, or otherwise, any license or right to use any Trademark displayed on the Site without the written permission of [Site Owner] or such third party that may own the Trademarks displayed on the Site. Your misuse of the Trademarks displayed on the Site, or any other content on the Site, except as provided in these Terms and Conditions, is strictly prohibited. You are also advised that [Site Owner] will aggressively enforce its intellectual property rights to the fullest extent of the law, including the seeking of criminal prosecution.

6.2.1.13 退会

A - 44

- 1. 会員が退会する場合は所定の方法にてA社に届け出るものとします。A社は、既に受領した利用料その他の債務の払い戻し等は一切行いません。
- 2. Aネットの会員資格は一身専属性のものとします。 A社は当該会員の死亡を知り得た時点を以って前項届出があったものとして取り扱います。
- 3. 本条による退会の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は本規約第13章に基づきなされるものとします。

B - 15

1. 会員は、B社所定の手続きに従って退会届けを提出し、手続き終了後に退会する事ができるが、Bシステムに関する残債務がある場合はB社に対するBシステム残債務支払が完了した時点で退会を認めるものとします。

C-6

会員が退会を希望する場合には、月末をもって退会するものとし、退会希望月の20日前までに所定の書式にてC社に届け出るものとし、C社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、C社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、会員が退会に伴って、C社に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。

D - 1.8

会員は、Dショップサービスを退会しようとするときは、退会日等当社の指定する事項を退会日の1か月前までに当社所定のフォーマットにて当社に通知することにより、いつでも退会できるものとします。

D-21

会員が退会した場合においても、すでに会員に生じた金銭債務、および、第10条、第11 条に定める義務は消滅しないものとします。

F-13

会員が退会する場合は、退会しようとする日の1ヵ月前までに所定の書式にてA社に届け出るものとし、A社およびFネットに対する債務の全額をただちに支払うものとします。A社およびFネットは既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは一切行いません。

H-8

- 1. 退会する場合、所定の手続きに従いセンターに届け出るものとし、当センターでの退会処理終了後、退会となります。
- 2. 退会しようとする時点で、累積ポイントが清算規定額まで達していた場合、退会前に清算するものとします。退会前にポイント清算が行なわれなかった場合、退会と同時にポイントは抹消するものとし、退会以降の清算、問い合わせなどの一切の処理を行なわないものとします。

J-9

9. Termination.

Either Member or J-Net Inc. may terminate membership at any time. Member's only right with respect to any dissatisfaction with any (i) TOS term, or policy or practice of J-Net Inc. in operating J-Net, (ii) Content available through J-Net or change therein, or (iii) amount or type of fees or billing methods, or change therein, is to terminate Membership by delivering notice to J-Net Inc. (KEYWORD: Cancel). Member's notice of termination will be effective upon receipt by J-Net Inc. In the event that a Member's account is terminated or canceled, no refund of any fees, including monthly Membership fee, will be granted and any online time credited to Member's account(s) or Sub-Accounts is not convertible to cash or other form of credit.

6.2.1.14 会員資格の停止・抹消

A - 43

- 1. 会員が、以下の何れかの項目に該当する場合、A社は当該会員に事前に何等通知又は催告することなく、除名処分とし、又はIDの使用を一時停止することができるものとします。
 - (1)入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 入力されている情報の改竄を行った場合
 - (3) ID又はパスワードを不正に使用した場合

- (4) Aネットの運営を妨害した場合
- (5) Aネットの利用料等その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合
- (6) クレジットカード会社、立替代行業者等により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止させられた場合
- (7) 会員に対する破産の申立があった場合又は会員が準禁治産宣告若しくは禁治産宣告を 受けた場合
 - (8) 本規約の何れかに違反した場合
 - (9) A社の名誉を著しく毀損した場合
 - (10) その他A社が会員として不適当と判断した場合
- 2. 前項の場合、会員は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務 等A社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。
- 3. 会員が本条第1項各号の何れかに該当することでA社が損害を被った場合、A社は除名処分又は当該IDの一時停止の有無に拘わらず、被った損害の賠償を請求できるものとします。

B - 1.5

- 2. 会員が次の事項のいずれか一つにでも該当する場合には、B社は直ちに会員資格を喪失させることができるものとします。
 - (1) 入会承認後に入会時の申込内容に虚偽の申告が発見された場合
 - (2) 会員が1回でも本規約に基づく債務の履行を怠った場合
 - (3) 会員が本規約に違反した場合

C-7

会員が以下の項目に該当する場合、C社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員資格を中断または取り消すことができるものとします。また、会員資格が取り消された場合、当該会員は、C社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、C社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。

- (1)入会申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (2) 第18条で禁止している事項に該当する行為を行った場合。

- (3) 料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあった場合。
- (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- (5) クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により、会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止させられた場合。
- (6) その他、本規約に違反した場合。
- (7) その他、会員として不適切とC社が判断した場合。

D - 20

- 1. 当社は、前条の規定によりDショップサービスの利用を停止された会員が前条の期間中にその事由を解消しない場合は、その会員を退会させることができます。
- 2. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、前条および前項の規定にかかわらず利用停止の措置を経由しないで退会させることができます。
 - (1) Dショップサービス料金等について、その支払いを遅延したとき
- (2) 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手を不渡りとしたとき。または支払いを停止しもしくは支払不能となったとき。
- (3) 差押、競売、破産、和議、会社整理、会社更生、特別清算の申し立てがなされたとき、または合併によらず解散したとき。
- (4) 当社に対して虚偽の事実を申告したとき。その他、当社が会員として不適当であると 判断したとき。

E - 18

会員の資格は、会員に下記のいずれかの事由が発生した場合、取り消されるものとします。 この場合、本会は、相当と認める方法をもって会員に会員資格の取消を通知するものとしま す。

- (1) 第3項に定める入会資格を喪失したとき
- (2) 入会申請事項に偽りがあることが判明した場合
- (3) パスワードまたは I Dを不正に使用しまたは使用させたとき
- (4) 本会の提供する情報を本会の承諾を得ることなく改変した場合

- (5) 「フォーラム」で第13項各号に該当する発言を行ったとき
- (6) 不正の目的をもって本会の提供する役務を利用したとき
- (7) 会員から脱会の意思が表示された場合
- (8) その他この規約に違反した場合

F-12

会員が、次の各号の一つにでも該当する場合は、A社およびFネットは当該会員の会員資格を会員に何ら通知および催告することなく、一時停止または取り消すことができます。この場合A社およびFネットはすでにお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは、一切行いません。

- (1) 入会時に虚偽申告をした場合
- (2) 入力されている情報の改ざんを行った場合
- (3) IDまたはパスワードを不正に使用した場合
- (4) サービスの運営を妨害した場合
- (5)サービスの利用料金などの支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場 合
- (6) クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などにより、会員の指定したクレジットカードや支払い口座の利用が停止させられた場合
 - (7) 本規約またはF-NET AGREEMENTのいずれかの条項に違反した場合
 - (8) その他A社またはFネットが会員として不適当と判断した場合

H-7

- 1. 以下の項目に該当する場合、当センターは、メンバーの承諾の有無にかかわらず、メンバー資格を抹消することができるものとします。
 - (1) ログイン名またはパスワードを不正使用した場合
 - (2) 当ネットワークを営利目的で不正利用した場合
 - (3) その他、本規約のいずれかに違反した場合

- 2. 資格を抹消する場合、そのメンバーが当ネットワークで保有するすべての権利を抹消するものとします。
- 6.2.1.15 モールにより提供するサービス

A - 12

1. 会員は A ネット内のフォーラム(以下フォーラムといいます)に参加し、閲覧文章の 登録、データライブラリの検索等をすることができます。

A - 23

会員はA社以外の第三者の主宰するパソコン通信サービスの内当該時点でAネットを経由して接続のできるもの(以下包括して他ネットといいます)にアクセスすることができます。

A - 27

会員は、Aネットを経由してインターネットにアクセスすることができます。

C - 11

- 1. 会員は、本サービスで、以下のサービスがご利用になれます。
- (1) IPサービス:IPが提供するサービスで、例としてオンラインショッピング、通信カラオケ、オンライン対戦ゲーム、ミュージックオンデマンドがあります。
- (2) C社直営サービス:C社が提供するサービスで、例としてインターネット接続、電子メール、電子会議室、チャットがあります。
- 2. 本サービスのサービス提供地域は、日本全国とし、アクセスポイントは別途、C社で定めるところを利用できるものとします。

E-2

- 1. 本会のサービスは次のとおりです。
- (1) 本モールにおいて商品・役務等を提供する販売者(以下「出店者」という。)の商品・役務などについてのオンライン電子カタログによる情報(以下「商品情報」といいます)の提供
- (2) 会員から出店者に対する商品・役務の提供の申込情報(以下「申込情報」といいます)の転送

- (3) ネットワークフォーラムの利用
- (4) インターネットのホームページ「Eモールネットサーフィン」の利用
- (5) 以上のほか、本会が定めるサービス
- 2. 本会は、提供するサービスの内容を予告なく変更することができるものとします。
- 3. 会員は、本会のサービスを私的にのみ利用するものとし、本会のサービスを用いて営業を行わないものとします。

G-1

Gモールのサービスは以下のとおりです。

- (1) 商品・役務等を提供する販売者(以下「出店者」という)の商品・役務などに関する インターネット上の電子カタログによる情報(以下「商品情報」という)の提供
- (2) 本モールにおいて注文された顧客(以下「顧客」という)からの出店者に対する商品情報に関する申込情報(以下「申込情報」という)の転送

J-5

- 5. International C&S/Internet.
- (a) International Areas. You acknowledge that your use of J-Net allows access to Content originating from subscribers, ICPs and other third parties located in countries other than the United States ("International C&S"). Your access to and use of the International C&S will be governed (in addition to this Agreement) by separate terms and operating policies which conform to appropriate national laws and customs.
- (b) Internet. J-Net offers Members access to the Internet. The Internet is not owned, operated, managed by, or in any way affiliated with, J-Net Inc. or any of its affiliates. Your use of the Internet is solely at your own risk and is subject to all applicable local, state, national and international laws and regulations. J-Net Inc. retains the right, but not the obligation, in its sole discretion and without prior notice or liability, to restrict or terminate a Member's access to the Internet via J-Net or to J-Net (See Sections C & D of OR for details).
- 6.2.1.16 サービスの変更

F-8

WG11 report-2

A社およびFネットは自己の判断にもとづき、各会員ごとにサービスの提供範囲の制限を設定または変更することがあります。また、A社およびFネットは同様に、各会員ごとにサービスの利用限度額を設定または変更することができるものとします。

H - 10

- 1. 当センターは、メンバーへの承認を受けることなく、サービスの内容を変更、または中止する場合があります。
- 2. このような事態に伴い、メンバーに不利益、損害が発生した場合、当センターはその責任を負わないものとします。
- 6.2.1.17 サービスの中断・停止

A - 39

- 1. A社は以下の何れかが起こった場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に A ネットを中断することがあります。
 - (1) Aネットのシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電等により Aネットの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により Aネットの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により A ネットの提供ができなくなった場合
- (5) その他、運用上或は技術上A社が Aネットの一時的な中断が必要と判断した場合
- 2. A社は、前項各号の場合以外の事由により Aネットの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切の責任をも負わないものとします。

A - 45

- 1. A社は3ヶ月の予告期間を以って会員に通知の上、 Aネットの提供を中止することができます。
- 2. 前項通知は A ネットのオンライン上に 3 ヶ月表示した時点で全ての会員が了承したものとみなします。
- 3. A社は Aネットの提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う会員又は第 三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

B - 19

- 1. B社は、Bシステムの稼働状態を良好に保つために、Bシステムの運用を一時停止のう え保守点検を行うことができます。
- 2. 会員は、Bシステム提供の中断により生じた損害についてB社が一切の責任を負わない ことについて承認します。
- 3. 会員は、会員の機器等に起因する通信不良について、B社がその責を負わないことを承認します。

C - 21

- 1. C社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止中断できるものとします。
 - (1) 本サービスのシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合。
- (2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) その他、C社が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2. C社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止中断するときは、あらかじめその旨を会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3. C社は、本サービスの中止中断などの発生により、会員又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

D-19

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、会員に対し当社が任意に定める期間、Dショップサービスの利用を停止することができます。

- (1) 第9条、第10条または第11条の規定に違反したとき
- (2) Dショップサービスを違法な目的、または公序良俗に反する目的に利用したとき
- (3) 当社が承認したクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカードの利用 の停止の措置を受けたとき
 - (4) Dショップサービスの運営を妨げたとき

(5) その他本規約または法令に違反したとき

E-9

本会のサービスは、通年24時間提供します。ただし、本会のコンピュータシステムの保守管理のため本会がサービスの休止を必要と認めた場合、第一種電気通信事業者の役務が提供されない場合、その他相当な理由がある場合には、その提供を休止します。

本会の役務提供を休止する場合には、あらかじめ休止の期間に関する情報を提供します。ただし、緊急の場合にはこの提供を省略することができるものとします。

H-9

- 1. 当センターは、以下に該当する場合、メンバーに承諾を受けることなくサービスの一部 もしくは全部を一時中断、または停止する場合があります。
 - (1) 当ネットワークのシステム定期保守、更新ならびに緊急の場合。
 - (2)火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難な場合。
 - (3) その他、不測の事態により当センターがサービスの提供が困難と判断した場合。
- 2. このような事態に伴い、メンバーに不利益、損害が発生した場合、当センターはその責任を負わないものとします。

H - 1.1

1. 当ネットワークは一定の予告期間をもって営業の停止を行なう場合があります。

I-4

当社は、次の場合にはお客様への事前の通知や承諾なしに、Iモールの一時的な利用の中断を行うことがあります。

- (1) | モールのシステムの保守または工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、 I モールの運営ができなくなった場合
- (3) 当社が、Iモールの運営上その他の理由でIモールの一時的な利用の中断を必要だと 判断した場合

6.2.1.18 出店者との取引

B-9

会員は、加盟店において商品の購入、サービスの提供等を受けるためにBシステムを利用した場合に生じた加盟店の会員に対する債権の譲渡について次のいずれの場合についても予め 具議なく承認するものとします。

- (1) 加盟店からB社に譲渡すること。
- (2) 加盟店からB社の提携会社または関係会社に譲渡された債権を同社がB社に譲渡すること、およびB社に譲渡した債権をB社の提携会社または関係会社に譲渡すること。

B - 10

第9条に定める債権譲渡が不成立または解除となった場合、B社は電子メール等にて会員に その旨を通知するものとし、会員は加盟店との間で当該債権の処理について協議し解決する ものとします。

B - 11

B社は、第9条に基づき譲渡されたB社の会員に対する債権について債権譲渡を解除、また は加盟店に譲渡することができるものとし、会員はこれらの解除および譲渡について予め異 議なく承諾するものとします。

B - 13

商品の所有権は、B社が加盟店から債権を譲渡されたことにより加盟店からB社に移転し、 当該債務の完済までB社に留保されることを会員は予め異議なく承認するものとします。ま た、会員はB社から購入した商品の所有権についても、当該債務の完済までB社に留保され ることを予め異議なく承認するものとします。

C - 12

会員は、IPサービスの利用にあたり、IPサービスの提供においては、一切の責任は各IPに帰属していることに同意するとともに、C社が当該取引の契約当事者でないことに同意するものとします。

C - 13

- 1. C社は、IPが提供する商品またはサービスに関し、いかなる保証もいたしません。また、IPが提供する情報について、その完全性、正確性、確実性、有用性などにつき、いかなる保証もいたしません。
- 2. C社は、会員がIPサービスを利用したことに関して、当該会員と当該IPとの間に紛争が生じた場合について一切の責任を負いません。また、一切の費用または損害賠償を負担する

ことはないものとします。

D - 1.7

- 1. 当社はDショップサービスの提供する情報もしくは物品について、その完全性、正確性、適用性、有用性などいかなる保証も行いません。
- 2. Dショップサービスの中断、Dショップサービス中の事故、Dショップサービスに基づき検索したデータの誤り等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、当社は、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。当社に対する情報提供者や当社の代理店等も同様とします。
- 3. Dショップサービスにより会員が購入した物品について、当該物品納入時に品質不良または数量不足等の瑕疵があり、会員がただちにその旨当社に通知した場合には、当社は当該物品の製作者、製造者または開発者等(以下「製作者等」という)にすみやかに代替品との交換または追加物品の納入をさせるものとします。
- 4. Dショップサービスにより会員が購入した物品について、納入後90日以内に製作者等の責に帰すべき隠れた瑕疵があり、会員がただちにその旨当社に通知した場合、当社は製作者等をして当該瑕疵を修正するか、もしくは、物品代金を限度として会員に生じた損害を賠償させるものとします。ただし、当社または製作者等の責に帰すべからざる事由から生じた損害、当社または製作者等の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- 5. 当社または製作者等がDショップサービスについて負う責任は、前各項に定める範囲に限られるものとし、いかなる事由によるも前各項以外の責任を負わないものとします。ただし、製作者等が前各項に定める責任内容と異なる責任内容を定め、あらかじめ会員に通知している場合には、その内容によるものとします。

E - 10

商品情報は出店者が作成する商品・役務に関する情報です。会員の私的利用以外の目的で商品情報を利用する場合には、本会と出店者の許可が必要です。

E - 11

- 1. 出店者に対する商品・役務の申込は、注文画面の記載事項のすべてを本会のコンピュータシステムが受領することにより行うものとします。本会は、受領した注文を出店者と本会が定める方法により出店者に転送します。
- 2. 上記の転送の後、出店者から、会員に、注文画面に表示される方法によって申込内容の確認や諾否についての確認が行われます。この確認が完了することにより、会員と出店者間の商品・役務の提供に関する契約が成立するものとします。ただし、出店者がこれと異なる商品・役務提供条件を定めた場合には、その定めに従うものとします。

3. 申込情報を送信した後、その変更をするときの条件は、注文画面に表示するとおりとします。

E - 12

会員・出店者間の商品・役務の提供に関する契約は、会員・出店者の責任で行われるものとし、本会は、契約の成否、その他これに関する一切の責任を負担しません。

G-3

商品情報は出店者が作成する商品・役務に関する情報であり、顧客の私的利用以外の目的で 商品情報を利用する場合には、当社と出店者の許可が必要です。

G-4

- 1. 出店者に対する商品・役務の申込は、注文画面の記載事項のすべてを当社のコンピュータシステムが受領することにより行うものとします。
- 2. 当社は、受領した注文を出店者と当社が定める方法により出店者に転送します。
- 3. 上記の転送の後、当社もしくは出店者から顧客に注文画面に表示される方法によって申込内容の確認や諾否についての確認が行われます。この確認が完了することにより、当社と出店者間の商品・役務の提供に関する契約が成立するものとします。

ただし、出店者がこれと異なる商品・役務提供条件を定めた場合には、その定めに従うもの とします。

G-5

顧客・出店者間の商品・役務の提供に関する契約は、顧客・出店者の責任で行われるものとし、当社は、契約の成否、その他これに関する一切の責任を負担しません。

G-9

本サービスにおける出店者と顧客との契約は顧客に下記のいずれかの事由が発生した場合、 出店者もしくは当社から通知することにより取り消すことができるものとします。

- (1) 申込情報に偽りがあることが判明した場合
- (2) 不正の目的をもって当社の提供する役務を利用したとき
- (3) その他この規約に違反した場合

G - 10

- 1. 顧客は下記の場合を除き、商品到着後8日以内迄は返品・交換ができるものとする。
- (1) 顧客が一度使用された商品
- (2) パッケージ(袋/ケース)を開封した商品
- (3) 顧客のもとで、きずや汚れが生じた商品
- 2. 返品・交換はGモール上で記載された出店者宛に送付するものとします。
- 3. 返品・交換に係る送料は下記の場合を除き、顧客にて負担していただきます。
- (1) 配送中に破損した場合
- (2) 不良品が届いた場合
- (3) 申込情報と違う商品が届いた場合

1 - 3

- 1. Iモール内に設置されているショップ(以下「各ショップ」といいます)は、それぞれの運営者が白己の責任において運営しており、特に明示している場合を除いて、当社およびその関連会社が管理または運営しているものではありません。お客様一がIモール内の各ショップにおいて商品の購入等行われる場合には、自己の責任において各ショップと取引等を行うものとし、当該商品に関する質問、クレーム等はお客様が各ショップに直接に対して行うものとします。
- 2. お客様が各ショツプを利用される場合には、各ショップにおいて提示されている条件等十分に確認のうえ利用するものとします。

1 - 5

各ショップに関する著作権その他の知的財産権は各テナントに帰属するものとし、また、各ショップの集合体としての I モールの著作権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。お客様は、 I モールおよび各ショップを利用することにより得られる情報を、当社および各ショップの事前の承諾なしにお客様の私的利用以外の目的で複製、送信、郵送、出版、配布、放送その他方法のいかんを問わず第三者による利用に供しないものとします。

6.2.1.19 責任の範囲

A - 25

Aネットは、他ネット接続においてはあくまでも通信手段として機能します。 A社は、他

WG11 report-2

ネット接続に関し第39条の場合を除いて円滑な接続についてのみ会員に対し責任を負い、 それ以外についてはいかなる責任をも負いません。

A - 26

- 1. 会員が A ネットを経由して他ネットにアクセスした場合であっても、当該会員と他ネットの主宰者、当該他ネットの会員、又はその他の第三者との間に発生したトラブル等について A 社は責任を負いません。
- 2. 前項トラブルに起因してA社が損害を被った場合、A社は会員に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

A - 3.8

Aネットの内容は、A社がその時点で提供可能なものとします。A社は提供する情報、会員が登録する文章及びソフトウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証をも行いません。

C - 14

- 1. C社は、前条の規定にかかわらず、IPが提供するオンラインショッピングについては、IPの債務不履行により商品が届けられない場合に、当該商品の代金として支払われた金額を限度として、次の保全サービスを提供します。
- (1) C社は、IPを代理して所定の損害保険会社(以下「保険会社」という)との間で履行保証保険契約を締結します。
- (2) 会員は、IPの債務不履行により商品が届けられないときは、売買契約を解除して、保険会社から保険金により支払代金全額の返還を受けることができます。なお、この場合にC社が支払代金の返還を立て替えた場合には、その金額を限度として当該保険金を保険会社に請求する権利はC社に移転します。
- 2. 次の場合は、商品購入代金の保全サービスは受けられません。
- (1) 会員の不正行為による場合
- (2) IPの責に帰さない客観的な事由により生じた損害

C - 19

1. C社は、本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号又はIPが提供するサービス及びそれに付随する技術全般は、C社もしくは当該IPに帰属するものとします。

- 2. 会員は、本サービス上にアップロードした情報又はファイルについて、知的所有権を保有せず、またなんらの請求権も保有しないものとします。
- 3. 会員は、本サービス上にアップロードした情報又はファイルについて、それらを複製し 領布する権利又は削除する権利をC社もしくはC社が別途任命する管理者に与えたものとし ます。
- 4. 会員は、アップロードした情報又はファイルについて生じたすべての法的責任を負うものとします。

C - 22

- 1. C社は、本サービスのサービスの内容、及び会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします
- 2. 本サービスのサービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した会員又は第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、C社は一切の責任を負わないものとします。

E - 15

- 1. 本会は、会員から受領した申込情報を出店者と定める方法により出店者に転送することを除き、提供される商品・役務の情報内容、これに関する取引契約の成否およびその履行については一切の責任を負担しません。
- 2. 本会は、会員が送信した申込情報が本会のコンピュータシステムに到着するかどうか、および本会のコンピュータシステムに到着した申込情報が会員の送信した申込情報と同一内容であるかどうかについては、一切の責任を負担しません。
- 3. 本会の責に帰すべき事由により会員から本会のコンピュータシステムに到着した申込情報を出店者に転送できない場合は、本会に故意または重大な過失がある場合に限り、申込情報を伝達できないことにより会員に発生した現実かつ直接の通常損害に限り、当該の申込情報に関する商品・役務の価格の範囲内においてのみ、損害を賠償するものとします。
- 4. 本会は、提供するサービスについてこの項に定める以外の責任を一切負担しません。

G-6

- 1. 当社は、顧客から受領した申込情報を出店者と定める方法により出店者に転送することを除き、提供される商品・役務の情報内容、これに関する取引契約の成否およびその履行については一切の責任を負担しません。
- 当社は、顧客が送信した申込情報が当社のコンピュータシステムに到着するかどうか、

および当社のコンピュータシステムに到着した申込情報が顧客の送信した申込情報と同一内容であるかどうかについては、一切の責任を負担しません。

- 3. 当社の責に帰すべき事由により顧客から本会のコンピュータシステムに到着した申込情報を出店者に転送できない場合は当社に故意または重大な過失がある場合に限り、申込情報を伝達できないことにより顧客に発生した現実かつ直接の通常損害に限り、当該の申込情報に関する商品・役務の価格の範囲内においてのみ、損害を賠償するものとします。
- 4. 当社は、提供するサービスについてこの項に定める以外の責任を一切負担しません。

1 - 8

- 1. 当社は、各ショップにて取り扱われている商品、サービス等について保証いたしません。また、当該商品、サービス等に関する情報の正確性、完全性または有用性についても保証いたしません。もし万一お客様が購入された商品等に関連して何らかのトラブルが生じた場合にも、当社は何らの責任も負いません。
- 2. 当社は、自然災害、回線の輻轄、機器の障害または保守のための停止等による情報の損失、遅延、誤送、または第三者による情報の改竄や漏洩等により発生した損害について、一切責任を負いません。
- 3. 前2項の他 I モールに関連して発生したすべての紛争について当社は一切責任を負いません。

J-4

- 4. Rights and Responsibilities.
- (a)Content You acknowledge that (i) J-Net contains information, communications, software, photos, video, graphics, music, sounds and other material and services (collectively, "Content"), and (ii) such Content is generally provided under license by independent content providers ("ICPs") and other J-Net subscribers. Each Member and any user of Member's Master Account must evaluate, and bear the risk associated with, the accuracy, completeness or usefulness of any Content. J-Net Inc. does not pre-screen Content as a matter of policy, but J-Net Inc. and ICPs shall have the right, but not the responsibility, to remove Content which is deemed in their discretion harmful, offensive, or otherwise in violation of the TOS.
- (b)Rights. You acknowledge that (i) J-Net permits access to Content that is protected by copyrights, trademarks, and other proprietary (including intellectual property) rights ("Rights"), and (ii) that these Rights are valid and protected in all media existing now or later developed and (iii) except as is explicitly provided otherwise, your use of Content shall be governed by applicable copyright and other intellectual property laws. (See ROR for details.) You agree that you may upload to the software files, message boards or otherwise transmit on or through J-Net only Content that is not subject to any Rights, or

Content in which any holder of Rights has given express authorization for distribution on J-Net. Unless specified otherwise in your upload,, by submitting Content to any "Public Area" (e.g. public chat rooms, message boards, software libraries see ROR for more details) you automatically grant -- or warrant that the owner of such Content has expressly granted -- J-Net Inc. the royalty-free, perpetual, irrevocable, non-exclusive right and license to use, reproduce, modify, adapt, publish, translate, create derivative works from, distribute, perform and display such Content (in whole or part) worldwide and/or to incorporate it in other works in any form, media, or technology now known or later developed for the full term of any Rights that may exist in such Content.

(c)Conduct and Communication. J-Net Inc. may elect at its sole discretion to monitor some, all or none of the Public Areas of J-Net for adherence to the TOS. You agree to use J-Net only for lawful purposes. Any conduct by a Member that in J-Net Inc.'s sole discretion restricts or inhibits any other Member, person or entity from using or enjoying J-Net or another service will not be permitted and shall entitle J-Net Inc. to immediately terminate membership without notice. (See the ROR for examples of prohibited conduct). For J-Net Inc.'s policy on Member privacy, refer to Section 7 of the ROR.

J-7

7. NO WARRANTY.

MEMBER EXPRESSLY AGREES THAT USE OF J-Net, J-Net SOFTWARE, J-Net'S EMAIL SERVICES AND THE INTERNET ARE AT MEMBER'S SOLE RISK. J-Net, J-Net'S EMAIL SERVICES AND J-Net SOFTWARE ARE PROVIDED ON AN "AS IS," "AS AVAILABLE" BASIS WITHOUT WARRANTIES OF ANY KIND, EITHER EXPRESS OR IMPLIED, UNLESS SUCH WARRANTIES ARE LEGALLY INCAPABLE OF EXCLUSION. J-Net INC.'Ss ENTIRE LIABILITY AND YOUR EXCLUSIVE REMEDY WITH RESPECT TO USE OF J-Net AND J-Net SOFTWARE SHALL BE THE REPLACEMENT OF ANY DISKETTE FOUND TO BE DEFECTIVE. J-Net INC.'Ss LIABILITY TO YOU FOR BREACH OF THIS AGREEMENT IS LIMITED SOLELY TO THE AMOUNT PAID BY YOU TO ACCESS AND USE J-Net. BECAUSE SOME STATES DO NOT ALLOW THE EXCLUSION OR LIMITATION OF LIABILITY FOR CONSEQUENTIAL OR INCIDENTAL DAMAGES, IN SUCH STATES J-Net INC.'SS LIABILITY IS LIMITED TO THE EXTENT PERMITTED BY LAW.

K - 7

MEMBER EXPRESSLY AGREES THAT USE OF THE SERVICES IS AT MEMBER'S SOLE RISK.
NEITHER COMPUSERVE, ZIFF-DAVIS NOR ANY OF THEIR RESPECTIVE INFORMATION
PROVIDERS, LICENSORS, EMPLOYEES, OR AGENTS WARRANT THAT THE SERVICES WILL BE
UNINTERRUPTED OR ERROR FREE; NOR DOES COMPUSERVE, ZIFF-DAVIS OR ANY OF THEIR
RESPECTIVE INFORMATION PROVIDERS, LICENSORS, EMPLOYEES OR AGENTS MAKE ANY
WARRANTY AS TO THE RESULTS TO BE OBTAINED FROM USE OF THE SERVICES. THE
SERVICES ARE DISTRIBUTED ON AN "AS IS" BASIS WITHOUT WARRANTIES OF ANY KIND,
EITHER EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO WARRANTIES OF TITLE OR
IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR

OTHERWISE, OTHER THAN THOSE WARRANTIES WHICH ARE IMPLIED BY AND INCAPABLE OF EXCLUSION, RESTRICTION, OR MODIFICATION UNDER THE LAWS APPLICABLE TO THIS SERVICE AGREEMENT. NEITHER THE PROVIDERS NOR ANYONE ELSE INVOLVED IN CREATING, PRODUCING OR DELIVERING THE SERVICES SHALL BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF USE OF THE SERVICES OR INABILITY TO USE THE SERVICES OR OUT OF ANY BREACH OF ANY WARRANTY. MEMBER EXPRESSLY ACKNOWLEDGES THAT THE PROVISIONS OF THIS PARAGRAPH SHALL ALSO APPLY TO ALL THIRD PARTY CONTENT AND ANY OTHER CONTENT AVAILABLE THROUGH THE SERVICES. MEMBER AGREES THAT IT WILL NOT IN ANY WAY HOLD EITHER PROVIDER RESPONSIBLE FOR ANY SELECTION OR RETENTION OF, OR THE ACTS OR OMISSIONS OF, THIRD PARTIES IN CONNECTION WITH THE SERVICES (INCLUDING THOSE WITH WHOM PROVIDERS CONTRACT TO OPERATE VARIOUS AREAS ON THE SERVICES).

L-2

2. While [Site Owner] uses reasonable efforts to include accurate and up to date information in the Site, [Site Owner] makes no warranties or representations as to its accuracy. [Site Owner] assumes no liability or responsibility for any errors or omissions in the content of the Site.

L-7

7. [Site Owner] has not reviewed all of the sites linked to the Site and is not responsible for the content of any off-site pages or any other sites linked to the Site. Your linking to any other off-site pages or other sites is at your own risk.

6.2.1.20 損害賠償

A - 40

- 3. 会員が A ネットの利用の際第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、A 社に迷惑を掛け或は損害を与えることのないものとします。
- 4. A社は Aネットの利用により発生した会員の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。
- 5. 会員が本条に違反してA社に損害を与えた場合、A社は当該会員に対して被った損害の 賠償を請求できるものとします。

D - 16

会員が本契約に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合には、当社は当該会員に対して当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。

F-6

A社およびFネットはサービスの利用により発生した会員の損害すべてに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。会員がサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、A社およびFネットに損害を与えることのないものとします。会員が本規約またはF-NET AGREEMENTに反した行為、または不正もしくは違法な行為によってA社またはFネットに損害を与えた場合、A社およびFネットは当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

6.2.1.21 合意管轄

A - 46

会員とA社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員とA社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

B - 29

会員は、会員とB社との間の訴訟についての管轄裁判所をB社の本社、支社、支店、営業所の所在地、会員の所在地を管轄する裁判所とすることに同意するものとします。

C - 2.3

- 1. 本サービスに関連して、会員とC社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。
- 2. 協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所第一審の専属管轄 裁判所とします。

D-22

本規約に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

E - 20

この規約に関して紛争が生じた場合、株式会社E社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

F-14

会員とA社の間で、訴訟の必要が生じた場合、A社の本社所在地を管轄する裁判所を会員と

A社の専属的合意管轄裁判所とします。

また、会員とFネットの間で訴訟の必要が生じた場合は、Fネットが指定する裁判所を会員とFネットの専属的合意管轄裁判所とします。

G - 12

本規約に関して紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

6.3 出店契約書条項別サンプル

本サンプル集作成に当たっては、下記の4点の契約書を参考とした。

- 1. A社加盟店契約-国内のインターネット専用クレジット決済システム
- 2. Bモール出店契約-国内のサイバーモール
- 3. Cネット出店契約-国内のパソコン通信会社
- 4. Dモール情報掲載規約-国内のサイバーモール

6.3.1 出店契約書条項別サンプル

<目次>

試案該当条項

- 6.3.1.1 前文 前文
- 6.3.1.2 定義 第 1 条
- 6.3.1.3 契約の目的 第2条
- 6.3.1.4 契約の対象第3条
- 6.3.1.5提供する商品またはサービス第4条
- 6.3.1.6 モールの使用 第5条
- 6.3.1.7出店者の義務第6条
- 6.3.1.8 資料提供等 第7条
- 6.3.1.9 禁止事項 第8条
- 6.3.1.10 モール運営者の義務 第9条
- 6.3.1.11 コンテンツの管理 第10条
- 6.3.1.12 責任・保証 第11条
- 6.3.1.13 出店者と会員との関係 第12条
- 6.3.1.14 広告・宣伝 第13条
- 6.3.1.15 出店料 第 1 4 条
- 6.3.1.16 支払方法 第 1 5 条
- 6.3.1.17 権利の帰属 第16条
- 6.3.1.18 通知 第 1 7 条
- 6.3.1.19 権利譲渡禁止 第18条

WG11 report-2

- 6.3.1.20 機密保持 第19条
- 6.3.1.21 契約の効力 第20条
- 6.3.1.22 契約の変更 第21条
- 6.3.1.23 有効期間 第 2 2 条
- 6.3.1.24 賠償責任 第23条
- 6.3.1.25中途解約 第24条
- 6.3.1.26 解除 第 2 5 条
- 6.3.1.27 契約終了時の措置 第26条
- 6.3.1.28 準拠法 第 2 7 条
- 6.3.1.29 合意管轄 第 2 8 条
- 6.3.1.30 協議 第29条

_	_	_	_	~ /	
6	~	1	1	011	$\boldsymbol{\tau}$
v.	· J ·			前	х

B-前文			
 結する。	(以下甲という) と	(以下乙という) とは、	次のとおり契約を締
C一前文			
	(以下「甲」という)と る○○(以下「Cネット」と を締結する。		
6.3.1.2 定義			

A-2

本規約においてAシステムとは、インターネットを使ってA社が運営するオンライン決済システムをいいます。

A - 6

本規約においてAシステム会員とは、Aシステム会員規約に従って商品もしくはサービスの購入をすることを目的としてAシステム入会をA社に申込み、A社が入会を承認しAシステム固有のID番号を貸与し、且つ固有の暗証番号をA社に登録した個人または法人をいいます。

B-2

本契約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

(1) 「本ショップ」とは、乙がインターネット上で運営する電子モール内(以下、B

ショップという)に設置し、本契約に基づき甲に提供する仮想店舗をいう。

- (2) 「本サービス」とは、乙が甲に対し、本ショップ内において第○条に定める商品の掲載、オンラインによる受注および決済、顧客管理等の機能を提供するサービスをいう。
 - (3) 「顧客」とは、インターネットを通じて本ショップに接続した者をいう。

6.3.1.3 契約の目的

A - 1

本規約は、第2条のAシステムに加盟を申し込み、A株式会社(以下、A社といいます。) が加盟を認めた場合のA社と当該申込者との間の契約関係につき定めるものです。

B-1

本契約は、甲に対し、乙が第2条に定める本サービスを提供するための条件等を定めることを目的とする。

C-1

乙は、Cネット内の通信販売システム(以下「本システム」という)を以下の各条項の定め に従い、甲の利用に供するものとする。

6.3.1.4 契約の対象

B-3

- 1. 乙が甲に提供する本サービスの内容は、次のとおりとする。
- (1) 商品名、イメージファイル名、商品の説明文、在庫数等をテンプレート上で対話形式で入力することにより、インターネット上に商品カタログ(ホームページ)を作成することができる。また顧客が容易に希望商品を見つけることができる商品検索機能を提供する。
 - (2) オンラインによる受注および決済

乙に対しあらかじめ届け出ている商品について、甲が第5条の条件を満たしている場合には、特定クレジットカード会社によるコンピュータ通信を用いた決済方法(以下オンライン決済という)の利用を選択することができる。この場合、甲は、顧客がオンライン決済により商品を購入する目的で氏名、住所、クレジットカードの番号等を入力したとき、公開鍵方式による通信の暗号化を行った上で、株式会社XYZの提供する「クレジットカード高速自動支払いサービス(以下X-SYSという。)」を利用して、特定クレジットカード会社の信用承認用コンピュータへ当該クレジットカードのオーソリゼーションを行うことができ、また購入商品の売上データの送信を行うことにより、オンライン決済を行うことができる。

(3) 顧客管埋

本ショップ内で商品を購入した顧客をリレーショナル・データベースで管理を行うことにより、商品購入時点より3ケ月間は、甲が必要なときに願客に関する情報を参照することができる。

2. 前項のほか、乙は甲に対して、本ショツプへのアクセス数、本ショップにおける売上 データ等の情報を本ショップを管理するための機能として提供する。

C - 2 - 1

乙は、甲に対し、乙の運営するパソコン通信サービス(以下「Cネットサービス」という) において、別紙に定める甲の取り扱い商品の注文受付(以下「本サービス」という)の場を 別紙に定める方法により提供する。甲は、乙のCネットにおいて本サービスを行い受注した 場合、甲のリスクと責任において商品を提供し、料金を回収するものとし、内容に関して責任を負うものとする。

6.3.1.5 提供する商品またはサービス

- 1. 申込者がAシステムに加盟するためには、次の各号の要件のすべてを満たし、且つ本条第2項から第5項までの規定に従ってA社との間で加盟店契約を締結することが必要です。
- (1) インターネット上で日本国内向けに商品またはサービスを有料で提供している又は提供する予定である個人もしくは法人であること。
- (2) インターネット上でA社との間で諸データの受け渡しができるシステム環境を有していること。
- (3) インターネット上で販売した商品もしくはサービスに関するアフターサービスの体制が整っていること。
 - (4) 本条本項第1号の個人もしくは法人の名義の銀行預金口座を有していること。
- (5) 本規約、Aシステム会員規約、Aシステムの仕組み、およびAシステム会員のAシステム利用方法を理解し、且つこれらを承認していること。
 - (6) A社所定の書式で加盟の申し込みをすること。
- (7) 前号の申込の内容についてA社から資料、情報の提供を求められた場合、これに応ずること。

- 2. 前項の規定に従ってAシステム加盟審査の申し込みがなされた場合、A社は、別途定める社内基準に従ってこれを審査します。
- 3. 前項の審査により加盟を可とされた個人および法人には、A社から契約締結のため加盟店契約書を送付します。この送付に際して、Aシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等A社所定のものが同送され貸与されます。
- 4. 前項に基づく送付を受けた個人および法人は、加盟店契約書に必要事項を記入し、記名および実印を捺印の後、印鑑証明書を添付してA社に送付します。
- 5. 前項の加盟店契約書のA社への到着をもって、A社と当該の個人および法人との間で、本規約を内容とする加盟店契約が成立します。但し、前項の加盟店契約書は、第3項に基づく契約書の発送の日から I か月以内にA社に到着しなければならないものとし、この期間経過後に前項の加盟店契約書がA社に到着した場合は、A社と当該の個人、法人との間の加盟店契約は成立しないものとします。
- 6. 前項に基づきA社との間で加盟店契約が成立した個人および法人を、本規約において「加盟店」といいます。

A-7

- 1. 加盟店は、第3条第1項第6号の申し込みの書式に記載した商品もしくはサービスを販売することができます。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。
 - (1) 販売する商品もしくはサービスが違法であるもの。
 - (2)商品もしくはサービスの販売方法が違法であるもの。
 - (3) 犯罪行為を惹起をするおそれがあるもの。
 - (4)生命もしくは身体に危険をおよぼすおそれがあるもの。
 - (5)猥褻性のあるもの、もしくは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの。
 - (6) 通常人の射幸心をあおるもの。
- (7) その他公序良俗に反するもの、もしくはAシステム会員に販売する商品、もしくはサービスとして不適当であるとA社が判断するもの。

D-3

本モールへ情報の掲載を希望する者は、本規約を承諾のうえ、掲載を希望する情報その他の必要事項(以下申込情報という)を、所定の申込用紙に記入し提出、又は本モール画面を利

用して入力することにより申込を行います。

D-4

運営者は、原則として申込情報をそのまま本モールに掲載します。但し、申込をした者の申 込情報の掲載が不適当と運営者が判断した場合には、申込情報を本モールへ掲載しない場合 があります。

6.3.1.6 モールの使用

- 1. 加盟店は、A社から貸与されたAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等を 自らインストールするものとします。
- 2. 加盟店は、A社から貸与されたAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等を、第3条第1項第6号の書式で事前にA社に通知した機器以外に、インストールしてはならないものとします。インストールする機器を変更する場合、加盟店は、事前に電子メールでA社に通知しその承認を得るものとします。機器の変更の手順は、A社が指定するところによります。
- 3. 加盟店は、第1項に基づくシステムのインストールの後、A社所定の手順によりインターネット接続テスト、受注から販売までの動作確認テスト、およびその他のテストを行うものとします。これらのテストは、第3条第5項に従い加盟店契約が成立した後に行われるものとし、テストの日程およびテスト内容の詳細については、A社が加盟店と協議のうえ定めるものとします。
- 4. A社は、前項に基づくテストの結果が良好であることを確認した後、Aシステム会員から商品もしくはサービスの購入の申し込みを受け付けることができる日時を加盟店に通知します。通知方法は電子メールもしくはA社が適切と認める方法によります。
- 5. 加盟店は、前項に基づき通知された日時以降、第7条および第8条に基づき、商品およびサービスを販売することができます。
- 6. 加盟店は、その責任の下に、通信環境および端末の保守およびプラグラムの設定等を行いこれらを良好な状態に保つものとします。
- 7. A社は、第3項に基づく接続テスト、動作確認テスト、もしくはその他のテストの結果が良好ではないと認めた場合、当該のAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等の返却その他の措置を加盟店に求めることができるものとします。
- 8. 加盟店は、A社から貸与されたAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、これらが不正使用されることを防止するものとします。

A - 5

- 1. 加盟店は、前条にもとづきA社から加盟店に貸与されるAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等を、本規約の目的の範囲内で且つ本規約に違反しない範囲で使用することができます。
- 2. 加盟店は、前項に基づいて使用を許諾されたAシステム接続処理プロラム、暗号キーファイル等の利用もしくは使用を第三者に許諾することはできません。
- 3. 本規約は、本条第1項の場合を除き、A社が権利を有する著作権、特許権、商標権およびその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、加盟店に許諾するものではありません。

C-4

甲は、本システムのうち、本サービスの場として甲に提供されている部分につき、乙がCネットの会員によるアクセスによって収益をあげることを認める。

6.3.1.7 出店者の義務

- 1. 加盟店は、本規約およびAシステム会員規約を理解しこれらを遵守し、Aシステム会員を欺いてこれら会員の利益を害することがあってはならないものとします。
- 2. 加盟店は、本規約およびAシステム会員規約に基づく取引によって知ることのできたAシステム会員に関する情報を、Aシステム会員への商品もしくはサービスの販売以外の目的のために利用してはならないものとします。
- 3. 加盟店は、Aシステム会員から商品もしくはサービスの購入申し込みを受け付けるにあたっては、販売する商品もしくはサービスの内容、販売価格、支払条件、商品引渡期日、サービス提供期日、その他の販売条件を明確にAシステム会員に示すものとし、Aシステム会員に錯誤を生じさせるような方法をもってこれらを説明してはならないものとします。
- 4. Aシステム会員と加盟店との問に紛議が発生しAシステム会員がこれを理由にA社に対しAシステム会員規約に基づき金銭債務の支払停止の通知を電子メールもしくは書面で通知した場合、以下の各号に従いその取扱を行うものとします。
- (1) A社は、Aシステム会員から支払停止の申出を受け付けた場合、加盟店に対しその事実を直ちに通知するものとし、加盟店は直ちに当該支払停止申出事由の解消のため最善の努力をするものとします。
- (2) 支払停止の申出が加盟店への支払前に発生した場合は、A社は、申出事由が解消されるまでの問、A社から加盟店への支払を停止することができるものとし、また支払後に発生

WG11 report-2

した場合は、加盟店はA社からの請求があった場合は直ちに支払代金相当額をA社に対し返還する義務を負うものとします。返還義務が履行されない場合の遅延損害金の利率は年29.2%とします。

- (3) 第2号に定める返還金は、申出事由が解消したとA社が判断したとき、もしくは申出事由の不存在を加盟店が立証したときは、A社から加盟店へ返還されます。
- (4) 加盟店は、支払停止申出事由の解消もしくは不存在の立証を、Aシステム会員からのA社に支払停止の通知がなされた後4ヶ月以内に行なうものとします。この期間内に解消もしくは不存在の立証ができない場合は、申出事由は解消不能もしくは存在するものとみなされるものとし、加盟店はこの取り扱いに予め同意します。
- (5) 支払停止の申出事由が解消されない場合、申出事由が存在する場合もしくは存在する とみなされた場合、A社の加盟店に対する債権買取義務および債権買取代金支払義務は消滅 するものとします。

B - 30

甲は、乙と別段の定めがある場合を除き、本ショップにおいて自己の営業活動を行うにあたり、当該事業主体が甲である旨を本ショップ内に明記するものとし、本ショップ内に乙の名称を表示するなど当該事業に乙が関わっていると第三者が誤解する恐れのある表示を一切行ってはならないものとする。

6.3.1.8 資料提供等

A - 18

- 1. 加盟店は、A社からAシステムもしくは加盟店規約の運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じます。
- 2. A社は、必要に応じて加盟店の事業所内に立ち入り、加盟店の本規約の遵守状況を確認することができます。

6.3.1.9 禁止事項

- 1. 加盟店は、次の各号の該当する行為を行ってはならないものとします。
- (1) 第三者に加盟店の名義を利用させること。
- (2) A社もしくは加盟店の営業秘密を第三者へ開示または漏洩すること。
- (3) Aシステム会員の I D番号を正当な Aシステム利用以外に使用すること。

- (4) Aシステム上で発生した電子メールを改変すること。
- (5) A社が指定した方法以外でのAシステムへ接続すること。
- (6) A社から加盟店に貸与されるAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等の全部または一部を、第3条第1項第6号の書式で通知した以外の機器にインストールすること。但し、A社が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
- (7) A社から加盟店に貸与されるAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等の全部または一部を、複製、翻案、翻訳、改変、有線送信、もしくは放送すること。
- (8) A社から加盟店に貸与されるAシステム接続処理プロクラム、暗号キーファイル等の全部または一部についてリバースエンジニアリングを行うこと。
- (9) A社から加盟店に貸与されるAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等の全部または一部を第三者に開示、貸与、または譲渡すること。
- (10) A社から加盟店に貸与されるものについて、善良な管理者の注意義務を怠ること。
- (11) バーチヤル店舗を設営する場所もしくはメールアドレスをA社の事前の承諾を得ることなく変更すること。
- (12) 第7条第1項の各号のいずれかに該当する商品もしくはサービスの販売を行うこと。
- (13)第9条に基づき販売データをA社に通知する際に、Aシステム会員に対する立替金、過去の売掛金、清算金等を、商品およびサービスの販売代金に加算して通知すること。
- (14) 第9条に基づき販売データをA社に通知する際に、商品もしくはサービスの販売代金の分割記載、金額訂正、売上期日変更をすること、もしくはA社に通知するデータを改変すること。
- (15) 意図的な変更を加えた販売データ、架空の販売データ、その他事実に反する販売 データをA社に通知する等、正常ではない取引行為を行うこと。
 - (16) A社に重大な損失を与える行為もしくはそのおそれがある行為をすること。
 - (17) その他、本規約もしくは諸法令に違反する行為をすること。
- 2. 加盟店が前項の規定に違反した場合、A社は、直ちに次の各号のいずれかもしくは複数を行うことができるものとします。

- (1) 第8条第1項第2号の依頼を拒むこと。
- (2) 第10条に基づく債権譲渡を解除すること。
- (3) 第12条に基づく支払いを留保すること。
- (4) A社から貸与したAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等を使用できない状態にすること。
- 3. 第2項第2号の解除がなされ且つ当該債権の譲渡の対価が既に加盟店に支払われている場合、加盟店は当該対価を直ちに返還するものとします。返還義務が履行されない場合の遅延損害金の利率は年29. 2%とします。
- 4. 加盟店は、本条に基づく取り扱いに関してA社に対して異議をのべず且つA社に損害賠償の請求その他をすることができないものとします。

B - 30

- 1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
- (1) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (2) 有害なコンピュータプログラムなどを送信または書き込む行為
- (3)他の甲または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
 - (4)他の甲または第三者を誹謗し、中傷しまたは名誉を傷つけるような行為
- (5)他の甲または第三者の財産、プライバシーを侵害しまたは侵害するおそれのある行為
 - (6) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為
- 2. 乙は、甲が前項各号に該当する行為を行っていると判断した場合、本ショップ内に掲載されている情報の全部もしくは一部を削除し、または本サービスの全部もしくは一部の提供を停止することかできるものとする。
- 3. 甲は、本ショップにおける商品の販売については、商品の発送、代金の回収その他一切について、自己の責任によりこれを行うものとし、本サービスの利用により甲が販売した商品に故障が生じまたは暇疵のあった場合、アフターサービス上または販売上のトラブルが生じた場合、その他当該販売に関する顧客との間の一切の問題については、甲は、自己の責任において誠実に対応し処埋するものとし、乙を一切免責するものとする。

6.3.1.10 モール運営者の義務

A - 19

- 1. A社は、Aシステムの稼働状態を良好に保つために、加盟店に事前に通知することなく Aシステムの運用を一時停止のうえ保守点検を行うことができます。
- 2. 加盟店は、Aシステム提供の中断により生じた損害についてA社が一切の責任を負わないことについて承認します。
- 3. 加盟店は、加盟店の機器等に起因する通信不良についてA社がその責を負わないことを 承認します。

B - 11

乙または特定クレジットカード会社は、取扱商品及び広告表現の内容が、信用販売の対象としてふさわしくないと判断したときは、甲に対して変更・改善若しくは販売中止を求めることができ、甲はその要求に従い、速やかに措置をとる。

B - 31

- 1. 乙は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがある。
- (1) 乙の本ショップに関する設備の保守上または工事上必要な場合。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれのある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うために必要な場合。
- 2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合には、事前に甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

D-9

- 1. 運営者は、特段の事情により必要と認めた場合に限り、情報掲載者に事前に通知することなく、本モールの一部又は全部を変更することがあります。
- 2. 運営者は、特段の事情により止むを得ず本モールを中止する場合があります。このときは、3か月前までに情報掲載者に通知します。

D - 10

運営者は、次の各号の何れかに該当する場合には、情報掲載者に事前に通知することなく、

- 一時的に本モールの提供の一部又は全部を中断する場合があります。
 - (1) 本モールのシステムの保守点検を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電などにより本モールの提供ができなくなった場合
 - (3) 天災地変などにより本モールの提供ができなくなった場合
 - (4) その他、運用上運営者が一時的な中断を必要と判断した場合

D - 15

- 1. 運営者は、情報掲載者に対して、本モールを利用するために必要なコンピュータ、通信機器その他の機器を提供するものではありません。
- 2. 運営者は、情報掲載者が本モールを利用して掲載情報の登録/更新/削除を行う場合であっても、それに係る通信費などを負担するものではありません。

6.3.1.11 コンテンツの管理

D-7

出店者は、自己の掲載情報について、いつでも、その一部又は全部を変更及び削除することができます。

6.3.1.12 責任・保証

A - 13

- 1. 加盟店がAシステム会員に販売する商品およびサービスの品質については、すべて加盟店が責任をもって保証するものとします。
- 2. 加盟店は、Aシステム会員に販売した商品およびサービスの保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等に関して、A社にいかなる損失、費用、その他の負担も負わせないものとします。
- 3. 商品もしくはサービスの販売に関し、加盟店とAシステム会員との間で紛議の発生した場合は、全て加盟店の責任により解決を図り、A社には一切の迷惑をかけないものとします。

A - 20

A社は、A社の加盟店に対する債務と加盟店のA社に対する債務とを、後者の債務の履行期限の如何にかかわらず、相殺することができるものとします。

A - 23

- 1. A社は、加盟店から通知された販売データの正当性について疑義が生じた場合当該販売データに関する支払を留保することができます。加盟店は、これを諒承しA社による調査に協力するものとします。
- 2. A社が適切且つ合理的な理由により、加盟店から通知された販売データが正当なものではないと判断した場合、販売データに意図的な変更を加えられていると判断した場合、もしくはその他不正行為が行われていると判断した場合、第24条第2項乃至第4項の規定が適用されるものとします。

B - 25

甲は、甲が行った信用販売について、一切の責任を負うものとし、次の事情が判明し、特定 クレジットカード会社から乙に対して債権の買い戻しの請求があったときは、無条件で乙か らの債権買い戻しに応じるものとする。

- (1) 本規約の規定に反する手続きにより行われたオンライン決済や売上票の作成による債権と認められたとき。
- (2) 甲と会員との問で代金債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速やかに解決ができなかった場合。
- (3) 会員が商品の引渡しまたは提供を受けることが出来ないこと等を理由として、当該代金債権を含むカード利用代金債権の支払いを拒否した場合。
 - (4) 会員から売上代金債権に関し、カード利用の否認があった場合。
 - (5) その他、本契約に定める場合。

B - 26

乙は、回線の輻轄、機器の障害等による情報の損失、遅延、誤送、予期せぬシステムトラブルによるサービスの一時的な中断、また乙以外のものによる情報の改竄や漏洩、消去等により発生した損害、その他甲が本サービスに関して被った損害(その原因の如何を問わない)については、第21条に定める月額店舗掲載科に対しての損害賠償の場合を除き、一切賠償する責を負わないものとする。

C-2

乙は、甲に対し、乙の運営する○○サービス(以下「Cネットサービス」という)において、別紙に定める甲の取り扱い商品の注文受付(以下「本サービス」という)の場を別紙に定める方法により提供する。甲は、乙のCネットにおいて本サービスを行い受注した場合、

甲のリスクと責任において商品を捉供し、料金を回収するものとし、内容に関して責任を負うものとする。

C - 3

本サービスに関し第三者(利用者を含む)との間に発生した通信契約上の紛争に対し、甲は一切の責任を負うものとする。

6.3.1.13 出店者と会員との関係

B - 12

- 1. 甲は、会員から商品の返品の申し出を受け、これを受領した場合、次の通り取り扱うものとする
- (1) 甲は、商品を受領した日を返品日とし、直ちに特定クレジット会社所定の売上票に当該会員の会員番号、有効期限、会員氏名、金額、加盟店名、加盟店番号、返品日(ご利用日欄に記載する)、返品の表示、取扱者名、その他必要事項を記入して返品伝票を作成し、特定クレジット会社所定の方法により乙へ提出するものとする。
- (2) 甲は、前項にかかわらず、特定クレジット会社または乙から別途の指示があった場合は、それに従うものとする。
- 2. 甲は、前項の手続きに従わずに、会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとする。

B - 13

- 1. 甲は、会員に対して販売した商品の品質不良、暇疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他販売した商品に関する会員との紛議ついては、遅滞なくこれを解決する。その紛議の内容により、乙から商品の変更、販売方法、運送方法等について改善の申し入れを受けたときは、甲はこれによる改善を行う。
- 2. 甲は、前項の紛議に際して会員から商品の返品の申し出があった場合には、速やかにこれに応じて前条の処置をとる。
- 3. 甲は、会員との紛議の解決にあたり、会員に対して当該代金債権を直接返還してはならない。

B - 14

甲は、本サービスの利用を通して知り得た顧客の氏名、住所等の情報あるいは顧客の購入した商品等の情報(以下願客情報等という)について、乙が自らこれを利用することを認めるものとする。

B - 16

甲が、本ショップ内において乙の提供する会員管理機能を利用し会員制サービスを顧客に提供する場合には、甲は、乙に対し会員管理科を支払うものとし、その料金額については甲乙別途協議し定めるものとする。

D-5

- 1. 運営者は、情報掲載者に対し、運営者が設定した情報掲載番号、情報掲載者が自ら設定する登録者 I D及びパスワード(以下三つを併せて I Dという)を付与します。
- 2. 情報掲載者は、IDを第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。
- 3. 情報掲載者は、IDの使用・管理について一切の責任を持つものとし、運営者に損害を与えることのないものとします。
- 4. IDが不正に利用されたことにより情報掲載者が損害を被った場合であっても、運営者は責任を負わないものとします。
- 6.3.1.14 広告・宣伝

B - 1.5

甲が、本ショップ内において第三者の広告を掲載する場合には、乙に対し広告掲載料を支払うものとし、その料金額については甲乙別途協議し定めるものとする。

C-2

乙は、Cネットに本サービスの案内をする。その範囲は、乙が可能な範囲とする。

6.3.1.15 出店料

B - 19

甲が本サービス提供の対価として乙に支払う対価(以下「利用科」という)は、初期費用、 月額店舗掲裁料、および売上げ管理料から構成される。

B - 20

- 1. 甲は、本契約締結後直ちに乙に初期費用を支払うものとする。
- 2. 初期費用の具体的な料金額は、別紙にて定めるものとする。

B - 21

- 1. 甲は、月額店舗掲載料を乙に支払うものとする。
- 2. 月額店舗掲載料の具体的な料金額は、別紙にて定めるものとする。

B - 22

- 1. 甲は、毎暦月ごとに本ショップ内で行った取引金額に応じた売上管埋料を乙に支払うものとする。
- 2. 売上管理料の具体的な料率は、別紙にて定めるものとする。
- 3. 乙に支払われた売上げ管理料は、商品の払い戻しなど債権の買い戻しを行った場合で も、原則として返還しない。

C - 8

甲は、本システムを甲の注文受付の場として使用するにあたり、その利用料金として下記の 費用を乙に支払うものとする。

初期費用: 円

月額管理料: 円

6.3.1.16 支払方法

- 1. A社は、前月21日から当月20日までの第10条の債権譲渡の対価を当月末日に加盟店に支払います。但し、第4条第4項に基づき指定される日時の後の最初の支払いに限り当月支払いは行わず、翌月分と合算して翌月月末に支払われるものとします。
- 2. 前項に基づく支払いは、第3条第1項第6号の申込の書式に記載された加盟店指定の金融機関の預金口座宛への振込依頼を前項本文の支払日の前日に行うことによってなされるものとします。支払日の前日が金融機関の営業日ではない場合は、次の営業日に振込依頼をするものとします。
- 3. A社は、債権譲渡の対価の支払いに際して、譲渡対象債権の債権金額から債権買取りの 手数料および振込手数料を控除します。
- 4. 債権買取りの手数料は、個々の譲渡対象債権の金額に3%を乗じた金額とし、端数は切り上げるものとします。A社は、第26条に定めるところに従い、この料率を変更することができるものとします。

5. 譲渡対象債権の債権金額から本条第4項もしくは第5項の手数料を控除した後の残額が第3項の振込手数料以下の場合は、本条に基づくA社から加盟店への支払いはなされないものとし、加盟店はこれを了承します。

B - 23

1. 甲は、利用料を乙が指定する期日までに、乙に支払うものとする。ただし売上げ管理料については第18条に定める通りとする。

B - 24

- 1. 甲は、利用料(延滞利息を除く)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から実際に支払いのあった日までの日数について、年14. 5%の割合で計算して得た額を延滞利息として乙に支払うものとする。
- 2. 甲は、利用料の支払いを不法に免れた場合には、その免れた額のほか、その免れた額の 2倍に相当する額の割増金に、これに対応する消費税相当額を加算して乙に支払うものとす る。

C-9

- 1. 甲は、前条における初期費用について、本サービス開始時に消費税相当額とともに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により、乙に対し支払うものとする。
- 2. 乙は、前条における月額管理料について、毎月20日までに前月に係わる金額を書面により甲に対し請求するものとする。これに対し、甲は、乙からの請求書受領月の翌月未日までに当該請求書に係わる月額管理料およびそれに係わる消費税相当額を、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

6.3.1.17 権利の帰属

A - 11

加盟店が本規約に基づきAシステム会員に販売した商品の所有権は、当該商品の販売代金債権が加盟店からA社に譲渡されたとき、A社に移転します。A社からの要請ある場合、加盟店は、Aシステム会員に対し、当該購入商品をA社のために占有することをA社所定の書面をもって指示するものとします。

C - 3

1. 本サービスに関する著作権その他一切の権利は、本条2項を除き甲に帰属するものとし、乙は本システムにおいて何らかの形で本サービスの主体が甲である旨を標記する。甲は、本サービスに第三者の著作権その他何らかの椎利が合まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを行い本サービスを行なう。

2. 乙の企画による検索・処理システムが付加された本システムの集合体の著作権は、乙に帰属する。

6.3.1.18 通知

A - 9

- 1. 加盟店は、第8条第1項第6号に基づきAシステム会員に商品を引渡した場合もしくはサービスを提供した場合、直ちに、第8条第1項第7号に基づきこれらの販売代金、消費税、送料およびA社から指定されたデータ(本規約において「販売データ」といいます。)を電子メールでA社に通知します。
- 2. 加盟店は、商品もしくはサービスの販売条件のなかで当該商品もしくはサービスの送料をAシステム会員が負担することを明示している場合に限り、当該送料を売上情報の中に含めてA社に通知することができます。

A - 16

- 1. A社から加盟店に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、加盟店が第3条第1項第6号に基づき予めA社に通知したアドレス宛の電子メールにより行うものとします。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合はこの限りではありません。
- 2. A社から加盟店宛の電子メールは、加盟店のサーバーへの到着をもって加盟店に通知されたものとします。但し、本規約中に別段の定めが有る場合、および前項但書の場合を除きます。
- 3. 加盟店は、A社からの通知の有無およびその内容を確認するため加盟店宛の電子メールを毎日1回は閲覧するものとします。

- 1. 加盟店は、本規約に基づきA社へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、支払先預金口座、もしくはその他の重要な事項について変更する場合は、事前にA社に対してA社所定の様式をもって通知するものとします。
- 2. 加盟店からA社への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、A社指定の方法による電子メールで行うものとします。
- 3. 加盟店は、インターネット上にバーチャル店舗を設営する場所、手法、もしくはメールアドレスを変更する場合、事前にA社に通知し、その承諾を得なければならないものとします。これらの通知および承諾は、電子メールもしくは書面によるものとします。
- 4. 加盟店が第1項の通知もしくは第3項の承諾取得を怠ったことにより生じた加盟店の損

失その他の負担について、A社はその責め負いません。

A - 25

- 1. 加盟店は、本規約にもとづくA社と加盟店との間の取引により生じた客観的な取引事実に基づく加盟店に関する情報および加盟申込みに関する事実が、クレジットカード会社に書面その他の方法により通知され、あるいはA社が加盟する信用情報機関等に登録され、当該クレジットカード会社または当該情報機関等の参加加盟会員が自己の取引上の判断の為に利用することについて同意します。
- 2. A社は、第3条に基づく加盟審査および本規約に基づく取引上の判断のため、他のクレジットカード会社もしくは情報機関等から加盟店および第3条第1項第6号の申込書を提出した者に関する情報を入手し利用することができるものとし加盟店はこれに同意します。
- 3. A社は、法令に基づく命令のある場合もしくは官公庁からの要請ある場合、本規約に基づいて知ることのできた加盟店に関する情報をこれらの命令もしくは要請に従って開示もしくは提供することができるものとし、加盟店はこれに同意します。

D-6

- 1. 情報掲載者は、掲載情報のうち担当者、連絡先に変更のあった場合には、速やかに運営者に対し変更の届出を行うものとします。
- 2. 変更の届出を行なわなかったことにより情報掲載者が損害を被った場合であっても、運営者はその責任を負わないものとします。

6.3.1.19 権利譲渡禁止

- 1. 加盟店は、本規約およびAシステム会員規約に基づきAシステム会員に商品およびサービスを販売することにより加盟店が取得する債権を、第9条に従い販売データを通知することによりA社に譲渡します。
- 2. 前項の販売データがA社に到着したときをもって当該販売データに関する販売代金債権がA社に譲渡されたものとします。但し、第8条第3項前段の義務に違反して加盟店が販売した商品およびサービスの代金債権については、A社に譲渡されないものとしA社はその譲渡の対価および当該代金債権相当額を加盟店に支払う義務を負わないものとし、また、第8条第3項前段以外の本規約の規定に違反して販売された商品もしくはサービスに関する代金債権については、A社はその債権の加盟店からA社への譲渡を解除することができるものとします。
- 3. 第9条に基づき加盟店からA社に通知された販売データとA社保有のデータとの間の一致を販売データ到着後24時間以内にA社が確認できなかった場合、前項の定めにかかわらず、債権譲渡は解除されたものとします。この場合、A社は、当該債権の譲渡が解除された

旨を、電子メールその他A社が適切と考える方法により加盟店に通知するものとします。本項の通知は、販売データが加盟店からA社に到着後48時間以内に発信されるものとします。

4. 販売データが加盟店による商品もしくはサービスの販売後2週間を越えてA社に到着した場合、A社は、当該販売データに関する債権の買い取りを拒むことができます。買い取りを拒む旨の通知は、電子メールその他A社が適切と考える方法により、販売データが加盟店からA社に到着する前もしくは到着後48時間以内に発信されるものとします。

A - 22

- 1. 加盟店は、Aシステム会員に商品もしくはサービスを販売したことによって生じるAシステム会員に対する債権の全部または一部を、事前にA社の書面の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。
- 2. 加盟店は、A社との問の契約上の地位もしくはA社に対する個々の債権の全部または一部を第三者に譲渡することができません。

B - 32

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる権利または義務の全部または一部を第三者に護渡しまたはひきうけさせてはならないものとします。

6.3.1.20 機密保持

B - 29

- 1. 甲および乙は、本契約に関連して相手方から開示を受けた相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
- (1) 開示のときに、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
- (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 裁判所からの命令またはこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示 を要求される情報

C-6

甲および乙は、本契約期間の終了の前後を問わず、本契約並びにこれに付随する他方との取引によって知り得たすべての業務上の秘密、ノウハウ等に関する一切の内容を第三者に開示・漏洩してはならない。

6.3.1.21 契約の効力

A - 21

本規約は、A社を代理する権限を加盟店に付与するものではありません。本規約は、A社の商号もしくはその他A社を示す名称を使用して営業をなすことを加盟店に許諾するものではありません。

6.3.1.22 契約の変更

A - 26

加盟店は、A社が本規約の変更内容を加盟店宛に電子メールで通知した後に、第8条第1項第7号の通知を行なったとき、またはA社からの電子メールよる通知の後1か月を経過したときのいずれか早いほうの時点で、変更後の規約に同意したものとされます。

C - 13

この契約書に定める事項に関して、変更する必要が生じた場合は、甲および乙両者が誠意を もって協議し定めるものとする。

D-2

- 1. 運営者は、情報掲載者の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することがあり、情報掲載者は変更後の規約の適用を受けます。
- 2. 本規約の変更は、本モール画面、書面又はその他の手段により情報掲載者に随時提示します。

6.3.1.23 有効期間

A - 27

本規約第3条第5項に基づき成立したA社と加盟店との間の契約は、契約成立の日から1年間効力を有するものとし、期間満了の3か月前までにA社もしくは加盟店から相手方に対して書面をもって契約を更新しない旨の通知をしない限り契約は更に1年間効力を有するものとし以後も同様とします。

B - 33

本契約の有効期間は、平成____年___月___日から平成___年___月___日までとする。ただし、期間満了の3ケ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がなされない場合は、さらに1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎にこの例によるものとする。

C-7

本契約の有効期間は、平成____年___月___日より____年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれかが書面による更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一条件にてさらに1年間を延長するものとし、以後期間満了毎にこの例による。

D - 13

- 1. 本モールは、平成8年2月8日から当分の間モニター期間とします。モニター期間中は、情報掲載料を無料とします。
- 2. モニター期間を終了する場合には、その1か月前から、情報掲載料その他詳細について、本モール画面、書面又はその他の手段により情報掲載者に提示します。
- 3. 情報掲載者がモニター期間中の掲載情報を終了後も継続して掲載することを希望する場合には、情報掲載料が必要となります。情報掲載料をお支払い戴けない場合には、運営者は掲載情報を削除することができます。

D - 14

- 1. 本規約は、付則に定める最新の改訂日からモニター期間終了日まで有効とします。モニター期間終了日は、その1か月前から、本モール画面、書面又はその他の手段により情報掲載者に提示します。
- 2. モニター期間中は、本モール画面、書面又はその他の手段により情報掲載者に随時その旨を提示します。

6.3.1.24 賠償責任

B - 27

- 1. 乙は本サービスを提供すべき場合において、乙の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用出来ない状態にあることを乙が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したときに限り、当該甲の損害賠償請求に応じるものとする。
- 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、当該甲に現実に発生した通常の直接損害とし、 本サービスが全く利用できない状態にあることを乙が知った時刻以後のその状態が連続した 時間(12時間の倍数である場合に限る)に対応する当該本サービスの提供に係わる月額店 舗掲載料金に相当する額にこれに対応する消費税額を加算した額の範囲内で、かつその総額

は、1ヶ月相当額を限度とする。

C-5

本契約の履行に関し、乙が故意または過失により、甲に損害を与えた場合は、甲はその賠償を乙に請求することができる。また、甲が故意または過失により乙に損害を与えた場合は、 乙はその賠償を甲に請求することができる。

D - 11

- 1. 情報掲載者は、本規約に違反し又は情報を掲載することに関して、運営者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
- 2. 情報掲載者は、本規約に違反し又は情報を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、情報掲載者自身で解決するものとし、運営者に損害を与えることのないものとします。
- 3. 運営者は、本モールの変更、中止、中断及び本モールに情報を掲載することに関して、 情報掲載者が損害を被った場合においてもいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠 償をする義務を負わないものとします。

6.3.1.25 中途解約

A - 2.8

A社および加盟店は、解約日の3か月前までに相手方に対し書面で通知することにより、本規約第3条第5項に基づき両者間に成立した契約を解約することができます。

C - 10

甲または乙は本契約期間中といえども本契約を継続することを困難とする事情が生じた場合、1カ月以上の予告期間を設けて、甲・乙協議の上、本契約を解約することができる。

6.3.1.26 解除

- 1. Aシステム会員が加盟店からの商品もしくはサービスの購入を解除した場合、A社は、本規約第10条および第12条に基づく債権譲渡を解除することができるものとします。
- 2. 前項に基づき第10条および第12条の債権譲渡が解除された場合、ならびに第10条第2項もしくは同条第3項に基づき代金債権の譲渡が解除された場合、加盟店は、第12条に基づきA社から加盟店に支払われた金額と同額をA社に返還するものとします。この返還債務が履行されない場合の遅延損害金の利率は年29.2%とします。

A - 29

A社は、加盟店が次のいずれかに該当する場合、書面で通知することにより本規約第3条第5項に基づき成立したA社と加盟店との間の契約を、直ちに解約することができます。

- (1) 加盟店の信用状態に重大な不安が発生したとA社が判断したとき。
- (2) 加盟店がA社とのインターネット上の通信手段を失ったとき。
- (3) 加盟店が本規約に違反したとき。
- (4) 第3条第1項第1号乃至第5号および第7号の要件のうちのいずれかが欠けたとき。
 - (5) その他加盟店として不適格であるとA社が判断したとき。

B - 34

- 1. 甲および乙は、相手方が本契約の条項の一に違反し、書面により30日以上の期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、ただちに本契約を解除できるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。
- (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、整理開始、会社更正手続きの開始、破産もしくは競売の申し立てを受け、または自ら整埋、和議、会社更正手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき。
- (2) 自ら振り出しまたは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等、支払い停止状態に至ったとき
- (3)前2号のほか、その財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたとき
 - (4) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (5) 第30条に違反していると乙が判断したとき
 - (6) その他Bショップ店舗として不適当と乙が判断したとき
- 3. 甲は、甲の帰すべき事由により第1項に基づき本契約が終了した場合または前号各号の 一に該当する事由がある場合には、当該時点において本契約に基づき負担する乙に対する一

切の債務につき期限の利益を失い、ただちにこれを弁済するものとする。

C - 11

- 1. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方に書面により通知することにより、直ちに本契約を無催告にて解約することができる。
- (1) 本契約の条項の一つに違反し、当該違反に関する相手方からの書面による通知をうけた後、80日以内にこれを是正しないとき。
- (2)差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分をうけ、または整理、会社更正手続の開始、破産もしくは競売を中し立てられ、または自ら整理、和議、会社更正手続きの開始もしくは、 破産の申し立てをしたとき。
- (3) 自ら振出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 資本の減少、営業の停止または解散の決議をしたとき。
- (5) 前各号の他、財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (6) 本契約を継続することができない重大な背信行為を行ったとき。
- 2. 前項による解除は損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6.3.1.27 契約終了時の措置

A - 30

- 1. 本規約第3条第5項より成立した契約が期間満了もしくは解約により終了した場合、A 社は、Aシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等を直ちに使用できないようにす ること、および第8条第1項第2号の依頼を拒むことができます。
- 2. 本規約第3条第5項より成立した契約が期間満了もしくは解約により終了した場合、加盟店は、A社から貸与されたAシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等を、直ちに、A社に返還しなければならないものとします。また、この場合、加盟店は、Aシステム接続処理プログラム、暗号キーファイル等のすべてを加盟店が保有する機器のすべてから消去し以後これらを使用できない状態にするものとします。

C - 12

本契約終了時において、甲および乙は、本契約に基づき相手方から引き渡されたものすべてを返還ないし廃棄する。但し、覚書等により特別の定めがあるものについてはこの限りでは

WG11 report-2

ない。

D - 12

情報掲載者は、いつでも、必要事項を記入した所定の用紙の提出、又は本モール画面を利用した掲載情報の削除により本モールへの情報の掲載を終了させることができます。

6.3.1.28 準拠法

A - 32

本規約およびAシステム会員規約は、日本法に従って解釈されるものとします。

D - 1.7

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

6.3.1.29 合意管轄

$A - 3 \ 3$

A社と加盟店の問で訴訟の必要が生じた場合の第1審専属管轄裁判所は、東京地方裁判所 (東京都千代田区)とします。

B - 3.6

本契約に関して甲と乙の間に生じた一切の紛争については、大分地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

C - 14

本契約に関連して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

D - 16

情報掲載者と運営者との間で、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専 属的管轄裁判所とします。

6.3.1.30 協議

B - 35

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、甲乙別途協認のうえ決定

WG11 report-2

するものとする。

C - 15

この契約書に定めのない事項および内容に疑義が生じた場合、甲・乙両者が誠意をもって協議し決するものとする。

D - 18

本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が生じた事項について情報掲載者及び運営者は、誠意をもって協議し解決するものとします。

7巻末(名簿)

国際取引ワーキンググル	レープ					
主査	長 博連	電子商取引実証推進協議会主席研究員				
副主査	水野 史隆	電子商取引実証推進協議会主席研究員				
有識者	服部 成太	服部法律事務所 弁護士				
モデル約款チーム						
リーダー	梶原 慎二	株式会社野村総合研究所 新社会システム事業 本部 事業企画室 主任コンサルタント				
サブ・リーダー	松谷 徹	株式会社住友クレジットサービス マルチメ ディア推進部 次長				
	坂本 隆	アコム株式会社 ネットワークビジネス営業部 ネットワークビジネス推進課長				
	保倉 豊	有限会社グローバルフレンドシップ 代表取締 役社長				
	河崎 克也	社団法人日本クレジット産業協会 会員部 主 任				
	工藤 義一	富士通株式会社 第一システム事業部 担当部 長				